

長野県地域防災計画

風水害対策編

令和5年度修正

新旧対照表

新		旧		修正理由・備考
第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱		第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱		事業者名の修正
第2 処理すべき事務又は業務の大綱		第2 処理すべき事務又は業務の大綱		
6 指定地方公共機関		6 指定地方公共機関		
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	
(6)放送事業者	(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ、エルシーブイ(株)、(株)テレビ松本ケーブルビジョン、(株)上田ケーブルビジョン、(株)Goolight) 気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。	(6)放送事業者	(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ、エルシーブイ(株)、(株)テレビ松本ケーブルビジョン、(株)上田ケーブルテレビジョン、(株)Goolight) 気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。	

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第1節 風水害に強い県づくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 風水害に強いまちづくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(全部局)</p> <p>(ア) 風水害に強いまちの形成</p> <p>d 危険な盛土が確認された場合は、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法などの</u>各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。また、その内容について、市町村と情報共有を行うとともに、必要に応じて住民への周知を図るものとする。</p> <p>e 広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点を経て、各指定避難所への支援物資を届けるための緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送<u>道路</u>など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。</p> <p><u>f 所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する市町村に対し、必要な助言や支援を行うよう努めるものとする。</u></p> <p><u>g</u> 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。</p> <p>(略)</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 風水害に強いまちの形成</p> <p>h 危険な盛土が確認された場合は、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法などの</u>各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。また、その内容について、県と情報共有を行うとともに、必要に応じて住民への周知を図るものとする。</p> <p>i 道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送<u>道路</u>など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第1節 風水害に強い県づくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 風水害に強いまちづくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(全部局)</p> <p>(ア) 風水害に強いまちの形成</p> <p>d 危険な盛土が確認された場合は、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。また、その内容について、市町村と情報共有を行うとともに、必要に応じて住民への周知を図るものとする。</p> <p>e 広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点を経て、各指定避難所への支援物資を届けるための緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>f</u> 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。</p> <p>(略)</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 風水害に強いまちの形成</p> <p>h 危険な盛土が確認された場合は、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。また、その内容について、県と情報共有を行うとともに、必要に応じて住民への周知を図るものとする。</p> <p>i 道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

<p><u>j</u> 所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。</p> <p><u>k</u> 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成するものとする。</p> <p>(a) 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進する等、風水害に強い土地利用の推進</p> <p>(略)</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>j</u> 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成するものとする。</p> <p>(a) 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進<u>都市的土地利用を誘導しないもの</u>とする等、風水害に強い土地利用の推進</p> <p>(略)</p>	<p>誤字の修正</p>
---	--	--------------

(別記) 防災機能を有する道の駅一覧

No	所在地	道の駅名称	路線名	整備手法	施設管理者又は占有者	防災機能		駐車場面積(m ²)
						活動拠点※1	ヘリポート	
1	佐久市伴野7番地1	ヘルシーテラス佐久南	(国)142号	単独型	佐久市	○		5,263 m ²
2	佐久市甲2177番地1	ほっとば〜く・浅科	(国)142号	一体型(県)	長野県	○		3,195 m ²
3	上田市小泉字塩田川原2575番地2	上田 道と川の駅	(国)18号	一体型(国)	国土交通省	○	○	7,600 m ²
4	東御市布下35番地4	みまき	(主)諏訪白糠湖小環線	一体型(県)	長野県	○		2,490 m ²
5	長和町古町2424番地19	マルメロの駅ながと	(国)152号	一体型(県)	長野県	○		9,000 m ²
6	青木村大字村松26番地1	あおき	(国)143号	一体型(県)	長野県	○	○	2,909 m ²
7	富士見町落合1984番地1	信州葛木宿	(国)20号	一体型(国)	国土交通省	○		9,000 m ²
8	飯島町田切2598-1	花の里いいじま	(主)飯島飯田線	一体型(県)	長野県	○		4,540 m ²
9	飯島町七久保2252番地	田切の里	(国)153号	一体型(県)	長野県	○		4,727 m ²
10	南箕輪村2358番地5	大芝高原	(村)3134号	単独型	南箕輪村	○		8,728 m ²
11	飯田市南信濃和田456	遠山郷	(国)152号	単独型	飯田市	○		3,705 m ²
12	阿南町新野2700	信州新野千石平	(国)151号	一体型(県)	長野県	○		3,637 m ²
13	平谷村321番地	信州平谷	(国)153号	一体型(国)	国土交通省	○		9,250 m ²
14	大鹿村大字大河原390	歌舞伎の里大鹿	(国)152号	単独型	大鹿村	○		1,700 m ²
15	木祖村大字数原163番地1	木曾川源流の里 きそむら	(国)19号	単独型	木祖村	○		2,130 m ²
16	大桑村大字野尻160番地の27	大桑	(国)19号	一体型(国)	国土交通省	○		2,810 m ²
17	塩尻市大字塩尻町1090番地	小坂公園	(国)20号	単独型	塩尻市	○		8,900 m ²
18	塩尻市大字木曾平沢2272番地7	木曾ならかわ	(国)19号	一体型(国)	国土交通省	○		3,990 m ²
19	塩尻市大字奈良井1346番の3	奈良井木曾の大橋	(国)19号	一体型(国)	国土交通省	○		4,260 m ²
20	筑北村坂北4340番地	さかきた	(国)403号	一体型(県)	長野県	○		2,090 m ²
21	小谷村大字北小谷1861番地1	小谷	(国)148号	一体型(県)	小谷村	○		5,520 m ²
22	小布施町大字大島601番地	オアシスおぶせ	(一)村山小布施停車場線	単独型	小布施町	○		15,000 m ²
23	山ノ内町大字佐野393番地2	北信州やまのうち	(国)292号	一体型(県)	長野県	○		4,460 m ²
24	長野市中条住良木1704番地	中条	(主)長野大町線	一体型(県)	長野県	○		3,100 m ²
25	信濃町大字柏原1260番地4	しなの	(国)18号	一体型(国)	国土交通省	○		5,190 m ²
26	小川村大字高府1502番地2	おがわ	(主)長野大町線	単独型	小川村	○		2,000 m ²
27	野沢温泉村大字虫生2375	野沢温泉	(国)117号	単独型	野沢温泉村	○		3,900 m ²
28	中野市永江2136番地	ふるさと豊田	(国)117号	一体型(県)	長野県	○		2,780 m ²
29	佐久穂町大字畑1190番1	八千穂高原	(国)299号	一体型(県)	長野県	○※2		未定

※1 活動拠点の役割

緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等の活動拠点
緊急交通路確保のための応急復旧活動拠点・放置車両等の移動先等

※2 今後整備予定

(別記) 防災機能を有する道の駅一覧

No	所在地	道の駅名称	路線名	整備手法	施設管理者又は占有者	防災機能		駐車場面積(m ²)
						活動拠点※1	ヘリポート	
1	佐久市伴野7番地1	ヘルシーテラス佐久南	(国)142号	単独型	佐久市	○		5,263 m ²
2	佐久市甲2177番地1	ほっとば〜く・浅科	(国)142号	一体型(県)	長野県	○		3,195 m ²
3	上田市小泉字塩田川原2575番地2	上田 道と川の駅	(国)18号	一体型(国)	国土交通省	○	○	7,600 m ²
4	東御市布下35番地4	みまき	(主)諏訪白糠湖小環線	一体型(県)	長野県	○		2,490 m ²
5	長和町古町2424番地19	マルメロの駅ながと	(国)152号	一体型(県)	長野県	○		9,000 m ²
6	青木村大字村松26番地1	あおき	(国)143号	一体型(県)	長野県	○	○	2,909 m ²
7	富士見町落合1984番地1	信州葛木宿	(国)20号	一体型(国)	国土交通省	○		9,000 m ²
8	飯島町田切2598-1	花の里いいじま	(主)飯島飯田線	一体型(県)	長野県	○		4,540 m ²
9	飯島町七久保2252番地	田切の里	(国)153号	一体型(県)	長野県	○		4,727 m ²
10	南箕輪村2358番地5	大芝高原	(村)3134号	単独型	南箕輪村	○		8,728 m ²
11	飯田市南信濃和田456	遠山郷	(国)152号	単独型	飯田市	○		3,705 m ²
12	阿南町新野2700	信州新野千石平	(国)151号	一体型(県)	長野県	○		3,637 m ²
13	平谷村321番地	信州平谷	(国)153号	一体型(国)	国土交通省	○		9,250 m ²
14	大鹿村大字大河原390	歌舞伎の里大鹿	(国)152号	単独型	大鹿村	○		1,700 m ²
15	木祖村大字数原163番地1	木曾川源流の里 きそむら	(国)19号	単独型	木祖村	○		2,130 m ²
16	大桑村大字野尻160番地の27	大桑	(国)19号	一体型(国)	国土交通省	○		2,810 m ²
17	塩尻市大字塩尻町1090番地	小坂公園	(国)20号	単独型	塩尻市	○		8,900 m ²
18	塩尻市大字木曾平沢2272番地7	木曾ならかわ	(国)19号	一体型(国)	国土交通省	○		3,990 m ²
19	塩尻市大字奈良井1346番の3	奈良井木曾の大橋	(国)19号	一体型(国)	国土交通省	○		4,260 m ²
20	筑北村坂北4340番地	さかきた	(国)403号	一体型(県)	長野県	○		2,090 m ²
21	小谷村大字北小谷1861番地1	小谷	(国)148号	一体型(県)	小谷村	○		5,520 m ²
22	小布施町大字大島601番地	オアシスおぶせ	(一)村山小布施停車場線	単独型	小布施町	○		15,000 m ²
23	山ノ内町大字佐野393番地2	北信州やまのうち	(国)292号	一体型(県)	長野県	○		4,460 m ²
24	長野市中条住良木1704番地	中条	(主)長野大町線	一体型(県)	長野県	○		3,100 m ²
25	信濃町大字柏原1260番地4	しなの	(国)18号	一体型(国)	国土交通省	○		5,190 m ²
26	小川村大字高府1502番地2	おがわ	(主)長野大町線	単独型	小川村	○		2,000 m ²
27	野沢温泉村大字虫生2375	野沢温泉	(国)117号	単独型	野沢温泉村	○		3,900 m ²
28	佐久穂町畑清水町	(仮称)八千穂高原	(国)299号	一体型(県)	長野県	○※2		未定

※1 活動拠点の役割

緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等の活動拠点
緊急交通路確保のための応急復旧活動拠点・放置車両等の移動先等

※2 今後整備予定

市町村地域防災計画に
位置付けられた道の駅を
追加

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第2節 災害発生直前対策</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 避難誘導体制の整備</p> <p>エ 市町村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第2節 災害発生直前対策</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 避難誘導体制の整備</p> <p>エ 市町村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。</p>	<p>名称の修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第6節 救助・救急・医療計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>救助・救急用資機材の整備、医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達体制の整備を図る。また、災害時に医療活動の拠点となる災害拠点病院として指定した、県1箇所の基幹災害拠点病院及び二次医療圏に1箇所<u>以上</u>の、地域災害拠点病院を中心とした、災害医療体制の整備を図るとともに、施設の災害対応機能の強化を図る。</p> <p>このほか医療機関の被害状況、患者受入状況及び活動体制、災害発生、交通規制の状況等について、関係機関が相互に把握できるよう情報共有、連絡体制の整備を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 救助・救急用資機材の整備</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p><u>令和4</u>年4月1日現在、県内消防本部における救助救急車両の現有台数は、救助工作車26台、救急自動車<u>119</u>台であり、消防力の整備指針に対する充足率は、救助工作車96.3%、救急自動車<u>98.3</u>%である。</p> <p>(略)</p> <p>3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(健康福祉部)</p> <p>(ア) 国の指導に基づき、災害時において基幹的役割を果たす病院として県内に1か所指定した基幹災害拠点病院、及び地域の中心的な役割を果たす病院として県内に13箇所指定した地域災害拠点病院を中心とした災害医療体制の充実を図るとともに、災害派遣医療チーム(DMAT)・災害派遣精神医療チーム(DPAT)・救護班・災害時小児周産期リエゾン(以下「災害派遣医療チーム(DMAT)等」という。)による支援体制を確保する。</p> <p>また、医療の応援について近隣都道府県における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害派遣医療チーム(DMAT) <u>等</u>の充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。</p> <p>(イ) 災害派遣医療チーム(DMAT) <u>等</u>が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、中長期的な医療を担うチームへの引継ぎ及び慢性疾患患者の搬送引継ぎについて、関係機関による合同訓練を通じ、円滑な引継ぎや搬送体制の確立に努める。</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">第6節 救助・救急・医療計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>救助・救急用資機材の整備、医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達体制の整備を図る。また、災害時に医療活動の拠点となる災害拠点病院として指定した、県1箇所の基幹災害拠点病院及び二次医療圏に1箇所の、地域災害拠点病院を中心とした、災害医療体制の整備を図るとともに、施設の災害対応機能の強化を図る。</p> <p>このほか医療機関の被害状況、患者受入状況及び活動体制、災害発生、交通規制の状況等について、関係機関が相互に把握できるよう情報共有、連絡体制の整備を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 救助・救急用資機材の整備</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p><u>平成31</u>年4月1日現在、県内消防本部における救助救急車両の現有台数は、救助工作車26台、救急自動車<u>120</u>台であり、消防力の整備指針に対する充足率は、救助工作車96.3%、救急自動車<u>99.2</u>%である。</p> <p>(略)</p> <p>3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(健康福祉部)</p> <p>(ア) 国の指導に基づき、災害時において基幹的役割を果たす病院として県内に1か所指定した基幹災害拠点病院、及び地域の中心的な役割を果たす病院として県内に13箇所指定した地域災害拠点病院を中心とした災害医療体制の充実を図るとともに、災害派遣医療チーム(DMAT)・災害派遣精神医療チーム(DPAT)・救護班・災害時小児周産期リエゾン(以下「災害派遣医療チーム(DMAT)等」という。)による支援体制を確保する。</p> <p>また、医療の応援について近隣都道府県における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害派遣医療チーム(DMAT)の充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。</p> <p>(イ) 災害派遣医療チーム(DMAT)が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、中長期的な医療を担うチームへの引継ぎ及び慢性疾患患者の搬送引継ぎについて、関係機関による合同訓練を通じ、円滑な引継ぎや搬送体制の確立に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>実態に合わせて修正</p> <p>時点修正</p> <p>文言の修正</p>

<p>ウ【関係機関が実施する計画】</p> <p>(ウ) 災害派遣医療チーム（DMAT）等が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、災害派遣医療チーム（DMAT）等から中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの確保に努めるものとする。また、慢性疾患患者の広域搬送についても、関係機関との合同訓練を通じて、円滑な搬送体制の確保に努めるものとする。</p>	<p>ウ【関係機関が実施する計画】</p> <p>(ウ) 災害派遣医療チーム（DMAT）が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、災害派遣医療チーム（DMAT）から中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの確保に努めるものとする。また、慢性疾患患者の広域搬送についても、関係機関との合同訓練を通じて、円滑な搬送体制の確保に努めるものとする。</p>	
--	--	--

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第7節 消防・水防活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 消防計画</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>令和4年4月1日現在の県下の消防体制は、消防本部数13、消防署所数93、消防職員数2,535人、消防団員数30,887人である。また、令和4年4月1日現在の消防力の整備指針に対する充足率は、消防職員62.5%、消防団員88.3%、消防ポンプ自動車96.8%となっており、消防職員に関しては、いまだ十分な状況であるとはいえない。</p> <p>大規模災害に対しては、消防力の強化のほか、初動体制等の活動体制の整備、相互応援体制の整備及び住民等に対する火災予防の徹底等が重要であることから、これらに留意した市町村消防計画の作成、修正及び当該計画の実施が必要である。</p> <p>(略)</p> <p>2 水防計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(イ) 水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資器材の備蓄ほか次に掲げる事項</p> <p>a 重要水防区域周辺の立竹木、木材等、洪水時等に使用できる資材の確認</p>	<p style="text-align: center;">第7節 消防・水防活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 消防計画</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>平成31年4月1日現在の県下の消防体制は、消防本部数13、消防署所数93、消防職員数2,511人、消防団員数34,044人である。また、平成31年4月1日現在の消防力の整備指針に対する充足率は、消防職員62.3%、消防団員93%、消防ポンプ自動車99.8%となっており、消防職員に関しては、いまだ十分な状況であるとはいえない。</p> <p>大規模災害に対しては、消防力の強化のほか、初動体制等の活動体制の整備、相互応援体制の整備及び住民等に対する火災予防の徹底等が重要であることから、これらに留意した市町村消防計画の作成、修正及び当該計画の実施が必要である。</p> <p>(略)</p> <p>2 水防計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(イ) 水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資器材の備蓄ほか次に掲げる事項</p> <p>a 重要水防区域周辺の竹立木、木材等、洪水時等に使用できる資材の確認</p>	<p>時点修正</p> <p>文言の修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第8節 要配慮者支援計画</p> <p>第2 主な取組み</p> <p>5 土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難誘導等の体制強化に努めるとともに、これらの施設に対する連絡・通報体制の強化を図る。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 要配慮者支援計画の作成</p> <p>(2) 実施計画</p> <p><u>ア【県が実施する計画】</u></p> <p><u>県は、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。</u></p> <p><u>イ【市町村が実施する計画】</u></p> <p>(ウ) 個別避難計画作成の努力義務</p> <p>市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、<u>NPO</u>等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。<u>この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。</u>また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>なお、作成にあたっては、地域の実情に応じ、地域の危険度の想定や要配慮者本人の心身の状況等を考慮し、優先度が高い要配慮者から作成できるものとする。</p> <p><u>加えて、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(キ) 個別避難計画の事前提供</p> <p>市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、</p>	<p style="text-align: center;">第8節 要配慮者支援計画</p> <p>第2 主な取組み</p> <p>5 土砂災害警戒区域、<u>土砂災害危険箇所</u>等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難誘導等の体制強化に努めるとともに、これらの施設に対する連絡・通報体制の強化を図る。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 要配慮者支援計画の作成</p> <p>(2) 実施計画</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>【市町村が実施する計画】</u></p> <p>(ウ) 個別避難計画作成の努力義務</p> <p>市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>なお、作成にあたっては、地域の実情に応じ、地域の危険度の想定や要配慮者本人の心身の状況等を考慮し、優先度が高い要配慮者から作成できるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(キ) 個別避難計画の事前提供</p> <p>市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、</p>	<p>国土交通省通知により削除</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

<p>当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、<u>個別避難計画の実効性を確保する観点等から</u>、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>5 土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>急峻な地形が多く、急流河川も多い長野県内には、多くの要配慮者利用施設が、土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内に立地している。要配慮者利用施設が被災した場合、避難等に通常以上の時間を要することから、被害の拡大が予想される。このため、迅速な避難誘導等のための体制を確立する必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県及び市町村が実施する計画】(危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会)</p> <p>県及び市町村は、土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対して、避難確保に関する計画の作成や避難訓練の実施など防災体制の整備について連携して支援するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>ウ【要配慮者利用施設の管理者が実施する計画】</p> <p>土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図るものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>5 土砂災害警戒区域、<u>土砂災害危険箇所</u>等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>急峻な地形が多く、急流河川も多い長野県内には、多くの要配慮者利用施設が、土砂災害警戒区域、<u>土砂災害危険箇所</u>等及び浸水想定区域内に立地している。要配慮者利用施設が被災した場合、避難等に通常以上の時間を要することから、被害の拡大が予想される。このため、迅速な避難誘導等のための体制を確立する必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県及び市町村が実施する計画】(危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会)</p> <p>県及び市町村は、土砂災害警戒区域、<u>土砂災害危険箇所</u>等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対して、避難確保に関する計画の作成や避難訓練の実施など防災体制の整備について連携して支援するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>ウ【要配慮者利用施設の管理者が実施する計画】</p> <p>土砂災害警戒区域、<u>土砂災害危険箇所</u>等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図るものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>国土交通省通知により削除</p>
---	---	---------------------

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第9節 緊急輸送計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 緊急交通路確保計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(イ) 緊急交通路確保のため、次の対策を講ずる。(建設部)</p> <p>緊急交通路沿いの道の駅については、応急復旧の活動拠点や放置車両等の移動先として活用できるよう、道の駅管理者と調整を図り、迅速に受入体制を整備する。</p> <p>a 一次緊急輸送<u>道路</u>、二次緊急輸送<u>道路</u>を定めて、緊急度の高い箇所から順次整備し、災害に強い道路交通網整備を推進する。(資料編参照)。特に、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、道路法に基づき指定された「重要物流道路」の機能強化を推進する。</p> <p>(略)</p> <p>3 輸送体制の整備計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(危機管理部)</p> <p>(オ) 輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のため、<u>従前の事前届出制度が適用される規制除外車両を除き、災害発生より前に災害対策基本法施行令等に基づく緊急通行車両であることの確認を行うことができる</u>ことから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも<u>災害発生前の確認を受ける</u>。</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(エ) 輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のため、<u>従前の事前届出制度が適用される規制除外車両を除き、災害発生より前に災害対策基本法施行令等に基づく緊急通行車両であることの確認を行うことができる</u>ことから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも<u>災害発生前の確認を受ける</u>。</p> <p>(略)</p> <p>4 緊急通行車両等の確認</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>被災地及びその周辺においては、救急救助、消火、緊急物資の輸送、応急復旧対策等に従事する車両の通行を最優先で確保しなければならない。一般車両を制限する交通規制が円滑、迅速に実施され、応急対策車両が直ちに被災地における活動を開始できるよう、<u>緊急通行車両の確認及び規制除外車両</u>の事前届出の確認を済ませておくも</p>	<p style="text-align: center;">第9節 緊急輸送計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 緊急交通路確保計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(イ) 緊急交通路確保のため、次の対策を講ずる。(建設部)</p> <p>緊急交通路沿いの道の駅については、応急復旧の活動拠点や放置車両等の移動先として活用できるよう、道の駅管理者と調整を図り、迅速に受入体制を整備する。</p> <p>a 一次緊急輸送路、二次緊急輸送路を定めて、緊急度の高い箇所から順次整備し、災害に強い道路交通網整備を推進する。(資料編参照)。特に、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、道路法に基づき指定された「重要物流道路」の機能強化を推進する。</p> <p>(略)</p> <p>3 輸送体制の整備計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(危機管理部)</p> <p>(オ) 輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のため<u>事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなる</u>ことから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも<u>事前届出を積極的にするなど、その普及を図る</u>。</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(エ) 輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のため<u>事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなる</u>ことから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも<u>事前届出を積極的にするなど、その普及を図る</u>。</p> <p>(略)</p> <p>4 緊急通行車両等の事前届出の確認</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>被災地及びその周辺においては、救急救助、消火、緊急物資の輸送、応急復旧対策等に従事する車両の通行を最優先で確保しなければならない。一般車両を制限する交通規制が円滑、迅速に実施され、応急対策車両が直ちに被災地における活動を開始できるよう、<u>緊急通行車両等</u>の事前届出の確認を済ませておくものとする。</p>	<p>文言の修正</p> <p>災害対策基本法施行令等の改正に伴う修正</p>

<p>のとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【県が実施する計画】(警察本部)</p> <p>災害時の円滑な交通規制と緊急通行車両等の円滑な通行の確保のため、災害時における緊急通行車両の確認(資料編参照)により緊急通行車両等の確認を行う。</p>	<p>(2) 実施計画</p> <p>【県が実施する計画】(警察本部)</p> <p>災害時の円滑な交通規制と緊急通行車両等の円滑な通行の確保のため、災害時における緊急通行車両の確認(資料編参照)により緊急通行車両等の事前届出事務の確認を行う。</p>	
--	--	--

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第10節 障害物の処理計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 現状及び課題</p> <p>放置車両や立ち往生車両を含む障害物の除去に当たっては、レッカー車、クレーン車、チェーンソーなど各種機械とともに操作者が必要であるので、これらの確保体制を整備しておく必要がある。緊急輸送道として確保すべき広域農道など基幹農道の管理は、市町村が行っているが、障害物除去体制について市町村と事前に対応を検討する。</p> <p>2 実施計画</p> <p>(1)【県が実施する計画】(各部局)</p> <p>イ 緊急輸送道とされている基幹農道について、速やかな障害物除去体制の整備を行うよう市町村に対して助言する。(農政部)</p>	<p style="text-align: center;">第10節 障害物の処理計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 現状及び課題</p> <p>放置車両や立ち往生車両を含む障害物の除去に当たっては、レッカー車、クレーン車、チェーンソーなど各種機械とともに操作者が必要であるので、これらの確保体制を整備しておく必要がある。緊急輸送路として確保すべき広域農道など基幹農道の管理は、市町村が行っているが、障害物除去体制について市町村と事前に対応を検討する。</p> <p>2 実施計画</p> <p>(1)【県が実施する計画】(各部局)</p> <p>イ 緊急輸送路とされている基幹農道について、速やかな障害物除去体制の整備を行うよう市町村に対して助言する。(農政部)</p>	<p>文言の修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第 1 1 節 避難の受入活動計画</p> <p>第 3 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定等</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要とされる。特に浸水想定区域内や土砂災害警戒区域等の区域内の要配慮者利用施設については、避難誘導等の体制を強化する必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）及び市町村が実施する計画】</p> <p>(エ) 浸水想定区域内や土砂災害警戒区域等の区域内の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(カ) 市町村は、予め住民に対し、ホームページ、広報誌等の様々な媒体により、親戚・知人宅等への分散避難や、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の対応に関する情報を提供するものとする。</p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>（削除）</u></p>	<p style="text-align: center;">第 1 1 節 避難の受入活動計画</p> <p>第 3 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定等</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要とされる。<u>また、</u>特に浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、避難誘導等の体制を強化する必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）及び市町村が実施する計画】</p> <p>(エ) 浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(カ) <u>県及び</u>市町村は、予め住民に対し、ホームページ、広報誌等の様々な媒体により、親戚・知人宅等への分散避難や、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の<u>自宅療養者等の災害時の</u>対応に関する<u>問い合わせ窓口等の</u>情報を提供するものとする。</p> <p><u>（キ） 保健所（長野県健康観察センター）は、陽性判定時又は自宅療養等開始時に、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するものとする。</u></p> <p><u>（ク） 自宅療養者等の避難の確保を図るため、市町村は、突発災害時等にも自宅療養者等がすぐに避難できるよう、自宅療養者等の避難先として、避難所の専用スペース等（自宅療養者等のための避難所で、一般の避難所とは別の建物をいう。又は同一建物の場合では、他の避難者と分けられた部屋、動線、専用トイレ等をいう。以下同じ。）の確保に努めるものとする。</u></p> <p><u>また、保健所は、事前に風水害などが予想される場合は、感染拡大防止のため、可能な限り宿泊療養施設で自宅療養者等を受け入れられるよう調整に努めるものとする。</u></p>	<p>国土交通省通知により削除</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う修正</p>

<p>イ【県が実施する計画】</p> <p>(ア) 災害発生時、県有施設においては、建物の破損等の発生が予想され、職員以外に多数の在庁者もあることから、各施設の防火管理者は避難対策等に関する計画を策定しておく。(県有施設管理当局)</p> <p>県は、土砂災害警戒区域等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について助言する。(危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会)</p> <p>(略)</p> <p>(オ) 帰宅困難者の支援のため、株式会社デリシア、イオンリテール株式会社東海・長野カンパニー、合同会社西友、株式会社キラヤ、株式会社ツルヤ、株式会社ニシザワ、株式会社ベイシア、株式会社マツヤ、株式会社カインズ、株式会社ケーヨー、本久ケーヨー株式会社、NPO法人コメリ災害対策センター、株式会社綿半ホームエイド、長野県石油商業組合、株式会社老番屋、株式会社セブニーイレブン・ジャパン、山崎製パン株式会社、株式会社ファミリーマート、株式会社モスフードサービス、株式会社ローソン、株式会社吉野家、長野県農業協同組合中央会、株式会社ダスキン、大塚製菓株式会社との協定に基づき連携を強化する。(危機管理部・健康福祉部・農政部)</p> <p>(略)</p> <p>ウ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 避難路、指定緊急避難場所、及び指定避難所の指定</p> <p>b 市町村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 避難所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ウ) 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。<u>特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(サ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮するものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確</p>	<p>イ【県が実施する計画】</p> <p>(ア) 災害発生時、県有施設においては、建物の破損等の発生が予想され、職員以外に多数の在庁者もあることから、各施設の防火管理者は避難対策等に関する計画を策定しておく。(県有施設管理当局)</p> <p>県は、土砂災害危険箇所等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について助言する。(危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会)</p> <p>(略)</p> <p>(オ) 帰宅困難者の支援のため、株式会社アップランド、イオンリテール株式会社東海・長野カンパニー、合同会社西友、株式会社キラヤ、株式会社ツルヤ、株式会社ニシザワ、株式会社ベイシア、株式会社マツヤ、株式会社カインズ、株式会社ケーヨー、本久ケーヨー株式会社、NPO法人コメリ災害対策センター、株式会社綿半ホームエイド、長野県石油商業組合、株式会社老番屋、株式会社セブニーイレブン・ジャパン、山崎製パン株式会社、株式会社ファミリーマート、株式会社モスフードサービス、株式会社ローソン、株式会社吉野家、長野県農業協同組合中央会、株式会社ダスキン、大塚製菓株式会社との協定に基づき連携を強化する。(危機管理部・健康福祉部・農政部)</p> <p>(略)</p> <p>ウ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 避難路、指定緊急避難場所、及び指定避難所の指定</p> <p>b 市町村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 避難所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ウ) 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(サ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮するものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保</p>	<p>国土交通省通知により修正</p> <p>事業者名の修正</p> <p>名称の修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>
---	--	--

<p>保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(ヌ) 市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換 <u>や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成</u>に努めるものとする。</p>	<p>されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(ヌ) 市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努めるものとする。</p>	
--	--	--

新	旧	修正理由・備考												
第12節 孤立防止対策	第12節 孤立防止対策													
<p>第3 計画の内容</p> <p>1 通信手段の確保</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>NTT回線以外の情報伝達手段が確保されている市町村は次のとおりであり今後、市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。以下同じ。）等の整備に努める必要がある。</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">方式別</td> <td style="text-align: center;"><u>令和4年度</u>末市町村数</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">同報系（一斉通報）</td> <td style="text-align: center;">69 (89.6%)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">移動系（移動局）</td> <td style="text-align: center;"><u>51 (66.2%)</u></td> </tr> </table> <p>※複数種類を整備している市町村は、複数計上。</p> <p>(略)</p> <p>4 自主防災組織の育成</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>県内の自主防災組織は、県全体で令和4年4月1日現在<u>95.2%</u>の組織率（活動カバー率）である。</p> <p>大規模災害時には、多くの場所で同時に救急、救助事案が発生し、消火・救助機関がただちに現場へ到着することが困難な状況にならざるを得ず、特に孤立地域では、到着までに相当の時間が必要になるものと予想される。</p> <p>人命救助や初期消火活動は一刻を争うものであり、住民による可能な範囲での自主防災活動が極めて重要である。</p>	方式別	<u>令和4年度</u> 末市町村数	同報系（一斉通報）	69 (89.6%)	移動系（移動局）	<u>51 (66.2%)</u>	<p>第3 計画の内容</p> <p>1 通信手段の確保</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>NTT回線以外の情報伝達手段が確保されている市町村は次のとおりであり今後、市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。以下同じ。）等の整備に努める必要がある。</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">方式別</td> <td style="text-align: center;"><u>令和3年度</u>末市町村数</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">同報系（一斉通報）</td> <td style="text-align: center;">69 (89.6%)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">移動系（移動局）</td> <td style="text-align: center;"><u>53 (68.8%)</u></td> </tr> </table> <p>※複数種類を整備している市町村は、複数計上。</p> <p>(略)</p> <p>4 自主防災組織の育成</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>県内の自主防災組織は、県全体で令和3年4月1日現在<u>95.1%</u>の組織率（活動カバー率）である。</p> <p>大規模災害時には、多くの場所で同時に救急、救助事案が発生し、消火・救助機関がただちに現場へ到着することが困難な状況にならざるを得ず、特に孤立地域では、到着までに相当の時間が必要になるものと予想される。</p> <p>人命救助や初期消火活動は一刻を争うものであり、住民による可能な範囲での自主防災活動が極めて重要である。</p>	方式別	<u>令和3年度</u> 末市町村数	同報系（一斉通報）	69 (89.6%)	移動系（移動局）	<u>53 (68.8%)</u>	<p>時点修正</p>
方式別	<u>令和4年度</u> 末市町村数													
同報系（一斉通報）	69 (89.6%)													
移動系（移動局）	<u>51 (66.2%)</u>													
方式別	<u>令和3年度</u> 末市町村数													
同報系（一斉通報）	69 (89.6%)													
移動系（移動局）	<u>53 (68.8%)</u>													

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第14節 給水計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 飲料水等の備蓄・調達体制の整備</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>県下の<u>上水道事業者及び水道用水供給事業者が管理する</u>配水池のうち、<u>緊急遮断弁の設置など災害時用として整備されているものは2割に満たない。</u></p> <p>配水池への緊急遮断弁の設置、施設に対する安全性の確保並びに老朽施設の更新は急務であるが、施設の建設には多大な費用が必要となる。</p> <p>(略)</p> <p>2 飲料水等の供給計画</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>県下の水道事業者（公営）には、<u>給水車等の給水用器具類</u>が整備されており、緊急時にはこれらの用具により<u>飲料水の供給を行う（資料編参照）。</u>また、当該市町村での供給が困難な場合には災害相互応援により他市町村が支援する。しかし、大規模災害等により被災が広範囲に渡った場合には、相互応援（県水道協議会策定）が困難になるとともに、給水車等の不足も予想される。</p>	<p style="text-align: center;">第14節 給水計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 飲料水等の備蓄・調達体制の整備</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p><u>令和2年3月31日現在、</u>県下の水道事業者及び水道用水供給事業者<u>には、2,836箇所（937,143㎡）の配水池があり、そのうち上水道事業及び水道用水供給事業者で緊急遮断弁の設置など災害時用として整備されているのは、258箇所である。</u></p> <p>配水池への緊急遮断弁の設置、施設に対する安全性の確保並びに老朽施設の更新は急務であるが、施設の建設には多大な費用が必要となる。</p> <p>(略)</p> <p>2 飲料水等の供給計画</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p><u>令和3年4月1日現在、</u>県下の水道事業者（公営）には、<u>給水車53台、給水タンク350個、ポリタンク等2,969個、ろ過器28器</u>が整備されており、緊急時にはこれらの用具により供給を行う。また、当該市町村での供給が困難な場合には災害相互応援により他市町村が支援する。しかし、大規模災害等により被災が広範囲に渡った場合には、相互応援（県水道協議会策定）が困難になるとともに、給水車等の不足も予想される。</p>	<p>配水池箇所数を削除</p> <p>資料14-2に給水車台数等の記載があるため本編からは削除</p>

新	旧	修正理由・備考												
<p style="text-align: center;">第21節 通信・放送施設災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 市町村防災行政無線通信施設災害予防</p> <p>(1) 現状および課題</p> <p>市町村と住民および防災関連機関への災害時における情報の収集伝達に有効である市町村防災行政無線の整備については、<u>令和4年度末</u>現在次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="257 411 840 518"> <thead> <tr> <th>方式別</th> <th>令和4年度末市町村数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同報系（一斉通報）</td> <td>69（89.6%）</td> </tr> <tr> <td>移動系（移動局）</td> <td><u>51（66.2%）</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※複数種類を整備している市町村は、複数計上。</p>	方式別	令和4年度末市町村数	同報系（一斉通報）	69（89.6%）	移動系（移動局）	<u>51（66.2%）</u>	<p style="text-align: center;">第21節 通信・放送施設災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 市町村防災行政無線通信施設災害予防</p> <p>(1) 現状および課題</p> <p>市町村と住民および防災関連機関への災害時における情報の収集伝達に有効である市町村防災行政無線の整備については、<u>令和3年度末</u>現在次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1153 411 1736 518"> <thead> <tr> <th>方式別</th> <th>令和3年度末市町村数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同報系（一斉通報）</td> <td>69（89.6%）</td> </tr> <tr> <td>移動系（移動局）</td> <td><u>53（68.8%）</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※複数種類を整備している市町村は、複数計上。</p>	方式別	令和3年度末市町村数	同報系（一斉通報）	69（89.6%）	移動系（移動局）	<u>53（68.8%）</u>	<p>時点修正</p>
方式別	令和4年度末市町村数													
同報系（一斉通報）	69（89.6%）													
移動系（移動局）	<u>51（66.2%）</u>													
方式別	令和3年度末市町村数													
同報系（一斉通報）	69（89.6%）													
移動系（移動局）	<u>53（68.8%）</u>													

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第24節 土砂災害等の災害予防計画</p> <p>第2 主な取組み</p> <p>2 土砂災害特別警戒区域には原則として要配慮者利用施設の新築等を行わないものとする。地域の状況等特別な理由があり、やむを得ず新築等を行う場合は、土砂災害に備えた警戒避難体制を構築する。</p> <p>3 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等について防災対策を推進する。</p> <p>4 <u>住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地</u>の区域を土砂災害警戒区域、<u>建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地</u>の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。</p> <p>(略)</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 地すべり対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>本県は複雑な地質構造を有しており、特に県中北部の第三紀層地帯、及び南部の結晶片岩地帯を中心に全国屈指の地すべり地帯が分布している。令和5年4月1日現在、<u>土砂災害警戒区域(地すべり)は1,520区域</u>、地すべり危険箇所は<u>732箇所</u>(林務部所管412箇所、農政部所管320箇所)ある。</p> <p>(略)</p> <p>3 土石流対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>一見、安定した河床、林相を呈している地域でも、豪雨によって土石流が発生し、人家集落が壊滅的被害を受けている事例が多い。特に本県は、糸魚川―静岡構造線と中央構造線が縦断し、土石流が発生しやすい急峻で脆弱な地質の土地が多く、<u>令和5年4月1日現在、土砂災害警戒区域(土石流)は6,715区域</u>で、全国でも有数の土石流の発生地を有している。</p> <p>(略)</p> <p>4 急傾斜地崩壊対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>急峻な地形が多い本県では、山裾だけでなく市街地など広範囲で崖崩れが発生している。<u>令和5年4月1日現在、土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)は、18,989区域</u>で全国でも上位となっている。</p> <p>(略)</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(イ) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の</p>	<p style="text-align: center;">第24節 土砂災害等の災害予防計画</p> <p>第2 主な取組み</p> <p>2 土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築等を行わないものとする。地域の状況等特別な理由があり、やむを得ず新築等を行う場合は、土砂災害に備えた警戒避難体制を構築する。</p> <p>3 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所等について防災対策を推進する。</p> <p>4 <u>土砂災害のおそれのある</u>区域を土砂災害警戒区域、<u>住民等に著しい危害が生じるおそれのある</u>区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。</p> <p>(略)</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 地すべり対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>本県は複雑な地質構造を有しており、特に県中北部の第三紀層地帯、及び南部の結晶片岩地帯を中心に全国屈指の地すべり地帯が分布している。令和4年4月1日現在、地すべり危険箇所は、<u>1,973箇所</u>(<u>建設部所管1,241箇所</u>、林務部所管412箇所、農政部所管320箇所)ある。</p> <p>(略)</p> <p>3 土石流対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>一見、安定した河床、林相を呈している地域でも、豪雨によって土石流が発生し、人家集落が壊滅的被害を受けている事例が多い。特に本県は、糸魚川―静岡構造線と中央構造線が縦断し、土石流が発生しやすい急峻で脆弱な地質の土地が多く、<u>現在土石流危険溪流は5,912溪流</u>で、全国でも有数の土石流の発生地を有している。</p> <p>(略)</p> <p>4 急傾斜地崩壊対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>急峻な地形が多い本県では、山裾だけでなく市街地など広範囲で崖崩れが発生している。<u>現在の危険箇所は8,868箇所(建設部所管)</u>で全国でも上位となっている。</p> <p>(略)</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(イ) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の</p>	<p>文言の修正</p> <p>国土交通省通知により削除</p> <p>文言の修正</p> <p>国土交通省通知により修正</p>

<p>避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置をとるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>6 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>急峻な地形が多く、急流河川も多い長野県内には、多くの要配慮者利用施設が、土砂災害警戒区域等に立地している。</p> <p>これらの地域については、要配慮者対策の観点から効果的かつ総合的な土砂対策の実施が必要である。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(ア) 土砂災害警戒区域等のうち、要配慮者利用施設が所在している箇所については、計画的な事業の推進を図る。(建設部)</p> <p>(略)</p> <p>(エ) 梅雨時期や台風時期前に、要配慮者利用施設管理者とともに、周辺の<u>土砂災害警戒区域等</u>のパトロールをおこない、周辺の状況を把握することに努める。(建設部)</p> <p>(略)</p> <p>7 土砂災害警戒区域等の対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>本県では、<u>令和5年4月1日</u>現在で<u>27,224</u>区域が土砂災害警戒区域に指定されている。</p> <p>また、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害特別警戒区域は<u>21,505</u>区域あり、区域内には住宅もある。このため、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは住民への情報の提供に留意する必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ【住民等が実施する計画】</p> <p>(ア) 住民は、平時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく市町村長、警察官等へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路について把握しておくなど、日ごろから土砂災害関連情報を収集する。更に土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し自主避難等、避難行動ができるように努めるものとする。</p>	<p>避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置をとるものとする。<u>また、急傾斜地崩壊危険箇所を住民に周知するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>6 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等<u>及び土砂災害危険箇所等</u>対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>急峻な地形が多く、急流河川も多い長野県内には、多くの要配慮者利用施設が、土砂災害警戒区域等<u>及び土砂災害危険箇所等</u>に立地している。</p> <p>これらの地域については、要配慮者対策の観点から効果的かつ総合的な土砂対策の実施が必要である。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(ア) 土砂災害警戒区域等<u>及び土砂災害危険箇所等</u>のうち、要配慮者利用施設が所在している箇所については、計画的な事業の推進を図る。(建設部)</p> <p>(略)</p> <p>(エ) 梅雨時期や台風時期前に、要配慮者利用施設管理者とともに、周辺の<u>危険箇所</u>のパトロールをおこない、周辺の状況を把握することに努める。(建設部)</p> <p>(略)</p> <p>7 土砂災害警戒区域の対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>本県では、<u>令和4年6月30日</u>現在で<u>27,109</u>区域が土砂災害警戒区域に指定されている。</p> <p>また、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害特別警戒区域は <u>21,411</u> 区域あり、区域内には住宅もある。このため、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは住民への情報の提供に留意する必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ【住民等が実施する計画】</p> <p>(ア) 住民は、平時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく市町村長、警察官等へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等<u>及び土砂災害危険箇所</u>、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路について把握しておくなど、日ごろから土砂災害関連情報を収集する。更に土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し自主避難等、避難行動ができるように努めるものとする。</p>	<p>国土交通省通知により削除</p> <p>国土交通省通知により修正</p> <p>文言の修正</p> <p>時点修正</p> <p>国土交通省通知により削除</p>
--	--	--

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第27節 道路及び橋梁災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 道路及び橋梁の風水害に対する整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(エ) 一次緊急輸送道路、二次緊急輸送道路を定めて、緊急度の高い箇所から順次整備し、災害に強い道路交通網整備を推進する(資料編参照)。特に、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、道路法に基づき指定された「重要物流道路」の機能強化を推進する。(建設部)</p>	<p style="text-align: center;">第27節 道路及び橋梁災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 道路及び橋梁の風水害に対する整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(エ) 一次緊急輸送路、二次緊急輸送路を定めて、緊急度の高い箇所から順次整備し、災害に強い道路交通網整備を推進する(資料編参照)。特に、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、道路法に基づき指定された「重要物流道路」の機能強化を推進する。(建設部)</p>	<p>文言の修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第30節 農林水産物災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 林産物災害予防計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】（林務部）</p> <p>(イ) 健全な森林を育成するため、適正かつ計画的な間伐等を実施する<u>とともに、適正な方法による主伐・再造林を推進する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第30節 農林水産物災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 林産物災害予防計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】（林務部）</p> <p>(イ) 健全な森林を育成するため、適正かつ計画的な間伐等を実施する。</p>	<p>文言の修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第31節 二次災害の予防計画</p> <p>第2 主な取組み</p> <p>4 <u>土砂災害警戒区域等</u>の把握、緊急点検体制の整備に努める。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のためそれら災害が発生する<u>おそれ</u>のある箇所（<u>土砂災害警戒区域等</u>）を予め把握しておくとともに緊急に点検実施できるよう体制を整備しておく必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】（建設部）</p> <p>(ア) <u>土砂災害警戒区域等</u>の把握</p>	<p style="text-align: center;">第31節 二次災害の予防計画</p> <p>第2 主な取組み</p> <p>4 <u>土砂災害危険箇所</u>の把握、緊急点検体制の整備に努める。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のためそれら災害が発生する<u>危険が</u>ある箇所（<u>土砂災害危険箇所</u>）を予め把握しておくとともに緊急に点検実施できるよう体制を整備しておく必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】（建設部）</p> <p>(ア) <u>土砂災害危険箇所</u>の把握</p>	<p>国土交通省通知により修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第32節 防災知識普及計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 住民等に対する防災知識の普及活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(全部局)</p> <p>(ア) 県民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、県ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。</p> <p>(略)</p> <p>r 各地域における避難対象地域、<u>土砂災害警戒区域</u>等に関する知識</p> <p>(略)</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 上記ア(ア)の事項に加え、次の事項について防災知識の普及を図るものとする。</p> <p>a 各地域における避難対象地区、<u>土砂災害警戒区域</u>等に関する知識</p>	<p style="text-align: center;">第32節 防災知識普及計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 住民等に対する防災知識の普及活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(全部局)</p> <p>(ア) 県民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、県ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。</p> <p>(略)</p> <p>r 各地域における避難対象地域、<u>急傾斜地崩壊危険箇所</u>等に関する知識</p> <p>(略)</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 上記ア(ア)の事項に加え、次の事項について防災知識の普及を図るものとする。</p> <p>a 各地域における避難対象地区、<u>急傾斜地崩壊危険箇所</u>等に関する知識</p>	<p>国土交通省通知により修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第33節 防災訓練計画</p> <p>第1 基本方針 災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、災害時に適切な行動を行うことが必要であるが、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。 そこで、災害時の具体的な状況を想定した、日頃からの訓練が重要である。 また、発災時の状況を想定した訓練は、住民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び住民との協力体制の確立等の効果も期待できる。 県、市町村、防災関係機関は、災害時における行動の確認、関係機関及び住民、企業等との連携体制の強化を目的として各種の災害を想定した防災訓練を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 防災訓練の種別</p> <p>(1) 現状及び課題 現在、県は、市町村との共催による実動型の総合防災訓練と、図上訓練を中心とした風水害・地震総合防災訓練を実施している。また、市町村においても防災週間（8月30日～9月5日）を中心に、予想される災害の態様にあわせた防災訓練を実施している。 今後、訓練内容をより実践的で充実したものとしていく必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 総合防災訓練 県及び訓練実施場所を管轄する市町村は共催で防災関係機関、住民、企業、その他関係団体と連携し、下記により総合防災訓練を実施する。</p> <p>(ウ) 実施方法 県、県警察、訓練実施市町村、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び地元住民が参加してウの(ア)から(オ)まで及び(ケ)に定める訓練を中心として、あらかじめ災害の想定を行い、予想される事態に即応した応急活動を実施する。</p> <p>イ 風水害・地震総合防災訓練 県、市町村、防災関係機関は、連携体制の強化を目的として、台風による風水害や南海トラフ地震等の大規模災害を想定した総合防災訓練を行う。</p> <p>(ア) 実施時期 水防月間（5月1日～5月31日）や防災週間（8月30日～9月5日）等に合わせて実施するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第33節 防災訓練計画</p> <p>第1 基本方針 災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、災害時に適切な行動を行うことが必要であるが、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。 そこで、災害時の具体的な状況を想定した、日頃からの訓練が重要である。 また、発災時の状況を想定した訓練は、住民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び住民との協力体制の確立等の効果も期待できる。 県、市町村、防災関係機関は、災害時における行動の確認、関係機関及び住民、企業等との協調体制の強化を目的として各種の災害を想定した防災訓練を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 防災訓練の種別</p> <p>(1) 現状及び課題 現在、県は、市町村との共催による実働型の総合防災訓練と、図上訓練を中心とした県地震総合防災訓練を実施している。また、市町村においても防災週間（8月30日～9月5日）を中心に、予想される災害の態様にあわせた防災訓練を実施している。 今後、訓練内容をより実践的で充実したものとしていく必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 総合防災訓練 県及び訓練実施場所を管轄する市町村は共催で防災関係機関、住民、企業、その他関係団体の協力を得て、下記により総合防災訓練を実施する。</p> <p>(ウ) 実施方法 県、県警察、訓練実施市町村、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び地元住民が参加してウの(ア)から(オ)まで及び(ケ)に定める訓練を中心として、あらかじめ災害の想定を行い、予想される事態に即応した応急活動を実施する。</p> <p>イ 地震総合防災訓練 県、市町村、防災関係機関は、住民の参加を得て相互の協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震など大規模な地震を想定した県地震総合防災訓練を行う。</p> <p>(ア) 実施時期 原則として防災週間（8月30日～9月5日）に実施するものとする。</p>	<p>令和元年東日本台風災害を踏まえて実施している訓練内容に合わせて修正</p> <p>国の防災基本計画の用語に合わせて修正</p>

<p>(イ) 実施場所 訓練効果を考慮し、<u>想定する災害において被害が発生するおそれのある</u>地域を中心に全県的に実施するものとする。</p> <p>(ウ) 実施方法 県は市町村、防災関係機関<u>と連携し、</u>ウの(カ)<u>及び(キ)</u>に定める訓練を中心とした訓練を実施する。 訓練シナリオに<u>気象警報や</u>緊急地震速報を取り入れる<u>等、実践型の防災訓練を実施する</u>よう努める。</p>	<p>(イ) 実施場所 訓練効果を考慮し、<u>地震防災対策強化</u>地域を中心に全県的に実施するものとする。</p> <p>(ウ) 実施方法 県は市町村、防災関係機関<u>及び住民の参加を得て</u>ウの(カ)<u>から(ケ)まで</u>に定める訓練を中心とした訓練を実施する。 <u>実施に当たっては、</u>訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れる<u>など、地震発生時の初動行動の熟知を図る</u>よう努める。</p>	
--	---	--

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第34節 災害復旧・復興への備え</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 災害廃棄物の発生への対応</p> <p>(2)【市町村が実施する計画】</p> <p>ウ 発災時に、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第34節 災害復旧・復興への備え</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 災害廃棄物の発生への対応</p> <p>(2)【市町村が実施する計画】</p> <p>ウ 発災時に、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第35節 自主防災組織等の育成に関する計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 地域住民等の自主防災組織の育成</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>長野県内における令和4年4月1日現在の組織数は3,848であり、組織されている地域の世帯数を全世帯数で除した組織率（活動カバー率）は95.2%となっている。また、地震防災対策強化地域内での組織率（活動カバー率）も95.2%となっている。しかし、役員の高齢化や担い手不足、住民意識の変化等により継続的な活動ができていない組織も多い。</p> <p>現在組織化が遅れている市町村、特に未組織の市町村を中心に組織化の促進、自主防災意識の醸成を図っていくこと、また、組織化されていても十分な活動ができない自主防災組織の活性化に向けた支援、助言が今後の課題である。</p> <p>また、学校、病院等の施設、事業所等においても自主防災組織の組織化を促進する必要がある。さらに、様々な防災活動団体との連携を図っていくほか、防災活動を通じて要配慮者等に対する避難体制の整備、支援策の充実を図る必要がある。</p>	<p style="text-align: center;">第35節 自主防災組織等の育成に関する計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 地域住民等の自主防災組織の育成</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>長野県内における令和3年4月1日現在の組織数は3,871であり、組織されている地域の世帯数を全世帯数で除した組織率（活動カバー率）は95.1%となっている。また、地震防災対策強化地域内での組織率（活動カバー率）は95.3%となっている。しかし、役員の高齢化や担い手不足、住民意識の変化等により継続的な活動ができていない組織も多い。</p> <p>現在組織化が遅れている市町村、特に未組織の市町村を中心に組織化の促進、自主防災意識の醸成を図っていくこと、また、組織化されていても十分な活動ができない自主防災組織の活性化に向けた支援、助言が今後の課題である。</p> <p>また、学校、病院等の施設、事業所等においても自主防災組織の組織化を促進する必要がある。さらに、様々な防災活動団体との連携を図っていくほか、防災活動を通じて要配慮者等に対する避難体制の整備、支援策の充実を図る必要がある。</p>	<p>時点修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第37節 ボランティア活動の環境整備</p> <p>第1 基本方針</p> <p>大規模な災害が発生した場合、きめ細かな災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、県、市町村及び防災関係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。このため、災害応急対策に対する知識、技術及び意欲を持ったボランティア、NPO・NGO及び企業等（以下「ボランティア関係団体」という。）の自発的支援を適切に受入れ、協働による効果的な支援活動を行う必要がある。</p> <p>また、ボランティアが、必要な時に、必要な所で、必要な活動を行えるよう、<u>県・市町村、社会福祉協議会、NPO等</u>が連携して環境整備を図っていくことが必要である。</p> <p>第2 主な取り組み</p> <p>1 ボランティアの事前登録を、<u>社会福祉協議会（市町村災害ボランティアセンター）</u>、日本赤十字社長野県支部等において実施する。</p> <p>（略）</p> <p>4 <u>長野県災害時支援ネットワーク等の災害</u>中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）（以下「<u>災害</u>中間支援組織」という。）<u>及び県内外の専門性の高いNPO等</u>との<u>平時からの官民</u>連携体制の構築に努める。</p> <p>5 <u>災害</u>中間支援組織、<u>NPO等</u>との連携を図るため、連絡協議会等の設置を図る。</p> <p>（略）</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 ボランティア活動の環境整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p><u>ア【県（危機管理部・健康福祉部）及び市町村が実施する計画】</u></p> <p><u>（ア）</u> 平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、NPO・ボランティア等と協力して、発災時のボランティアとの連携の方法について検討し、速やかに始動できる体制を構築するものとする。</p> <p><u>また、県は、災害時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織である長野県災害時支援ネットワークと平時から相互に協力し、その機能強化に努める。</u></p> <p><u>（イ）</u> 防災ボランティアの活動環境として、<u>長野県災害時支援ネットワークと協力し、行政・社会福祉協議会・NPO等の三者連携により、</u>平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営、<u>在宅避難者の支援等、被災者支援のための人材育成の</u>制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者のボランティアニーズ</p>	<p style="text-align: center;">第37節 ボランティア活動の環境整備</p> <p>第1 基本方針</p> <p>大規模な災害が発生した場合、きめ細かな災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、県、市町村及び防災関係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。このため、災害応急対策に対する知識、技術及び意欲を持ったボランティア、NPO・NGO及び企業等（以下「ボランティア関係団体」という。）の自発的支援を適切に受入れ、協働による効果的な支援活動を行う必要がある。</p> <p>また、ボランティアが、必要な時に、必要な所で、必要な活動を行えるよう、<u>防災関係機関</u>が連携して環境整備を図っていくことが必要である。</p> <p>第2 主な取り組み</p> <p>1 ボランティアの事前登録を、市町村災害ボランティアセンター、日本赤十字社長野県支部等において実施する。</p> <p>（略）</p> <p>4 <u>国内の主要なボランティア関係団体、</u>中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）（以下「<u>中間支援組織</u>」という。）との連携体制の構築に努める。</p> <p>5 <u>ボランティア関係団体、</u>中間支援組織との連携を図るため、連絡協議会等の設置を図る。</p> <p>（略）</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 ボランティア活動の環境整備</p> <p>(2) 実施計画【<u>県（危機管理部・健康福祉部）及び市町村が実施する計画</u>】</p> <p><u>ア</u> 平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、NPO・ボランティア等と協力して、発災時のボランティアとの連携の方法について検討し、速やかに始動できる体制を構築するものとする。</p> <p><u>イ</u> 防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・<u>ボランティア等の三者で連携し、</u>平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する<u>研修や訓練の</u>制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者のボランティアニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

<p>等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p> <p><u>(ウ) 社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>(エ) 社会福祉協議会と平常時から相互に協力し、防災訓練等を通じて、災害ボランティアセンターの設置・運営における連携体制を整えるものとする。</u></p> <p><u>また、市町村は、災害時における官民連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンターを運営する市町村社会福祉協議会との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。特に市町村災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</u></p> <p><u>イ【社会福祉協議会が実施する計画】</u></p> <p><u>災害ボランティアセンターの設置等について、平時から県・市町村との連携により、その体制確保に努めるものとする。</u></p> <p>3 ボランティア・<u>NPO等関係</u>団体間の連携</p> <p>(2) 実施計画</p> <p><u>ア【県（危機管理部・健康福祉部）及び市町村が実施する計画】</u></p> <p><u>長野県災害時支援ネットワーク、県内外の専門性の高いNPO等と連携し、ボランティア団体相互間の連携を深めるため連絡会議等の設置を推進するとともに、災害時を想定した訓練や研修の実施に努めるものとする。</u></p> <p><u>イ【長野県災害時支援ネットワークが実施する計画】</u></p> <p><u>在宅避難、避難所等の生活の場所ごとの分野及び保健医療福祉・要配慮者等の課題・分野ごとに、関係するNPO等との平時からの連携体制の構築に努めるものとする。</u></p> <p>4 ボランティアコーディネーターの養成</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>県（危機管理部）、市町村、県社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部、<u>長野県災害時支援ネットワーク</u>等は、ボランティアコーディネーター養成研修の実施や、全国社会福祉協議会が開催するより実践的で高度な養成研修への参加促進を図るなど、協力して本県におけるボランティアコーディネーターの養成及び資質向上に努めるものとする。</p>	<p>有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p> <p><u>ウ</u> 社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。</p> <p><u>エ</u> 社会福祉協議会と平常時から相互に協力し、防災訓練等を通じて、災害ボランティアセンターの設置・運営における連携体制を整えるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>3 ボランティア団体間の連携</p> <p>(2) 実施計画</p> <p><u>県（危機管理部・健康福祉部）及び市町村は、国内の主要なボランティア関係団体、中間支援組織と連携し、ボランティア団体相互間の連携を深めるため連絡会議等の設置を推進するとともに、災害時を想定した訓練や研修の実施に努めるものとする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>4 ボランティアコーディネーターの養成</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>県（危機管理部）、市町村、県社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部等は、ボランティアコーディネーター養成研修の実施や、全国社会福祉協議会が開催するより実践的で高度な養成研修への参加促進を図るなど、協力して本県におけるボランティアコーディネーターの養成及び資質向上に努めるものとする。</p>	
---	---	--

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第39節 風水害対策に関する調査研究及び観測</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1【県が実施する計画】</p> <p>(2) 山地災害危険地区・地すべり危険箇所の再点検を通じて、データの蓄積を行い、防災計画の基礎資料を作成する。(林務部)</p> <p>(3) <u>土砂災害警戒区域等の繰り返し調査</u>を実施し、データの蓄積を行う。(建設部)</p>	<p style="text-align: center;">第39節 風水害対策に関する調査研究及び観測</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1【県が実施する計画】</p> <p>(2) 山地災害危険地区・地すべり危険箇所の再点検を通じて、<u>危険箇所に関するデータ</u>の蓄積を行い、防災計画の基礎資料を作成する。(林務部)</p> <p>(3) <u>土砂災害危険箇所の再点検を通じて見通し調査</u>を実施し、<u>危険箇所に関するデータ</u>の蓄積を行う。(建設部)</p>	<p>文言の修正</p> <p>国土交通省通知により修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第1節 災害直前活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 警報等の伝達活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 特別警報以外の気象警報等発表時の対応</p> <p>(ア) 【県が実施する対策】</p> <p>a 勤務時間内における取扱い</p> <p>(b) 庁内放送の実施</p> <p>すべての気象警報・注意報等について、危機管理防災課長からその写しを受領した <u>広報・共創推進課</u> は、速やかに庁内放送を実施し、庁内各課に周知する。</p> <p>(略)</p> <p>ウ 土砂災害警戒情報発表時の対応</p> <p>(ア) 【県が実施する対策】</p> <p>長野地方気象台との協議に基づき土砂災害警戒情報を発表する際は、事前に砂防課から市町村へ電話連絡するとともに、発表後は、衛星系防災行政無線の一斉FAX等により市町村に通知する。</p> <p>また、長野県河川砂防情報ステーションへの掲載及び防災情報メール等を利用して発表・解除の情報をメール配信し、一般への周知に努める。</p> <p>(略)</p> <p>2 住民の避難誘導対策</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>風水害により、住民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合には、必要に応じて、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令により適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。</p> <p>また、浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、迅速かつ適切な避難誘導に努める。</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">第1節 災害直前活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 警報等の伝達活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 特別警報以外の気象警報等発表時の対応</p> <p>(ア) 【県が実施する対策】</p> <p>a 勤務時間内における取扱い</p> <p>(b) 庁内放送の実施</p> <p>すべての気象警報・注意報等について、危機管理防災課長からその写しを受領した <u>広報県民課</u> は、速やかに庁内放送を実施し、庁内各課に周知する。</p> <p>(略)</p> <p>ウ 土砂災害警戒情報発表時の対応</p> <p>(ア) 【県が実施する対策】</p> <p>長野地方気象台との協議に基づき土砂災害警戒情報を発表する際は、事前に砂防課から市町村へ電話連絡するとともに、発表後は、衛星系防災行政無線の一斉FAX等により市町村に通知する。<u>併せて、砂防課から建設・砂防事務所を通じて速やかに当該市町村への着信確認を行う。</u></p> <p>また、長野県河川砂防情報ステーションへの掲載及び防災情報メール等を利用して発表・解除の情報をメール配信し、一般への周知に努める。</p> <p>(略)</p> <p>2 住民の避難誘導対策</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>風水害により、住民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合には、必要に応じて、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令により適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。</p> <p>また、浸水想定区域内や <u>土砂災害危険箇所</u> 及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、迅速かつ適切な避難誘導に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>修正理由・備考</p> <p>組織改正に伴う修正</p> <p>伝達方法の見直しに伴う修正</p> <p>国土交通省通知により削除</p>

第4 警報等の種類及び発表基準

1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報

(1) 特別警報・警報・注意報

特別警報・警報・注意報の概要

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報

特別警報・警報・注意報の種類と概要（長野地方気象台が発表するもの）

特別警報・警報・注意報の種類		概 要
(略)		
注意報	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。

(略)

第4 警報等の種類及び発表基準

1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報

(1) 特別警報・警報・注意報

特別警報・警報・注意報の概要

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪より、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報

特別警報・警報・注意報の種類と概要（長野地方気象台が発表するもの）

特別警報・警報・注意報の種類		概 要
(略)		
注意報	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。

(略)

脱字の修正

長野地方気象台による修正

(4) 雪に関する観測地点毎 50年に一度の値一覧 (令和5年11月1日現在)

府県予報区	地点名	50年に一度の積雪深(cm)	既往最深積雪深(cm)
長野県	長野	66	80
長野県	松本	57	78
長野県	諏訪	<u>56</u>	69
長野県	軽井沢	<u>76</u>	99
長野県	飯田	<u>45</u> *	81
長野県	野沢温泉	<u>386</u>	353
長野県	信濃町	<u>205</u>	176
長野県	飯山	<u>290</u>	257
長野県	小谷	<u>287</u>	251
長野県	白馬	<u>194</u>	187
長野県	大町	<u>115</u>	117
長野県	菅平	158	152
長野県	開田高原	<u>139</u>	115

(略)

警報・注意報発表基準一覧表 (令和5年6月8日現在)

(略)

(4) 雪に関する観測地点毎 50年に一度の値一覧 (令和4年11月21日現在)

府県予報区	地点名	50年に一度の積雪深(cm)	既往最深積雪深(cm)
長野県	長野	66	80
長野県	松本	57	78
長野県	諏訪	<u>58</u>	69
長野県	軽井沢	<u>77</u>	99
長野県	飯田	<u>46</u> *	81
長野県	野沢温泉	<u>387</u>	353
長野県	信濃町	<u>206</u>	176
長野県	飯山	<u>291</u>	257
長野県	小谷	<u>288</u>	251
長野県	白馬	<u>195</u>	187
長野県	大町	<u>116</u>	117
長野県	菅平	158	152
長野県	開田高原	<u>140</u>	115

(略)

警報・注意報発表基準一覧表 (令和4年5月26日現在)

(略)

別表1 大雨警報基準（令和5年6月8日現在）

市町村等名 主たる地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	
長野地域	長野市	14	77	
	須坂市	11	105	
	千曲市	8	101	
	坂城町	8	100	
	小布施町	8	102	
	高山村	10	105	
	信濃町	8	102	
	小川村	9	81	
	飯綱町	6	100	
中野飯山地域	中野市	10	102	
	飯山市	8	103	
	山ノ内町	8	105	
	木島平村	8	104	
	野沢温泉村	7	86	
大北地域	大町市	9	130	
	池田町	8	129	
	松川村	8	129	
	白馬村	10	132	
	小谷村	9	135	
	上田地域	上田市	9	84
上田地域	東御市	8	107	
	青木村	8	109	
	長和町	8	98	
	佐久地域	小諸市	10	109
		佐久市	7	100
小海町		8	109	
川上村		10	110	
南牧村		10	109	
南相木村		7	109	
北相木村		9	107	
佐久穂町		8	109	
軽井沢町		10	126	
御代田町		8	105	
立科町		8	112	
松本地域		松本	10	112
		塩尻	11	105
		安曇野市	9	108
	麻績村	10	111	
	生坂村	9	107	
	山形村	7	118	
	朝日村	7	121	
	筑北村	9	89	

別表1 大雨警報基準（令和4年5月26日現在）

市町村等名 主たる地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	
長野地域	長野市	14	73	
	須坂市	11	99	
	千曲市	8	89	
	坂城町	8	100	
	小布施町	8	100	
	高山村	10	101	
	信濃町	8	114	
	小川村	9	110	
	飯綱町	6	110	
中野飯山地域	中野市	10	107	
	飯山市	8	105	
	山ノ内町	8	130	
	木島平村	8	123	
	野沢温泉村	7	105	
大北地域	大町市	9	80	
	池田町	8	81	
	松川村	8	104	
	白馬村	10	115	
	小谷村	9	88	
	上田地域	上田市	9	85
上田地域	東御市	8	85	
	青木村	8	93	
	長和町	8	86	
	佐久地域	小諸市	10	95
		佐久市	7	87
小海町		8	99	
川上村		10	100	
南牧村		10	100	
南相木村		7	101	
北相木村		9	104	
佐久穂町		8	99	
軽井沢町		10	117	
御代田町		8	109	
立科町		8	87	
松本地域		松本	10	84
		塩尻	11	117
		安曇野市	9	84
	麻績村	10	110	
	生坂村	9	84	
	山形村	7	121	
	朝日村	7	122	
	筑北村	9	84	

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	
乗鞍上高地地域	乗鞍上高地	14	133	
	諏訪地域	岡谷市	12	110
		諏訪市	12	97
		茅野市	7	94
		下諏訪町	14	113
		富士見町	11	93
原村		9	116	
上伊那地域	伊那市	11	101	
	駒ヶ根市	10	129	
	辰野町	10	109	
	箕輪町	9	129	
	飯島町	11	138	
	南箕輪村	8	132	
	中川村	9	137	
	宮田村	8	140	
木曾地域	楢川	9	133	
	上松町	10	145	
	南木曾町	10	135	
	木祖村	8	130	
	王滝村	13	156	
	大桑村	10	157	
	木曾町	9	154	
	下伊那地域	飯田市	12	124
松川町		10	139	
高森町		10	148	
阿南町		13	149	
阿智村		12	124	
平谷村		13	151	
根羽村		12	146	
下條村		12	127	
壳木村		12	159	
天龍村		13	161	
森阜村		9	132	
喬木村		9	114	
豊丘村		9	132	
大鹿村		11	137	

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	
乗鞍上高地地域	乗鞍上高地	14	144	
	諏訪地域	岡谷市	12	99
		諏訪市	12	102
		茅野市	7	90
		下諏訪町	14	116
		富士見町	11	105
原村		9	115	
上伊那地域	伊那市	11	111	
	駒ヶ根市	10	126	
	辰野町	10	138	
	箕輪町	9	134	
	飯島町	11	133	
	南箕輪村	8	135	
	中川村	9	133	
	宮田村	8	123	
木曾地域	楢川	9	121	
	上松町	10	152	
	南木曾町	10	150	
	木祖村	8	151	
	王滝村	13	152	
	大桑村	10	154	
	木曾町	9	113	
	下伊那地域	飯田市	12	127
松川町		10	146	
高森町		10	146	
阿南町		13	156	
阿智村		12	142	
平谷村		13	184	
根羽村		12	180	
下條村		12	142	
壳木村		12	156	
天龍村		13	185	
森阜村		9	165	
喬木村		9	127	
豊丘村		9	146	
大鹿村		11	156	

別表2 洪水警報基準 (令和5年6月8日現在)

市町村等若 求むる地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準			
長野地域	長野市	犀川流域=85.5, 浅川流域=12.1, 岡田川流域=4.6, 聖川流域=0.1, 堀川流域=10.5, 赤野田川流域=4.5, 保科川流域=8.7, 土尻川流域=16.7, 島居川流域=17.2, 楠川流域=12.4, 小川流域=10.5, 太田川流域=6.7, 当瀬川流域=5.6, 裾花川流域=19.1	犀川流域=(5, 55.5), 岡田川流域=(7, 4.1), 島居川流域=(5, 15.3), 堀花川流域=(5, 5), 裾花川流域=(5, 17.1), 千曲川流域=(5, 84.6)	千曲川[松瀬下・立ヶ花], 犀川[小市], 信濃川水系裾花川[岡田]			
		須坂市	松川流域=17.3, 八木沢川流域=8.5, 松川流域=20.1, 百々川流域=15.3, 仙仁川流域=7.4	千曲川流域=(7, 85)	千曲川[松瀬下・立ヶ花]		
		千曲市	沢山川流域=8.3, 佐野川流域=7.6, 野島川流域=5.3, 安沢川流域=5.7	更級川流域=(5, 4.6), 千曲川流域=(7, 40)	千曲川[生田・松瀬下]		
		坂城町	日名沢川流域=6.2, 谷川流域=5.6	—	千曲川[生田・松瀬下]		
		小布施町	松川流域=18.9, 八木沢川流域=8.6, 篠井川流域=9.4, 浅川流域=12.2	千曲川流域=(7, 85.2)	千曲川[立ヶ花]		
		高山村	松川流域=17.1, 八木沢川流域=5.2	—	—		
		信濃町	島居川流域=8.4, 古海川流域=5.9, 園川流域=26.6, 赤川流域=7.5	—	—		
		小川村	土尻川流域=13.8, 小川川流域=9.3	—	—		
		飯綱町	島居川流域=15.3, 八蛇川流域=6.1, 斑尾川流域=6.4	島居川流域=(5, 13.7)	—		
		中野飯山地域	中野市	夜間瀬川流域=18.5, 斑尾川流域=9.9, 犀川流域=5.4, 篠井川流域=5.2, 江藤川流域=6.2	篠井川流域=(5, 5.2), 千曲川流域=(5, 48.8)	千曲川[立ヶ花]	
				飯山市	桑名川流域=4.6, 出川流域=4.2, 広井川流域=5.3, 日光川流域=4.2, 樽川流域=16.6	広井川流域=(5, 4.7), 千曲川流域=(5, 52.7)	千曲川[立ヶ花]
				山ノ内町	夜間瀬川流域=15.9, 伊沢川流域=7	—	—
				木島平村	馬曲川流域=7.5, 樽川流域=15.2	—	千曲川[立ヶ花]
野沢温泉村	千曲川流域=110.9, 池の沢川流域=5.2, 湯沢川流域=4.3, 赤滝川流域=4.8			—	千曲川[立ヶ花]		
栄村	千曲川流域=111.3, 志久見川流域=17.7, 北野川流域=12.6, 小箕作川流域=4.6, 中津川流域=30.4			—	—		
大北地域	大町市			犀川流域=64.9, 金熊川流域=6.3, 高瀬川流域=30.8, 農具川流域=8.6, 福屋沢川流域=5.1, 鹿島川流域=13.3, 土尻川流域=6.9	犀川流域=(5, 64.4), 金熊川流域=(5, 5.5), 農具川流域=(5, 7.5)	犀川流域=(5, 64.4), 金熊川流域=(5, 5.2), 農具川流域=(5, 7.5)	
		池田町	高瀬川流域=31.1	—	—		
		松川村	高瀬川流域=30.9, 乳川流域=12.3, 芦間川流域=7.3	—	—		
		白馬村	姫川流域=13.7, 樽川流域=7.8, 松川流域=14.2, 大樽川流域=5	姫川流域=(7, 12.3)	—		
		小谷村	姫川流域=24.2, 中谷川流域=18.3	姫川流域=(5, 21.7)	—		
		上田地域	上田市	浦野川流域=17.3, 室賀川流域=9.3, 阿島川流域=4.9, 産川流域=12.8, 湯川流域=6.9, 尾瀬川流域=4.2, 矢出沢川流域=7.9, 神川流域=1.9, 大沢川流域=5, 洗馬川流域=13.8, 傍瀬川流域=8, 角間川流域=7, 瀬沢川流域=4.3, 依田川流域=29.9, 内村川流域=13.8, 武石川流域=15.7	湯川流域=(5, 6.2), 矢出沢川流域=(5, 7.1), 神川流域=(5, 17.1), 依田川流域=(5, 28.9), 内村川流域=(5, 12.4), 千曲川流域=(5, 61.3)	千曲川[生田], 信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]	
東御市	金原川流域=4.8, 求女川流域=4.6, 所沢川流域=3.7, 鹿曲川流域=22.2, 小柏沢川流域=2, 大石沢川流域=4.9, 西沢川流域=3.3, 成沢川流域=5.2, 西川流域=2.2			所沢川流域=(5, 3.3)	信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]		
青木村	浦野川流域=13.7, 阿島川流域=4.8			—	—		
長和町	依田川流域=20.9, 五十鈴川流域=4.7, 大門川流域=13.8, 追川流域=7.3			—	—		

別表2 洪水警報基準 (令和4年5月26日現在)

市町村等若 求むる地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準			
長野地域	長野市	犀川流域=85.4, 浅川流域=11.9, 岡田川流域=4.7, 聖川流域=7.9, 堀川流域=10.1, 赤野田川流域=4.1, 保科川流域=8.1, 土尻川流域=16.3, 島居川流域=14.1, 楠川流域=8.9, 小川流域=10.4, 太田川流域=6.6, 当瀬川流域=5.5, 裾花川流域=19	犀川流域=(5, 55.5), 岡田川流域=(7, 4.2), 島居川流域=(5, 12.6), 裾花川流域=(5, 4.9), 裾花川流域=(5, 17.1), 千曲川流域=(5, 84.6)	千曲川[松瀬下・立ヶ花], 犀川[小市], 信濃川水系裾花川[岡田]			
		須坂市	松川流域=16.7, 八木沢川流域=8.5, 松川流域=16.8, 百々川流域=13.3, 仙仁川流域=7.1	千曲川流域=(7, 85)	千曲川[松瀬下・立ヶ花]		
		千曲市	沢山川流域=8.1, 佐野川流域=6.7, 野島川流域=5.3, 安沢川流域=5.6	更級川流域=(5, 4.7), 千曲川流域=(7, 40)	千曲川[生田・松瀬下]		
		坂城町	日名沢川流域=6.2, 谷川流域=5.4	—	千曲川[生田・松瀬下]		
		小布施町	松川流域=18.6, 八木沢川流域=8.6, 篠井川流域=8.7, 浅川流域=11.9	千曲川流域=(7, 85.2)	千曲川[立ヶ花]		
		高山村	松川流域=16.6, 八木沢川流域=5.1	—	—		
		信濃町	島居川流域=8.4, 古海川流域=5.9, 園川流域=26.6, 赤川流域=7.5	—	—		
		小川村	土尻川流域=13.8, 小川川流域=9.2	—	—		
		飯綱町	島居川流域=12.3, 八蛇川流域=5.8, 斑尾川流域=6.2	島居川流域=(5, 11)	—		
		中野飯山地域	中野市	夜間瀬川流域=17.5, 斑尾川流域=9.7, 犀川流域=5.4, 篠井川流域=5.2, 江藤川流域=6.1	篠井川流域=(5, 5.2), 千曲川流域=(5, 48.8)	千曲川[立ヶ花]	
				飯山市	桑名川流域=4.6, 出川流域=4.1, 広井川流域=5.3, 日光川流域=4.1, 樽川流域=16.6	千曲川流域=(5, 52.8)	千曲川[立ヶ花]
				山ノ内町	夜間瀬川流域=15.4, 伊沢川流域=7	—	—
				木島平村	馬曲川流域=7.3, 樽川流域=15.2	—	千曲川[立ヶ花]
野沢温泉村	千曲川流域=100.1, 池の沢川流域=5.1, 湯沢川流域=4.2, 赤滝川流域=4.8			—	千曲川[立ヶ花]		
栄村	千曲川流域=111.3, 志久見川流域=17.2, 北野川流域=12.2, 小箕作川流域=4.5, 中津川流域=29.4			—	—		
大北地域	大町市			犀川流域=64.8, 金熊川流域=5.8, 高瀬川流域=30.5, 農具川流域=8.4, 福屋沢川流域=5, 鹿島川流域=13.3, 土尻川流域=7.3	犀川流域=(5, 64.4), 金熊川流域=(5, 5.2), 農具川流域=(5, 7.5)	犀川流域=(5, 64.4), 金熊川流域=(5, 5.2), 農具川流域=(5, 7.5)	
		池田町	高瀬川流域=30.8	—	—		
		松川村	高瀬川流域=30.8, 乳川流域=12.4, 芦間川流域=7.3	—	—		
		白馬村	姫川流域=13.7, 樽川流域=8, 松川流域=14.4, 大樽川流域=5.2	姫川流域=(7, 12.3)	—		
		小谷村	姫川流域=24.2, 中谷川流域=18.3	姫川流域=(6, 21.7)	—		
		上田地域	上田市	浦野川流域=16.7, 室賀川流域=9.3, 阿島川流域=4.8, 産川流域=11.5, 湯川流域=6.9, 尾瀬川流域=4.1, 矢出沢川流域=7.9, 神川流域=1.9, 大沢川流域=5, 洗馬川流域=13.6, 傍瀬川流域=7.7, 角間川流域=5.7, 瀬沢川流域=3.6, 依田川流域=30, 内村川流域=13.8, 武石川流域=14.8	湯川流域=(5, 6.2), 矢出沢川流域=(5, 7.1), 神川流域=(5, 17.1), 依田川流域=(5, 27), 内村川流域=(5, 12.4), 千曲川流域=(5, 62.1)	千曲川[生田], 信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]	
東御市	金原川流域=4.7, 求女川流域=4.6, 所沢川流域=3.7, 鹿曲川流域=22.2, 小柏沢川流域=4.9, 大石沢川流域=4.8, 西沢川流域=3.1, 成沢川流域=5.1, 西川流域=2.2			所沢川流域=(5, 3.3), 西沢川流域=(5, 2.7)	信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]		
青木村	浦野川流域=13.3, 阿島川流域=4.7			—	—		
長和町	依田川流域=20, 五十鈴川流域=4.2, 大門川流域=12.8, 追川流域=7.1			—	—		

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 ^{*1}	指定河川洪水予報による基準	
佐久地域	小諸市	深沢川流域=5.6、中沢川流域=5.7、 蛇姫川流域=7.1、糠失川流域=10.7、 湧玉川流域=4.5	—	信濃川水系千曲川上流〔下越・塩名田〕	
	佐久市	布施川流域=7.2、濁川流域=7.3、 湯川流域=24.5、中沢川流域=4.5、 片貝川流域=7.2、滑津川流域=19.4、 志賀川流域=13.1、南川流域=9.8、 谷川流域=5.9、鹿曲川流域=17.5、 細小路川流域=8.2、八丁地川流域=13.1	布施川流域=(7.7)、 湯川流域=(5.23.6)、 中沢川流域=(7.4)、 滑津川流域=(5.19.2)、 志賀川流域=(5.12.9)、 南川流域=(5.8.8)、 谷川流域=(5.5.9)、 鹿曲川流域=(7.12.9)、 千曲川流域=(7.37.1)	信濃川水系千曲川上流〔下越・塩名田〕	
	小海町	千曲川流域=39.4、本間川流域=7.7、 相木川流域=21.6、大月川流域=8.9	千曲川流域=(5.35.4)、 相木川流域=(5.19.3)	—	
	川上村	千曲川流域=25.4、黒沢川流域=9.6、 金峰山川流域=13.7、板橋川流域=10.8	—	—	
	南牧村	千曲川流域=30.5、袖添川流域=5.9、 板橋川流域=5.7	—	—	
	南相木村	南相木川流域=14.4、栗生川流域=8.3	南相木川流域=(5.12.5)	—	
	北相木村	相木川流域=12.2	—	—	
	佐久穂町	千曲川流域=44.5、北沢川流域=4.7、 抜井川流域=16.8、余地川流域=8.8、 大石川流域=12.8、石室川流域=7.3、 入堂川流域=5.1	千曲川流域=(5.40)、 北沢川流域=(8.4.2)、 抜井川流域=(6.15.1)	—	
	軽井沢町	湯川流域=12.9、茂沢川流域=6、 赤川流域=6.5、泥川流域=12.6、 濁川流域=4.7	—	—	
	御代田町	糠失川流域=7.5、濁川流域=6、 濁川流域=22.4	湯川流域=(5.22.3)	—	
	立科町	番屋川流域=8.2、芦田川流域=6.7	芦田川流域=(5.6)	—	
	松本地域	松本	会田川流域=14.2、梓川流域=34.6、 大門沢川流域=4.8、女鳥羽川流域=12.7、 田川流域=17.1、薄川流域=11.3、 和泉川流域=5.3、塩沢川流域=4.9、 鏡川流域=14.9、牛伏川流域=6.6	和泉川流域=(5.4.7)	信濃川水系奈良井川〔琵琶橋・新橋〕
塩尻		田川流域=11.4、矢沢川流域=5.3、 小曾部川流域=6.8	矢沢川流域=(6.4.7)、 奈良井川流域=(6.16.7)	信濃川水系奈良井川〔琵琶橋・新橋〕	
安曇野市		犀川流域=45.1、潮沢川流域=6.7、 会田川流域=15.2、濁沢川流域=6.3、 高瀬川流域=31.1、穂高川流域=26.3、 乳川流域=20.1、天満沢川流域=5.9、 鳥川流域=15.6、万水川流域=10.9、 黒沢川流域=5.8、梓川流域=34.6	犀川流域=(5.40.5)、 濁沢川流域=(5.8.2)、 会田川流域=(5.13.2)、 万水川流域=(5.9.9)	—	
麻績村		麻績川流域=12.9	—	—	
生坂村		犀川流域=64.3、麻績川流域=19.7、 金熊川流域=11.5	—	—	
山形村		三間沢川流域=5.6、唐沢川流域=5.7	—	—	
朝日村		鏡川流域=12.3	—	—	
筑北村		麻績川流域=16.8、別所川流域=8、 東条川流域=6、安坂川流域=8.7	—	—	
乗鞍上高地地域		乗鞍上高地	梓川流域=26.6、鳥ヶ谷川流域=14.5、 奈川流域=12.3、黒川流域=6.9	—	—

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 ^{*1}	指定河川洪水予報による基準	
佐久地域	小諸市	深沢川流域=5.1、中沢川流域=5.6、 蛇姫川流域=6.4、糠失川流域=9.5、 湧玉川流域=4.5	—	信濃川水系千曲川上流〔下越・塩名田〕	
	佐久市	布施川流域=7.1、濁川流域=6.4、 湯川流域=22.4、中沢川流域=4.5、 片貝川流域=7.2、滑津川流域=19.4、 志賀川流域=13.1、南川流域=9.8、 谷川流域=5.9、鹿曲川流域=15.1、 細小路川流域=7.9、八丁地川流域=11	布施川流域=(7.7)、 湯川流域=(5.20.1)、 中沢川流域=(7.4)、 片貝川流域=(7.7.1)、 谷川流域=(5.5.9.2)、 滑津川流域=(5.19.2)、 志賀川流域=(5.12.8)、 南川流域=(5.8.8)、 谷川流域=(5.5.9)、 鹿曲川流域=(7.12.9)、 千曲川流域=(7.37.1)	信濃川水系千曲川上流〔下越・塩名田〕	
	小海町	千曲川流域=37.2、本間川流域=7.4、 相木川流域=21.6、大月川流域=7.9	相木川流域=(6.19.4)	—	
	川上村	千曲川流域=23.6、黒沢川流域=9.3、 金峰山川流域=13.1、板橋川流域=10.4	—	—	
	南牧村	千曲川流域=28.9、袖添川流域=5.7、 板橋川流域=5.3	—	—	
	南相木村	南相木川流域=13.9、栗生川流域=8.1	南相木川流域=(5.12.5)	—	
	北相木村	相木川流域=11.3	—	—	
	佐久穂町	千曲川流域=44.5、北沢川流域=4.7、 抜井川流域=15.1、余地川流域=7.3、 大石川流域=12.2、石室川流域=7、 入堂川流域=5.1	千曲川流域=(6.40)、 北沢川流域=(8.4.2)、 抜井川流域=(6.15.1)	—	
	軽井沢町	湯川流域=12.4、茂沢川流域=5.7、 赤川流域=6.5、泥川流域=12.2、 濁川流域=4.4	—	—	
	御代田町	糠失川流域=7.1、濁川流域=5.5、 濁川流域=21.4	湯川流域=(6.19.2)	—	
	立科町	番屋川流域=8.2、芦田川流域=6.7	芦田川流域=(5.6)	—	
	松本地域	松本	会田川流域=13.7、梓川流域=34.2、 大門沢川流域=4.8、女鳥羽川流域=12.6、 田川流域=16.9、薄川流域=11.2、 和泉川流域=5.3、塩沢川流域=4.9、 鏡川流域=14.2、牛伏川流域=6.6	和泉川流域=(5.4.7)、 鏡川流域=(5.12.7)	信濃川水系奈良井川〔琵琶橋・新橋〕
塩尻		田川流域=11.4、矢沢川流域=5.3、 小曾部川流域=6.6	矢沢川流域=(6.4.7)、 奈良井川流域=(6.16.7)	信濃川水系奈良井川〔琵琶橋・新橋〕	
安曇野市		犀川流域=45.1、潮沢川流域=6.6、 会田川流域=14.7、濁沢川流域=6.3、 高瀬川流域=30.9、穂高川流域=26.3、 乳川流域=20.2、天満沢川流域=6、 鳥川流域=15.7、万水川流域=11、 黒沢川流域=5.8、梓川流域=34.3	犀川流域=(5.40.5)、 濁沢川流域=(5.6.3)、 会田川流域=(5.13.2)、 万水川流域=(5.9.9)	—	
麻績村		麻績川流域=12.4	—	—	
生坂村		犀川流域=62.9、麻績川流域=19、 金熊川流域=11.3	—	—	
山形村		三間沢川流域=5.6、唐沢川流域=5.7	—	—	
朝日村		鏡川流域=12.1	—	—	
筑北村		麻績川流域=17.7、別所川流域=7.8、 東条川流域=7.7、安坂川流域=8.7	—	—	
乗鞍上高地地域		乗鞍上高地	梓川流域=26.4、鳥ヶ谷川流域=14.5、 奈川流域=12.2、黒川流域=6.7	—	—

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
諏訪地域	岡谷市	十四瀬川流域=6.2, 横河川流域=7.4, 塚間川流域=5.2, 天竜川流域=32.2	十四瀬川流域=(5, 4.5), 塚間川流域=(7, 3.9)	天竜川水系諏訪湖[釜口水門]
	諏訪市	新川流域=5.3, 宮川流域=15.7, 上川流域=21.9, 角間川流域=5.7, 沢川流域=5.7	新川流域=(5, 5.3), 角間川流域=(5, 4.5)	天竜川水系諏訪湖[釜口水門]
	茅野市	上川流域=21.8, 柳川流域=12.2, 宮川流域=15.2, 沢川流域=9.9, 滝ノ瀬川流域=8.5	—	—
	下諏訪町	承知川流域=4.6, 砥川流域=11.6, 十四瀬川流域=5.9	承知川流域=(9, 4.1)	天竜川水系諏訪湖[釜口水門]
	富士見町	宮川流域=5.3, 釜無川流域=23.2, 乙貝川流域=3.4, 立場川流域=10.6	—	—
原村	弓坂川流域=9, 小早川流域=2.7, 阿久川流域=5.2, 道祖神川流域=2.2	—	—	
	伊那市	瀬沢川流域=4.5, 棚沢川流域=7.4, 戸谷川流域=4.4, 小沢川流域=8.9, 小黒川流域=7.3, 大田切川流域=5.5, 猪ノ沢川流域=4, 大沢川流域=5.1, 三峰川流域=34.6, 新山川流域=5.6, 藤沢川流域=12.5, 松倉川流域=5.7, 山室川流域=8.9, 黒川流域=19.4, 大清水川流域=5, 粟沢川流域=4.7	戸谷川流域=(5, 3.7), 小黒川流域=(5, 6.4), 猪ノ沢川流域=(5, 3.4), 大沢川流域=(5, 4.5)	天竜川上流[伊那富・沢渡]
駒ヶ根市	太田切川流域=15.3, 塩田川流域=3.6, 大曾倉川流域=5.2, 下間川流域=4.1, 田沢川流域=3.9, 上穂沢川流域=6.2, 中田切川流域=8.9	—	—	天竜川上流[沢渡]
	辰野町	上野川流域=5.2, 横川川流域=10.9, 小糠川流域=6.8, 小野川流域=8.5, 沢鹿川流域=5.7	上野川流域=(5, 4.5), 小野川流域=(5, 7.2)	天竜川上流[伊那富]
箕輪町	桑沢川流域=4.3, 沢川流域=10.6, 深沢川流域=5.2, 帯無川流域=6	—	—	天竜川上流[伊那富]
飯島町	中田切川流域=8.4, 郷沢川流域=6.2, 与田切川流域=12.2, 子生沢川流域=3.9	—	—	天竜川上流[沢渡]
南箕輪村	大泉川流域=5.6, 大清水川流域=5.7	—	—	天竜川上流[伊那富]
中川村	子生沢川流域=4.7, 前沢川流域=8.7, 小沢川流域=31.2	—	—	天竜川上流[沢渡]
宮田村	大沢川流域=4.4, 太田切川流域=15.3	—	—	天竜川上流[沢渡]
木曾地域	楢川	奈良井川流域=12.9	—	—
	上松町	木曾川流域=55.5, 滑川流域=9.6, 小川流域=15, 十五沢川流域=5.5	—	—
	南木曾町	木曾川流域=63.9, 坪川流域=9.4, 園川流域=18.8, 穂其川流域=12.9	—	—
	木祖村	木曾川流域=17.7, 菅川流域=5.3, 笹川流域=10.6	—	—
	王滝村	王滝川流域=23.2, 大又川流域=5.7, 溝口川流域=5.7, 鈴ヶ沢流域=7.3	—	—
	大桑村	木曾川流域=57.4, 殿小川流域=9.1, 伊那川流域=21.3	—	—
	木曾町	木曾川流域=28.6, 王滝川流域=45, 中沢川流域=5.1, 本洞川流域=7.3, 西野川流域=10.7, 白川流域=10, 湯川流域=7.5, 東川流域=11.1, 把之沢川流域=5.6, 能沢川流域=5.8, 八沢川流域=6.9, 黒川流域=14.1, 西洞川流域=6.7, 正沢川流域=9.4	木曾川流域=(6, 26.3), 八沢川流域=(6, 5.7), 黒川流域=(6, 11.9)	—
	上松町	木曾川流域=55.2, 滑川流域=9.4, 小川流域=15.1, 十五沢川流域=5.5	—	—
	南木曾町	木曾川流域=63.6, 坪川流域=9.6, 園川流域=18.7, 穂其川流域=12.8	—	—
	木祖村	木曾川流域=17.5, 菅川流域=5.3, 笹川流域=10.6	—	—
	王滝村	王滝川流域=22.9, 大又川流域=5.6, 溝口川流域=5.5, 鈴ヶ沢流域=7.2	—	—
	大桑村	木曾川流域=57, 殿小川流域=9.1, 伊那川流域=21.2	—	—
木曾町	木曾川流域=28.2, 王滝川流域=44.4, 中沢川流域=5.1, 本洞川流域=7.3, 西野川流域=10.6, 白川流域=10, 湯川流域=7.5, 東川流域=11.1, 把之沢川流域=5.6, 能沢川流域=5.7, 八沢川流域=6.9, 黒川流域=13.7, 西洞川流域=6.6, 正沢川流域=8.9	木曾川流域=(6, 26.3), 八沢川流域=(6, 5.7), 黒川流域=(6, 11.9)	—	

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
諏訪地域	岡谷市	十四瀬川流域=5.5, 横河川流域=7.3, 塚間川流域=5.2, 天竜川流域=31.2	十四瀬川流域=(7, 4.5), 塚間川流域=(7, 3.9)	天竜川水系諏訪湖[釜口水門]
	諏訪市	新川流域=5.3, 宮川流域=15.3, 上川流域=21.1, 角間川流域=5.7, 沢川流域=5.8	新川流域=(5, 5.3), 角間川流域=(5, 4.5)	天竜川水系諏訪湖[釜口水門]
	茅野市	上川流域=21, 柳川流域=11.6, 宮川流域=14.9, 沢川流域=9.5, 滝ノ瀬川流域=8.2	—	—
	下諏訪町	承知川流域=4.6, 砥川流域=11.4, 十四瀬川流域=5.3	承知川流域=(7, 4.1)	天竜川水系諏訪湖[釜口水門]
	富士見町	宮川流域=5.4, 釜無川流域=22.2, 乙貝川流域=3.4, 立場川流域=10.3	—	—
原村	弓坂川流域=5.1, 小早川流域=2.6, 阿久川流域=5.3, 道祖神川流域=2.2	—	—	
	伊那市	瀬沢川流域=4.5, 棚沢川流域=7.4, 戸谷川流域=4.3, 小沢川流域=8.9, 小黒川流域=6.8, 大田切川流域=5.5, 猪ノ沢川流域=3.8, 大沢川流域=5.1, 三峰川流域=32.3, 新山川流域=5.6, 藤沢川流域=12.2, 松倉川流域=5.7, 山室川流域=8.7, 黒川流域=17.1, 大清水川流域=5, 粟沢川流域=4.7	戸谷川流域=(5, 3.8), 小黒川流域=(5, 6.1), 猪ノ沢川流域=(5, 3.4), 大沢川流域=(5, 4.5)	天竜川上流[伊那富・沢渡]
駒ヶ根市	太田切川流域=15.2, 塩田川流域=3.6, 大曾倉川流域=5.2, 下間川流域=4, 田沢川流域=3.9, 上穂沢川流域=6.2, 中田切川流域=8.9	—	—	天竜川上流[沢渡]
	辰野町	上野川流域=5.2, 横川川流域=10.8, 小糠川川流域=6.8, 小野川流域=8.5, 沢鹿川流域=5.7	上野川流域=(5, 4.6), 小野川流域=(5, 7.6)	天竜川上流[伊那富]
箕輪町	桑沢川流域=4.4, 沢川流域=10.6, 深沢川流域=5.3, 帯無川流域=6.1	—	—	天竜川上流[伊那富]
飯島町	中田切川流域=8.4, 郷沢川流域=6.2, 与田切川流域=12.2, 子生沢川流域=3.9	—	—	天竜川上流[沢渡]
南箕輪村	大泉川流域=5.6, 大清水川流域=5.7	—	—	天竜川上流[伊那富]
中川村	子生沢川流域=4.7, 前沢川流域=8.6, 小沢川流域=29.9	—	—	天竜川上流[沢渡]
宮田村	大沢川流域=4.4, 太田切川流域=15.2	—	—	天竜川上流[沢渡]
木曾地域	楢川	奈良井川流域=12.8	—	—
	上松町	木曾川流域=55.2, 滑川流域=9.4, 小川流域=15.1, 十五沢川流域=5.5	—	—
	南木曾町	木曾川流域=63.6, 坪川流域=9.6, 園川流域=18.7, 穂其川流域=12.8	—	—
	木祖村	木曾川流域=17.5, 菅川流域=5.3, 笹川流域=10.6	—	—
	王滝村	王滝川流域=22.9, 大又川流域=5.6, 溝口川流域=5.5, 鈴ヶ沢流域=7.2	—	—
	大桑村	木曾川流域=57, 殿小川流域=9.1, 伊那川流域=21.2	—	—
	木曾町	木曾川流域=28.2, 王滝川流域=44.4, 中沢川流域=5.1, 本洞川流域=7.3, 西野川流域=10.6, 白川流域=10, 湯川流域=7.5, 東川流域=11.1, 把之沢川流域=5.6, 能沢川流域=5.7, 八沢川流域=6.9, 黒川流域=13.7, 西洞川流域=6.6, 正沢川流域=8.9	木曾川流域=(6, 26.3), 八沢川流域=(6, 5.7), 黒川流域=(6, 11.9)	—

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 ^{*1}	指定河川洪水予報による基準
下伊那地域	飯田市	土曾川流域=4.2、松川流域=19.8、 野鹿川流域=7.8、富田沢川流域=4.7、 新川流域=4.8、勇川流域=4.7、 遠山川流域=39.5、上村川流域=15.8	—	天竜川上流〔市田・天竜峡〕
	松川町	福沢川流域=4	—	天竜川上流〔沢渡・市田〕
	高森町	田沢川流域=4.2、胡麻目川流域=5.5、 大島川流域=6.8、江戸ヶ沢川流域=3.5	—	天竜川上流〔市田〕
	阿南町	門原川流域=8.7、和知野川流域=31、 壳木川流域=20.3、早木戸川流域=9.2、 天竜川流域=75.4	—	—
	阿智村	阿智川流域=28.1、河内川流域=7.3、 大沢川流域=11.6、本谷川流域=16.8、 清内路川流域=8.4、和知野川流域=15.1	阿智川流域=(7, 23.4)、 本谷川流域=(5, 15.1)	—
	平谷村	上村川流域=13.3、平谷川流域=19.1	平谷川流域=(7, 17.1)	—
	根羽村	矢作川流域=24.9、小川川流域=12.1	—	—
	下條村	白又川流域=7、牛ヶ爪川流域=6.5、 天竜川流域=74.5	—	—
	壳木村	壳木川流域=7.7、軒川流域=9.4	—	—
	天龍村	天竜川流域=87.7、遠山川流域=41.3、 早木戸川流域=14.6	—	—
	泰阜村	矢野川流域=5、左京川流域=4.9、 天竜川流域=75.4	—	—
	喬木村	壬生沢川流域=3.9、加々須川流域=8.5、 小川川流域=11.6	—	天竜川上流〔市田〕
	豊丘村	寺沢川流域=3.9、蛇川流域=10.1、 壬生沢川流域=4.2	—	天竜川上流〔市田〕
	大鹿村	小沢川流域=28.9、鹿塩川流域=16.2、 塩川流域=11	—	—

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 ^{*1}	指定河川洪水予報による基準
下伊那地域	飯田市	土曾川流域=4.2、松川流域=20.1、 野鹿川流域=7.8、富田沢川流域=4.7、 新川流域=4.8、勇川流域=4.8、 遠山川流域=39.8、上村川流域=15.2	—	天竜川上流〔市田・天竜峡〕
	松川町	福沢川流域=4	—	天竜川上流〔沢渡・市田〕
	高森町	田沢川流域=4.2、胡麻目川流域=5.5、 大島川流域=6.8、江戸ヶ沢川流域=3.6	—	天竜川上流〔市田〕
	阿南町	門原川流域=8.5、和知野川流域=31、 壳木川流域=20.1、早木戸川流域=9.2、 天竜川流域=74.1	—	—
	阿智村	阿智川流域=26.1、河内川流域=7.3、 大沢川流域=11.6、本谷川流域=16.7、 清内路川流域=8.4、和知野川流域=15.1	阿智川流域=(7, 23.4)、 本谷川流域=(7, 15)	—
	平谷村	上村川流域=13.3、平谷川流域=19.1	平谷川流域=(7, 17.1)	—
	根羽村	矢作川流域=24.9、小川川流域=12	—	—
	下條村	白又川流域=6.9、牛ヶ爪川流域=6.6、 天竜川流域=73.3	—	—
	壳木村	壳木川流域=7.7、軒川流域=9.4	—	—
	天龍村	天竜川流域=86.7、遠山川流域=40.7、 早木戸川流域=14.5	—	—
	泰阜村	矢野川流域=5、左京川流域=4.8、 天竜川流域=74.1	—	—
	喬木村	壬生沢川流域=3.9、加々須川流域=8.2、 小川川流域=11.2	—	天竜川上流〔市田〕
	豊丘村	寺沢川流域=4、蛇川流域=9.7、 壬生沢川流域=4.1	—	天竜川上流〔市田〕
	大鹿村	小沢川流域=27.7、鹿塩川流域=15.5、 塩川流域=10.6	—	—

別表3 大雨注意報基準 (令和5年6月8日現在)

市町村等を含む地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	
長野地域	長野市	7	59	
	須坂市	5	80	
	千曲市	5	77	
	坂城町	3	77	
	小布施町	5	78	
	高山村	7	80	
	信濃町	5	78	
	小川村	5	82	
	飯綱町	3	77	
中野飯山地域	中野市	5	78	
	飯山市	6	79	
	山ノ内町	4	80	
	木島平村	5	80	
	野沢温泉村	4	86	
	栄村	5	84	
大北地域	大町市	5	104	
	池田町	5	103	
	松川村	5	103	
	白馬村	6	105	
	小谷村	5	108	
上田地域	上田市	5	86	
	東御市	4	84	
	青木村	5	86	
	長和町	5	77	
佐久地域	小諸市	5	86	
	佐久市	5	79	
	小海町	5	86	
	川上村	4	86	
	南牧村	7	86	
	南相木村	4	86	
	北相木村	6	84	
	佐久穂町	4	86	
	軽井沢町	4	99	
	御代田町	5	82	
	立科町	5	88	
	松本地域	松本	6	90
		塩尻	5	85
安曇野市		4	87	
麻績村		6	89	
生坂村		5	86	
山形村		4	95	
朝日村		3	98	
筑北村		5	72	

別表3 大雨注意報基準 (令和元年5月29日現在)

市町村等を含む地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	
長野地域	長野市	7	64	
	須坂市	5	88	
	千曲市	5	79	
	坂城町	3	89	
	小布施町	5	89	
	高山村	7	89	
	信濃町	5	101	
	小川村	5	97	
	飯綱町	3	97	
中野飯山地域	中野市	5	77	
	飯山市	6	75	
	山ノ内町	4	93	
	木島平村	5	88	
	野沢温泉村	4	75	
	栄村	5	75	
大北地域	大町市	5	55	
	池田町	5	55	
	松川村	5	71	
	白馬村	6	79	
	小谷村	5	80	
上田地域	上田市	5	64	
	東御市	4	64	
	青木村	5	70	
	長和町	5	65	
佐久地域	小諸市	5	77	
	佐久市	5	71	
	小海町	5	81	
	川上村	4	82	
	南牧村	7	82	
	南相木村	4	82	
	北相木村	6	85	
	佐久穂町	4	81	
	軽井沢町	4	95	
	御代田町	5	89	
	立科町	5	71	
	松本地域	松本	6	88
		塩尻	5	94
安曇野市		4	88	
麻績村		6	97	
生坂村		5	88	
山形村		4	98	
朝日村		3	98	
筑北村		5	88	

市町村等名 を 示した地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
乗鞍上高地地域	乗鞍上高地	9	106
諏訪地域	岡谷市	7	89
	諏訪市	6	78
	茅野市	5	76
	下諏訪町	9	91
	富士見町	7	75
	原村	6	93
上伊那地域	伊那市	5	71
	駒ヶ根市	6	91
	辰野町	7	77
	箕輪町	5	91
	飯島町	6	97
	南箕輪村	5	93
	中川村	5	97
	宮田村	5	99
木曾地域	楡川	6	106
	上松町	7	116
	南木曾町	7	108
	木祖村	5	104
	王滝村	9	124
	大桑村	6	125
	木曾町	6	123
	下伊那地域	飯田市	7
松川町		5	98
高森町		7	105
阿南町		8	105
阿智村		7	88
平谷村		9	107
根羽村		8	103
下條村		7	90
壳木村		8	112
天龍村		8	114
黍阜村		6	93
喬木村		5	80
豊丘村		6	93
大鹿村		8	97

市町村等名 を 示した地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
乗鞍上高地地域	乗鞍上高地	9	116
諏訪地域	岡谷市	7	83
	諏訪市	6	77
	茅野市	5	75
	下諏訪町	9	97
	富士見町	7	88
	原村	6	96
上伊那地域	伊那市	5	79
	駒ヶ根市	6	90
	辰野町	7	99
	箕輪町	5	96
	飯島町	6	96
	南箕輪村	5	97
	中川村	5	95
	宮田村	5	88
木曾地域	楡川	6	105
	上松町	7	132
	南木曾町	7	120
	木祖村	5	131
	王滝村	9	132
	大桑村	6	133
	木曾町	6	98
	下伊那地域	飯田市	7
松川町		5	97
高森町		7	97
阿南町		8	104
阿智村		7	95
平谷村		9	123
根羽村		8	120
下條村		7	95
壳木村		8	104
天龍村		8	123
黍阜村		6	110
喬木村		5	85
豊丘村		6	97
大鹿村		8	104

別表4 洪水注意報基準（令和5年6月8日現在）

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準		
長野地域	長野市	犀川流域=52.4、遠川流域=9.6、岡田川流域=3.7、聖川流域=6.3、埴川流域=8.4、赤野田川流域=3.7、篠科川流域=6.9、土原川流域=13.3、鳥居川流域=13.7、桶川流域=9.9、小川流域=8.4、太田川流域=5.3、当徳川流域=4.4、笹花川流域=15.2	犀川流域=(5, 90)、岡田川流域=(6, 2.9)、聖川流域=(5, 6.3)、埴川流域=(6, 8.7)、鳥居川流域=(5, 13.6)、太田川流域=(6, 4.2)、当徳川流域=(5, 4.4)、笹花川流域=(5, 12.2)、千曲川流域=(5, 60.2)	千曲川〔杭瀬下・立ヶ花〕、犀川〔小市〕、信濃川水系笹花川〔岡田〕		
		須坂市	松川流域=13.8、八木沢川流域=6.8、鮎川流域=1.6、百々川流域=12.2、仙仁川流域=5.9	八木沢川流域=(5, 5.4)、千曲川流域=(5, 73.5)	千曲川〔立ヶ花〕	
		千曲市	沢山川流域=6.6、佐野川流域=6、更級川流域=4.2、女沢川流域=4.6	更級川流域=(5, 3.3)、千曲川流域=(5, 36)	千曲川〔杭瀬下〕	
		坂城町	日名沢川流域=4.9、谷川流域=4.4	—	千曲川〔生田・杭瀬下〕	
		小布施町	松川流域=15.1、八木沢川流域=6.8、篠井川流域=7.5、遠川流域=9.7	千曲川流域=(5, 44.7)	千曲川〔立ヶ花〕	
		高山村	松川流域=13.6、八木沢川流域=4.2	—	—	
		信濃町	鳥居川流域=6.7、古瀬川流域=4.7、園川流域=2.1.2、赤川流域=6	鳥居川流域=(6, 5.4)	—	
		小川村	土原川流域=11、小川川流域=7.4	—	—	
		飯綱町	鳥居川流域=12.2、八蛇川流域=4.8、斑尾川流域=5.1	鳥居川流域=(5, 9.8)	—	
		中野飯山地域	中野市	夜間瀬川流域=14.8、斑尾川流域=7.1、現川流域=4.3、篠井川流域=4.1、江都川流域=4.9	夜間瀬川流域=(5, 11.8)、斑尾川流域=(5, 5.6)、篠井川流域=(5, 4.1)、江都川流域=(5, 3.9)、千曲川流域=(5, 42.1)	千曲川〔立ヶ花〕
飯山市	桑名川流域=3.6、出川流域=3.3、広井川流域=4.2、日光川流域=3.3、樽川流域=13.2			広井川流域=(5, 3.4)、樽川流域=(5, 12.8)、千曲川流域=(5, 47.4)	千曲川〔立ヶ花〕	
山ノ内町	夜間瀬川流域=12.7、伊沢川流域=5.6			—	—	
木島平村	馬曲川流域=6、樽川流域=12.1			樽川流域=(5, 12.1)	千曲川〔立ヶ花〕	
野沢温泉村	千曲川流域=88.7、池の沢川流域=4.2、湯沢川流域=3.5、赤滝川流域=3.9			千曲川流域=(5, 71)、湯沢川流域=(5, 2.6)	千曲川〔立ヶ花〕	
栄村	千曲川流域=89、志久見川流域=14.1、北野川流域=10、小貫作川流域=3.7、中津川流域=24.3			千曲川流域=(5, 71.2)	—	
大北地域	大町市			犀川流域=51.9、金龍川流域=4.9、高瀬川流域=24.6、農具川流域=6.8、稲尾沢川流域=4、鹿島川流域=10.6、土原川流域=5.5	犀川流域=(5, 41.5)、金龍川流域=(5, 3.9)、農具川流域=(5, 8.7)、稲尾沢川流域=(5, 3.2)	—
池田町	高瀬川流域=24.6	—	—			
松川村	高瀬川流域=24.7、乳川流域=9.8、芦間川流域=5.8	—	—			
白馬村	姫川流域=10.9、桶川流域=6.2、松川流域=11.3、大樽川流域=4	姫川流域=(7, 10.9)	—			
小谷村	姫川流域=19.3、中谷川流域=14.6	姫川流域=(5, 15.4)	—			
上田地域	上田市	浦野川流域=13.8、室賀川流域=6.5、阿島川流域=3.9、彦川流域=10.2、湯川流域=5、尾根川流域=3.3、矢出沢川流域=9.9、神川流域=15.2、大沢川流域=4、洗馬川流域=11.1、傍陽川流域=5.6、角間川流域=5.6、瀬川流域=3.5、依田川流域=23.9、内村川流域=11、武石川流域=12.5	室賀川流域=(5, 5.9)、彦川流域=(5, 8.2)、湯川流域=(5, 4.4)、尾根川流域=(5, 2.8)、矢出沢川流域=(5, 6.3)、神川流域=(5, 12.2)、傍陽川流域=(5, 4.5)、依田川流域=(5, 19.1)、内村川流域=(5, 8.8)、武石川流域=(5, 43.8)	千曲川〔生田〕、信濃川水系千曲川上流〔下越・塩名田〕		
		東御市	金原川流域=2.4、求女川流域=3.7、所沢川流域=2.6、鹿曲川流域=17.7、小相沢川流域=4.2、大石沢川流域=2.4、西沢川流域=2.6、成沢川流域=4.2、西川流域=1.7	金原川流域=(5, 1.8)、所沢川流域=(5, 2.6)、鹿曲川流域=(5, 14.2)、西沢川流域=(5, 1.9)、千曲川流域=(5, 42.7)	信濃川水系千曲川上流〔下越・塩名田〕	
		青木村	浦野川流域=10.9、阿島川流域=3.9	—	—	
		長和町	依田川流域=16.7、五十鈴川流域=3.8、大門川流域=11、遠川流域=5.8	—	—	
		中野市	夜間瀬川流域=14.8、斑尾川流域=7.1、現川流域=4.3、篠井川流域=4.1、江都川流域=4.9	夜間瀬川流域=(5, 11.8)、斑尾川流域=(5, 5.6)、篠井川流域=(5, 4.1)、江都川流域=(5, 3.9)、千曲川流域=(5, 42.1)	千曲川〔立ヶ花〕	
		飯山市	桑名川流域=3.6、出川流域=3.3、広井川流域=4.2、日光川流域=3.3、樽川流域=13.2	広井川流域=(5, 3.4)、樽川流域=(5, 12.8)、千曲川流域=(5, 47.4)	千曲川〔立ヶ花〕	
		山ノ内町	夜間瀬川流域=12.7、伊沢川流域=5.6	—	—	
木島平村	馬曲川流域=6、樽川流域=12.1	樽川流域=(5, 12.1)	千曲川〔立ヶ花〕			
野沢温泉村	千曲川流域=88.7、池の沢川流域=4.2、湯沢川流域=3.5、赤滝川流域=3.9	千曲川流域=(5, 71)、湯沢川流域=(5, 2.6)	千曲川〔立ヶ花〕			
栄村	千曲川流域=89、志久見川流域=14.1、北野川流域=10、小貫作川流域=3.7、中津川流域=24.3	千曲川流域=(5, 71.2)	—			
大北地域	大町市	犀川流域=51.9、金龍川流域=4.9、高瀬川流域=24.6、農具川流域=6.8、稲尾沢川流域=4、鹿島川流域=10.6、土原川流域=5.5	犀川流域=(5, 41.5)、金龍川流域=(5, 3.9)、農具川流域=(5, 8.7)、稲尾沢川流域=(5, 3.2)	—		
		池田町	高瀬川流域=24.6	—	—	
		松川村	高瀬川流域=24.7、乳川流域=9.8、芦間川流域=5.8	—	—	
		白馬村	姫川流域=10.9、桶川流域=6.2、松川流域=11.3、大樽川流域=4	姫川流域=(7, 10.9)	—	
		小谷村	姫川流域=19.3、中谷川流域=14.6	姫川流域=(5, 15.4)	—	
		上田地域	上田市	浦野川流域=13.3、室賀川流域=6.5、阿島川流域=3.9、彦川流域=9.2、湯川流域=5.5、尾根川流域=3.2、矢出沢川流域=6.3、神川流域=15.2、大沢川流域=4、洗馬川流域=10.8、傍陽川流域=5.6、角間川流域=4.5、瀬川流域=2.8、依田川流域=24、内村川流域=11、武石川流域=11.6	室賀川流域=(5, 5.9)、彦川流域=(5, 8.5)、湯川流域=(5, 4.4)、尾根川流域=(5, 2.6)、傍陽川流域=(5, 4.5)、瀬川流域=(5, 3.5)、依田川流域=(5, 19.2)、内村川流域=(5, 8.8)、千曲川流域=(5, 44.2)	千曲川〔生田〕、信濃川水系千曲川上流〔下越・塩名田〕
		東御市	金原川流域=2.4、求女川流域=3.6、所沢川流域=2.8、鹿曲川流域=17.7、小相沢川流域=3.9、大石沢川流域=2.3、西沢川流域=2.4、成沢川流域=3.6、西川流域=1.7	金原川流域=(5, 2.2)、所沢川流域=(5, 2.8)、鹿曲川流域=(5, 14.2)、大石沢川流域=(5, 1.8)、西沢川流域=(5, 2.4)、千曲川流域=(5, 42.7)	信濃川水系千曲川上流〔下越・塩名田〕	
青木村	浦野川流域=10.6、阿島川流域=3.7	—	—			
長和町	依田川流域=16、五十鈴川流域=3.3、大門川流域=10.2、遠川流域=5.6	—	—			

別表4 洪水注意報基準（令和4年5月26日現在）

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準	
長野地域	長野市	犀川流域=52.3、遠川流域=9.5、岡田川流域=3.7、聖川流域=6.3、埴川流域=8.4、赤野田川流域=3.2、篠科川流域=6.4、土原川流域=13、鳥居川流域=11.2、桶川流域=7.1、小川流域=8.3、太田川流域=5.2、当徳川流域=4.4、笹花川流域=15.2	犀川流域=(5, 50)、岡田川流域=(6, 3)、聖川流域=(5, 6.3)、埴川流域=(6, 6.4)、鳥居川流域=(5, 11.2)、太田川流域=(6, 4.2)、当徳川流域=(5, 4.4)、笹花川流域=(5, 12.2)、千曲川流域=(5, 60.2)	千曲川〔杭瀬下・立ヶ花〕、犀川〔小市〕、信濃川水系笹花川〔岡田〕	
		須坂市	松川流域=13.3、八木沢川流域=6.8、鮎川流域=13.4、百々川流域=10.6、仙仁川流域=5.6	八木沢川流域=(5, 5.6)、千曲川流域=(5, 73.5)	千曲川〔立ヶ花〕
		千曲市	沢山川流域=6.4、佐野川流域=5.3、更級川流域=4.2、女沢川流域=4.4	更級川流域=(5, 3.9)、千曲川流域=(5, 36)	千曲川〔杭瀬下〕
		坂城町	日名沢川流域=4.9、谷川流域=4.3	—	千曲川〔生田・杭瀬下〕
		小布施町	松川流域=14.8、八木沢川流域=6.8、篠井川流域=6.9、遠川流域=9.5	千曲川流域=(5, 44.7)	千曲川〔立ヶ花〕
		高山村	松川流域=13.2、八木沢川流域=4	—	—
		信濃町	鳥居川流域=6.7、古瀬川流域=4.7、園川流域=2.1.2、赤川流域=6	鳥居川流域=(6, 5.4)	—
		小川村	土原川流域=10.8、小川川流域=7.3	—	—
		飯綱町	鳥居川流域=9.8、八蛇川流域=4.6、斑尾川流域=4.9	鳥居川流域=(5, 9.8)	—
		中野飯山地域	中野市	夜間瀬川流域=14.8、斑尾川流域=7.1、現川流域=4.3、篠井川流域=4.1、江都川流域=4.8	夜間瀬川流域=(5, 14.8)、斑尾川流域=(5, 5.7)、篠井川流域=(5, 4.1)、江都川流域=(5, 3.8)、千曲川流域=(5, 42.1)
飯山市	桑名川流域=3.6、出川流域=3.2、広井川流域=4.2、日光川流域=3.2、樽川流域=13.2			樽川流域=(5, 12.8)、千曲川流域=(5, 47.5)	千曲川〔立ヶ花〕
山ノ内町	夜間瀬川流域=12.3、伊沢川流域=5.6			—	—
木島平村	馬曲川流域=5.8、樽川流域=12.1			樽川流域=(5, 12.1)	千曲川〔立ヶ花〕
野沢温泉村	千曲川流域=80、池の沢川流域=4、湯沢川流域=3.3、赤滝川流域=3.8			千曲川流域=(5, 80)、池の沢川流域=(5, 3.2)、湯沢川流域=(5, 3.3)	千曲川〔立ヶ花〕
栄村	千曲川流域=89、志久見川流域=13.7、北野川流域=9.7、小貫作川流域=3.8、中津川流域=23.5			千曲川流域=(5, 89)	—
大北地域	大町市			犀川流域=51.9、金龍川流域=4.6、高瀬川流域=24.4、農具川流域=6.7、稲尾沢川流域=4、鹿島川流域=10.6、土原川流域=5.8	犀川流域=(5, 51.9)、金龍川流域=(5, 4.6)、農具川流域=(5, 6.7)、稲尾沢川流域=(5, 3.2)
池田町	高瀬川流域=24.6	—	—		
松川村	高瀬川流域=24.4、乳川流域=9.9、芦間川流域=5.8	—	—		
白馬村	姫川流域=10.9、桶川流域=6.4、松川流域=11.5、大樽川流域=4.1	姫川流域=(7, 10.9)	—		
小谷村	姫川流域=19.3、中谷川流域=14.6	姫川流域=(6, 15.4)	—		
上田地域	上田市	浦野川流域=13.3、室賀川流域=6.5、阿島川流域=3.8、彦川流域=9.2、湯川流域=5.5、尾根川流域=3.2、矢出沢川流域=6.3、神川流域=15.2、大沢川流域=4、洗馬川流域=10.8、傍陽川流域=5.6、角間川流域=4.5、瀬川流域=2.8、依田川流域=24、内村川流域=11、武石川流域=11.6	室賀川流域=(5, 5.9)、彦川流域=(5, 8.5)、湯川流域=(5, 4.4)、尾根川流域=(5, 2.6)、傍陽川流域=(5, 4.5)、瀬川流域=(5, 3.5)、依田川流域=(5, 19.2)、内村川流域=(5, 8.8)、千曲川流域=(5, 44.2)	千曲川〔生田〕、信濃川水系千曲川上流〔下越・塩名田〕	
		東御市	金原川流域=2.4、求女川流域=3.6、所沢川流域=2.8、鹿曲川流域=17.7、小相沢川流域=3.9、大石沢川流域=2.3、西沢川流域=2.4、成沢川流域=3.6、西川流域=1.7	金原川流域=(5, 2.2)、所沢川流域=(5, 2.8)、鹿曲川流域=(5, 14.2)、大石沢川流域=(5, 1.8)、西沢川流域=(5, 2.4)、千曲川流域=(5, 42.7)	信濃川水系千曲川上流〔下越・塩名田〕
		青木村	浦野川流域=10.6、阿島川流域=3.7	—	—
		長和町	依田川流域=16、五十鈴川流域=3.3、大門川流域=10.2、遠川流域=5.6	—	—

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 ^{*1}	指定河川洪水予報による基準	
佐久地域	小諸市	深沢川流域=4.4、中沢川流域=4.6、蛇姫川流域=5.6、穂失川流域=8.5、湧玉川流域=3.7	深沢川流域=(5.35)、千曲川流域=(5.395)	信濃川水系千曲川上流〔下越・塩名田〕	
	佐久市	布施川流域=5.7、濁川流域=5.8、湯川流域=19.6、中沢川流域=3.6、片貝川流域=5.7、滑津川流域=15.5、志賀川流域=10.4、南川流域=7.8、谷川流域=4.7、鹿曲川流域=14、細小路川流域=6.5、八丁地川流域=10.4	布施川流域=(5.55)、湯川流域=(5.157)、中沢川流域=(5.29)、片貝川流域=(5.45)、滑津川流域=(5.155)、志賀川流域=(5.83)、南川流域=(5.78)、谷川流域=(5.47)、鹿曲川流域=(5.96)、細小路川流域=(5.52)、千曲川流域=(5.334)	信濃川水系千曲川上流〔下越・塩名田〕	
	小海町	千曲川流域=31.5、本間川流域=6.1、相木川流域=17.2、大月川流域=6.6	千曲川流域=(5.297)、相木川流域=(5.138)	—	
	川上村	千曲川流域=20.3、黒沢川流域=7.6、金峰山川流域=10.9、板橋川流域=8.6	—	—	
	南牧村	千曲川流域=24.4、柚添川流域=4.7、板橋川流域=4.6	—	—	
	南相木村	南相木川流域=11.5、粟生川流域=6.6	南相木川流域=(5.111)	—	
	北相木村	相木川流域=9.7	相木川流域=(5.97)	—	
	佐久穂町	千曲川流域=35.6、北沢川流域=3.8、抜井川流域=13.4、余地川流域=7、大石川流域=10.2、石堂川流域=5.8、入堂川流域=4.1	千曲川流域=(5.285)、北沢川流域=(7.377)、抜井川流域=(6.109)	—	
	軽井沢町	湯川流域=10.3、茂沢川流域=4.8、免地川流域=5.2、泥川流域=10、濁川流域=3.8	免地川流域=(5.41)	—	
	御代田町	穂失川流域=6、濁川流域=4.8、湯川流域=17.9	湯川流域=(5.143)	—	
立科町	番屋川流域=6.5、芦田川流域=5.3	番屋川流域=(5.65)、芦田川流域=(5.42)	—		
松本地域	松本	会田川流域=11.3、梓川流域=27.6、大門沢川流域=3.9、女鳥羽川流域=10.1、田川流域=13.6、薄川流域=9、和泉川流域=4.2、塩沢川流域=3.9、額川流域=11.9、牛伏川流域=5.2	大門沢川流域=(6.38)、田川流域=(5.136)、薄川流域=(6.71)、和泉川流域=(5.42)、額川流域=(5.102)、奈良井川流域=(5.282)	信濃川水系奈良井川〔琵琶橋・新橋〕	
	塩尻	田川流域=9.1、矢沢川流域=4.2、小曾部川流域=5.4	矢沢川流域=(6.42)、小曾部川流域=(5.148)	信濃川水系奈良井川〔琵琶橋・新橋〕	
	安曇野市	犀川流域=36、瀬沢川流域=5.3、会田川流域=12.1、濁沢川流域=4.9、高瀬川流域=24.0、穂高川流域=21、乳川流域=16、天満沢川流域=4.7、鳥川流域=12.4、万水川流域=8.7、黒沢川流域=4.6、梓川流域=27.6	犀川流域=(5.36)、瀬沢川流域=(5.42)、会田川流域=(5.97)、鳥川流域=(5.99)、万水川流域=(5.87)	—	
	麻績村	麻績川流域=10.3	麻績川流域=(5.82)	—	
	生坂村	犀川流域=51.4、麻績川流域=15.7、金無川流域=9.2	犀川流域=(5.411)、麻績川流域=(5.152)	—	
	山形村	三間沢川流域=4.4、唐沢川流域=4.6	—	—	
	朝日村	額川流域=9.8	—	—	
	筑北村	麻績川流域=13.4、別所川流域=6.4、東条川流域=6.4、安坂川流域=6.9	麻績川流域=(5.107)	—	
	乗鞍上高地地域	乗鞍上高地	梓川流域=21.2、鳥ヶ谷川流域=11.6、奈川流域=9.8、黒川流域=5.5	梓川流域=(7.17)	—

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 ^{*1}	指定河川洪水予報による基準	
佐久地域	小諸市	深沢川流域=4.4、中沢川流域=4.4、蛇姫川流域=5.1、穂失川流域=7.6、湧玉川流域=3.6	深沢川流域=(5.32)、中沢川流域=(5.44)、千曲川流域=(5.494)	信濃川水系千曲川上流〔下越・塩名田〕	
	佐久市	布施川流域=5.6、濁川流域=5.1、湯川流域=17.9、中沢川流域=3.6、片貝川流域=5.7、滑津川流域=15.5、志賀川流域=10.4、南川流域=7.8、谷川流域=4.7、鹿曲川流域=12、細小路川流域=6.3、八丁地川流域=8.8	布施川流域=(5.55)、湯川流域=(5.143)、中沢川流域=(5.29)、片貝川流域=(5.46)、滑津川流域=(5.155)、志賀川流域=(5.104)、南川流域=(5.78)、谷川流域=(5.47)、鹿曲川流域=(5.96)、細小路川流域=(5.5)、千曲川流域=(5.334)	信濃川水系千曲川上流〔下越・塩名田〕	
	小海町	千曲川流域=29.7、本間川流域=5.9、相木川流域=17.2、大月川流域=6.3	千曲川流域=(5.297)、相木川流域=(5.172)	—	
	川上村	千曲川流域=18.8、黒沢川流域=7.4、金峰山川流域=10.4、板橋川流域=8.3	—	—	
	南牧村	千曲川流域=23.1、柚添川流域=4.5、板橋川流域=4.2	—	—	
	南相木村	南相木川流域=11.1、粟生川流域=6.4	南相木川流域=(5.111)	—	
	北相木村	相木川流域=9	相木川流域=(5.9)	—	
	佐久穂町	千曲川流域=35.6、北沢川流域=3.7、抜井川流域=12、余地川流域=6.1、大石川流域=9.7、石堂川流域=5.6、入堂川流域=4	千曲川流域=(5.356)、北沢川流域=(7.377)、抜井川流域=(6.109)	—	
	軽井沢町	湯川流域=9.9、茂沢川流域=4.5、免地川流域=5.2、泥川流域=9.7、濁川流域=3.5	免地川流域=(7.42)	—	
	御代田町	穂失川流域=5.6、濁川流域=4.4、湯川流域=17.1	湯川流域=(6.171)	—	
立科町	番屋川流域=6.5、芦田川流域=5.3	番屋川流域=(5.65)、芦田川流域=(5.42)	—		
松本地域	松本	会田川流域=10.9、梓川流域=27.3、大門沢川流域=3.8、女鳥羽川流域=10、田川流域=13.5、薄川流域=9、和泉川流域=4.2、塩沢川流域=3.9、額川流域=11.3、牛伏川流域=5.2	大門沢川流域=(6.38)、田川流域=(5.135)、薄川流域=(6.71)、和泉川流域=(5.42)、額川流域=(5.9)、奈良井川流域=(6.221)	信濃川水系奈良井川〔琵琶橋・新橋〕	
	塩尻	田川流域=9.1、矢沢川流域=4.2、小曾部川流域=5.2	矢沢川流域=(6.42)、小曾部川流域=(5.148)	信濃川水系奈良井川〔琵琶橋・新橋〕	
	安曇野市	犀川流域=36、瀬沢川流域=5.2、会田川流域=11.7、濁沢川流域=5、高瀬川流域=24.7、穂高川流域=21、乳川流域=16.1、天満沢川流域=4.8、鳥川流域=12.5、万水川流域=8.8、黒沢川流域=4.6、梓川流域=27.4	犀川流域=(5.36)、瀬沢川流域=(5.52)、会田川流域=(5.117)、鳥川流域=(6.10)、万水川流域=(5.88)	—	
	麻績村	麻績川流域=9.9	麻績川流域=(5.79)	—	
	生坂村	犀川流域=50.3、麻績川流域=15.2、金無川流域=9	犀川流域=(5.402)、麻績川流域=(5.152)	—	
	山形村	三間沢川流域=4.4、唐沢川流域=4.5	—	—	
	朝日村	額川流域=9.6	—	—	
	筑北村	麻績川流域=14.1、別所川流域=6.2、東条川流域=6.1、安坂川流域=6.9	麻績川流域=(5.113)	—	
	乗鞍上高地地域	乗鞍上高地	梓川流域=21.1、鳥ヶ谷川流域=11.6、奈川流域=9.7、黒川流域=5.3	梓川流域=(7.169)	—

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準**1	指定河川洪水予報による基準	
諏訪地域	岡谷市	十四瀬川流域=4.9、横河川流域=5.9、 塚間川流域=4.2、天竜川流域=25.7	十四瀬川流域=(5.4,1)、 塚間川流域=(5.3,3)	天竜川水系諏訪湖[釜口水門]	
	諏訪市	新川流域=4.2、宮川流域=12.5、 上川流域=17.5、角間川流域=4.6、 沢川流域=4.6	新川流域=(5.3,6)、 角間川流域=(5.4,4)、 沢川流域=(5.3,6)	天竜川水系諏訪湖[釜口水門]	
	茅野市	上川流域=13.4、柳川流域=9.7、 宮川流域=12.1、沢川流域=7.9、 滝ノ瀬川流域=6.8	—	—	
	下諏訪町	承知川流域=3.7、碓氷川流域=9.2、 十四瀬川流域=4.7	承知川流域=(7.2,9)、 十四瀬川流域=(5.3,5)	天竜川水系諏訪湖[釜口水門]	
	富士見町	宮川流域=4.2、釜無川流域=18.5、 乙員川流域=2.7、立場川流域=8.4	—	—	
	原村	呂橋川流域=4、小早川流域=9.1、 阿久川流域=4.2、道祖神川流域=1.7	—	—	
上伊那地域	伊那市	瀬沢川流域=3.6、糠沢川流域=5.9、 戸谷川流域=3.5、小沢川流域=7.1、 小黒川流域=5.8、大田切川流域=4.4、 猪ノ沢川流域=3.3、大沢川流域=4.1、 三峰川流域=27.6、新山川流域=4.4、 藤沢川流域=10、松倉川流域=4.6、 山室川流域=7.1、黒川流域=15.5、 大清水川流域=4、粟沢川流域=3.8	戸谷川流域=(5.2,6)、 小黒川流域=(5.4,6)、 猪ノ沢川流域=(5.2,4)、 大沢川流域=(5.3,2)、 三峰川流域=(6.20,6)、 新山川流域=(5.3,5)、 藤沢川流域=(6.7,8)、 天竜川流域=(6.3,1,9)	天竜川上流[伊那富・沢渡]	
	駒ヶ根市	太田切川流域=12.2、塩田川流域=2.6、 大曾倉川流域=4.2、下間川流域=3.3、 田沢川流域=3.1、上穂沢川流域=4.9、 中田切川流域=7.1	下間川流域=(6.2,6)	天竜川上流[沢渡]	
	辰野町	上野川流域=4.2、横川川流域=8.7、 小横川川流域=5.4、小野川流域=6.8、 沢鹿川流域=4.5	上野川流域=(5.3,2)、 横川川流域=(5.8,7)、 小横川川流域=(5.5,4)、 小野川流域=(5.6,4)、 天竜川流域=(5.28,6)	天竜川上流[伊那富]	
	箕輪町	桑沢川流域=3.5、沢川流域=8.4、 深沢川流域=4.2、帯無川流域=4.8	—	天竜川上流[伊那富]	
	飯島町	中田切川流域=6.7、郷沢川流域=4.9、 与田切川流域=9.7、子生沢川流域=3.1	天竜川流域=(7.43,2)	天竜川上流[沢渡]	
	南箕輪村	大泉川流域=4.4、大清水川流域=4.6	大清水川流域=(5.4,5)	天竜川上流[伊那富]	
	中川村	子生沢川流域=3.7、前沢川流域=6.9、 小沢川流域=24.9	天竜川流域=(7.44)	天竜川上流[沢渡]	
	宮田村	大沢川流域=3.5、太田切川流域=12.2	—	天竜川上流[沢渡]	
	木曾地域	槽川	奈良井川流域=10.3	—	—
		上松町	木曾川流域=44.4、滑川流域=7.6、 小川流域=12、十五沢川流域=4.4	木曾川流域=(5.44,4)	—
		南木曾町	木曾川流域=42.5、埴川流域=7.5、 龍川流域=1.5、穂其川流域=10.2	—	—
		木祖村	木曾川流域=14.1、菅川流域=4.2、 笹川流域=8.4	—	—
		王滝村	王滝川流域=18.5、大又川流域=4.6、 溝口川流域=4.6、鈴ヶ沢流域=5.8	—	—
大桑村		木曾川流域=45.9、殿小川流域=7.2、 伊那川流域=17	木曾川流域=(6.36,5)	—	
木曾町		木曾川流域=22.8、玉滝川流域=36、 中沢川流域=4、本洞川流域=5.8、 西野川流域=8.5、白川流域=9、湯川流域=6、 栗川流域=8.9、把之沢川流域=4.4、 鯉沢川流域=4.6、八沢川流域=5.5、 黒川流域=11.2、西洞川流域=5.3、 正沢川流域=7.5	木曾川流域=(6.22,5)、 中沢川流域=(5.3,9)、 八沢川流域=(5.5,1)、 黒川流域=(5.10,7)、 西洞川流域=(6.4,2)	—	

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準**1	指定河川洪水予報による基準	
諏訪地域	岡谷市	十四瀬川流域=4.4、横河川流域=5.8、 塚間川流域=4.1、天竜川流域=24.9	十四瀬川流域=(7.2,4)、 塚間川流域=(5.3,3)	天竜川水系諏訪湖[釜口水門]	
	諏訪市	新川流域=4.2、宮川流域=12.2、 上川流域=18.8、角間川流域=4.5、 沢川流域=4.6	新川流域=(5.3,6)、 角間川流域=(5.4,1)、 沢川流域=(5.3,7)	天竜川水系諏訪湖[釜口水門]	
	茅野市	上川流域=13.4、柳川流域=9.2、 宮川流域=11.9、沢川流域=7.6、 滝ノ瀬川流域=6.5	—	—	
	下諏訪町	承知川流域=3.6、碓氷川流域=9.1、 十四瀬川流域=4.2	承知川流域=(7.2,9)、 十四瀬川流域=(5.3,5)	天竜川水系諏訪湖[釜口水門]	
	富士見町	宮川流域=4.3、釜無川流域=17.7、 乙員川流域=2.7、立場川流域=8.2	—	—	
	原村	呂橋川流域=4、小早川流域=2、 阿久川流域=4.2、道祖神川流域=1.7	—	—	
上伊那地域	伊那市	瀬沢川流域=3.6、糠沢川流域=5.9、 戸谷川流域=3.4、小沢川流域=7.1、 小黒川流域=5.4、大田切川流域=4.4、 猪ノ沢川流域=3.3、大沢川流域=4、 三峰川流域=25.8、新山川流域=4.4、 藤沢川流域=9.7、松倉川流域=4.5、 山室川流域=6.9、黒川流域=13.6、 大清水川流域=4、粟沢川流域=3.7	戸谷川流域=(5.2,7)、 小黒川流域=(5.4,3)、 猪ノ沢川流域=(5.2,4)、 大沢川流域=(5.3,2)、 三峰川流域=(6.20,6)、 新山川流域=(6.3,5)、 藤沢川流域=(6.7,8)、 天竜川流域=(6.3,1,9)	天竜川上流[伊那富・沢渡]	
	駒ヶ根市	太田切川流域=12.1、塩田川流域=2.8、 大曾倉川流域=4.1、下間川流域=3.2、 田沢川流域=3.1、上穂沢川流域=4.9、 中田切川流域=7.1	下間川流域=(6.2,6)	天竜川上流[沢渡]	
	辰野町	上野川流域=4.1、横川川流域=8.6、 小横川川流域=5.4、小野川流域=6.8、 沢鹿川流域=4.5	上野川流域=(5.3,3)、 横川川流域=(5.8,6)、 小横川川流域=(5.5,4)、 小野川流域=(5.6,8)、 天竜川流域=(5.27,7)	天竜川上流[伊那富]	
	箕輪町	桑沢川流域=3.5、沢川流域=8.4、 深沢川流域=4.2、帯無川流域=4.8	—	天竜川上流[伊那富]	
	飯島町	中田切川流域=6.7、郷沢川流域=4.9、 与田切川流域=9.7、子生沢川流域=3.1	天竜川流域=(7.43,2)	天竜川上流[沢渡]	
	南箕輪村	大泉川流域=4.4、大清水川流域=4.5	大清水川流域=(5.4,5)	天竜川上流[伊那富]	
	中川村	子生沢川流域=3.7、前沢川流域=6.8、 小沢川流域=23.9	天竜川流域=(7.44)	天竜川上流[沢渡]	
	宮田村	大沢川流域=3.5、太田切川流域=12.1	—	天竜川上流[沢渡]	
	木曾地域	槽川	奈良井川流域=10.2	—	—
		上松町	木曾川流域=44.1、滑川流域=7.5、 小川流域=12、十五沢川流域=4.4	木曾川流域=(5.44,1)	—
		南木曾町	木曾川流域=42.5、埴川流域=7.6、 龍川流域=14.9、穂其川流域=10.2	—	—
		木祖村	木曾川流域=14、菅川流域=4.2、 笹川流域=8.4	—	—
		王滝村	王滝川流域=18.3、大又川流域=4.4、 溝口川流域=4.4、鈴ヶ沢流域=5.7	—	—
大桑村		木曾川流域=45.6、殿小川流域=7.2、 伊那川流域=16.9	木曾川流域=(6.36,5)	—	
木曾町		木曾川流域=22.5、王滝川流域=35.5、 中沢川流域=4、本洞川流域=5.8、 西野川流域=8.4、白川流域=9、湯川流域=6、 栗川流域=8.8、把之沢川流域=4.4、 鯉沢川流域=4.5、八沢川流域=5.5、 黒川流域=10.9、西洞川流域=5.2、 正沢川流域=7.1	木曾川流域=(6.22,5)、 中沢川流域=(5.4,4)、 八沢川流域=(5.5,1)、 黒川流域=(5.10,7)、 西洞川流域=(6.4,2)	—	

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 ^{*1}	指定河川洪水予報による基準
下伊那地域	飯田市	土曾川流域=3.3、松川流域=15.8、野鹿川流域=6.2、富田沢川流域=3.8、新川流域=3.9、勇川流域=3.8、遠山川流域=31.6、上村川流域=12.6	第川流域=(5.3,7)	天竜川上流〔市田・天竜峡〕
	松川町	福沢川流域=3.3	—	天竜川上流〔沢渡・市田〕
	高森町	田沢川流域=3.3、胡麻目川流域=4.4、大島川流域=5.4、江戸ヶ沢川流域=2.7	—	天竜川上流〔市田〕
	阿南町	門原川流域=6.9、和知野川流域=24.8、壳木川流域=16.2、早木戸川流域=7.3、天竜川流域=60.3	門原川流域=(7.5,4)、壳木川流域=(6.1,3)、早木戸川流域=(5.7,3)	—
	阿智村	阿智川流域=20.8、河内川流域=5.8、大沢川流域=9.2、本谷川流域=13.4、清内路川流域=6.7、和知野川流域=12	阿智川流域=(7.1,6.6)、河内川流域=(6.4,6)、本谷川流域=(5.1,4)	—
	平谷村	上村川流域=10.6、平谷川流域=15.2	平谷川流域=(5.1,5.2)	—
	根羽村	矢作川流域=19.9、小川川流域=9.6	小川川流域=(5.9,5)	—
	下條村	白又川流域=5.6、牛ヶ爪川流域=5.2、天竜川流域=59.6	牛ヶ爪川流域=(5.4,7)	—
	壳木村	壳木川流域=6.1、軒川流域=7.5	壳木川流域=(5.6,1)	—
	天龍村	天竜川流域=70.1、遠山川流域=33、早木戸川流域=11.6	—	—
	泰阜村	矢音川流域=4、左京川流域=3.9、天竜川流域=60.3	—	—
	喬木村	壬生沢川流域=3.1、加々須川流域=6.8、小川川流域=9.2	加々須川流域=(5.5,4)、小川川流域=(5.7,4)	天竜川上流〔市田〕
	豊丘村	寺沢川流域=3.1、乾川流域=8、壬生沢川流域=3.3	—	天竜川上流〔市田〕
	大鹿村	小浜川流域=23.1、鹿場川流域=12.9、塩川流域=8.8	—	—

(略)

4 その他の情報

(1)大雨警報・洪水警報の危険度分布（キキクル）等
警報の危険度分布（キキクル）等の概要

種 類	概 要
	(略)
大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キキクル）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
危険度分布（キキクル）の色が持つ意味	<ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 ^{*1}	指定河川洪水予報による基準
下伊那地域	飯田市	土曾川流域=3.3、松川流域=16、野鹿川流域=6.2、富田沢川流域=3.7、新川流域=3.8、勇川流域=3.8、遠山川流域=31.1、上村川流域=12.1	第川流域=(5.3,8)	天竜川上流〔市田・天竜峡〕
	松川町	福沢川流域=3.2	—	天竜川上流〔沢渡・市田〕
	高森町	田沢川流域=3.3、胡麻目川流域=4.4、大島川流域=5.4、江戸ヶ沢川流域=2.8	—	天竜川上流〔市田〕
	阿南町	門原川流域=6.8、和知野川流域=24.8、壳木川流域=16、早木戸川流域=7.3、天竜川流域=59.2	門原川流域=(7.5,4)、壳木川流域=(7.1,2.8)、早木戸川流域=(5.7,3)	—
	阿智村	阿智川流域=20.8、河内川流域=5.8、大沢川流域=9.2、本谷川流域=13.3、清内路川流域=6.7、和知野川流域=12	阿智川流域=(7.1,6.6)、河内川流域=(6.4,6)、本谷川流域=(5.1,4)	—
	平谷村	上村川流域=10.6、平谷川流域=15.2	平谷川流域=(5.1,5.2)	—
	根羽村	矢作川流域=19.9、小川川流域=9.6	小川川流域=(5.9,6)	—
	下條村	白又川流域=5.5、牛ヶ爪川流域=5.2、天竜川流域=58.6	牛ヶ爪川流域=(5.4,7)	—
	壳木村	壳木川流域=6.1、軒川流域=7.4	壳木川流域=(7.6,1)	—
	天龍村	天竜川流域=69.3、遠山川流域=32.5、早木戸川流域=11.6	—	—
	泰阜村	矢音川流域=4、左京川流域=3.8、天竜川流域=59.2	—	—
	喬木村	壬生沢川流域=3.1、加々須川流域=6.5、小川川流域=8.9	加々須川流域=(5.5,2)、小川川流域=(5.7,1)	天竜川上流〔市田〕
	豊丘村	寺沢川流域=3.2、乾川流域=7.7、壬生沢川流域=3.2	—	天竜川上流〔市田〕
	大鹿村	小浜川流域=22.1、鹿場川流域=12.4、塩川流域=8.4	—	—

(略)

4 その他の情報

(1)大雨警報・洪水警報の危険度分布（キキクル）等
警報の危険度分布（キキクル）等の概要

種 類	概 要
	(略)
大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キキクル）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの雨量分布及び表面雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの雨量分布及び流域雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
	(新設)

- ・「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
- ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

(略)

(5) 記録的短時間大雨情報

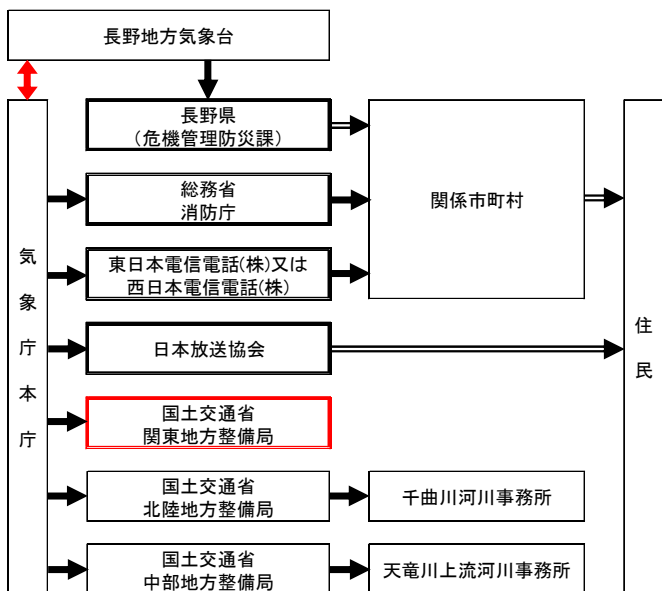
大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、危険度分布(キキクル)の「危険」(紫)が出現している場合に、気象庁から発表される。長野県の雨量による発表基準は、1時間100ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所を危険度分布(キキクル)で確認する必要がある。

(略)

警報等伝達系統図

1 注意報・警報および情報

(1) 系統図



(略)

(5) 記録的短時間大雨情報

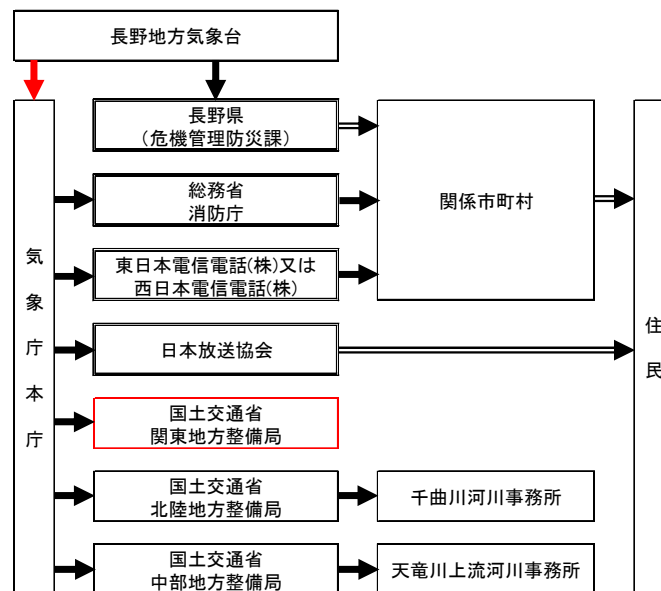
大雨警報発表中の市町村において、危険度分布(キキクル)の「危険」(紫)が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)されたときに、気象庁から発表される。長野県の雨量による発表基準は、1時間100ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所を危険度分布(キキクル)で確認する必要がある。

(略)

警報等伝達系統図

1 注意報・警報および情報

(1) 系統図



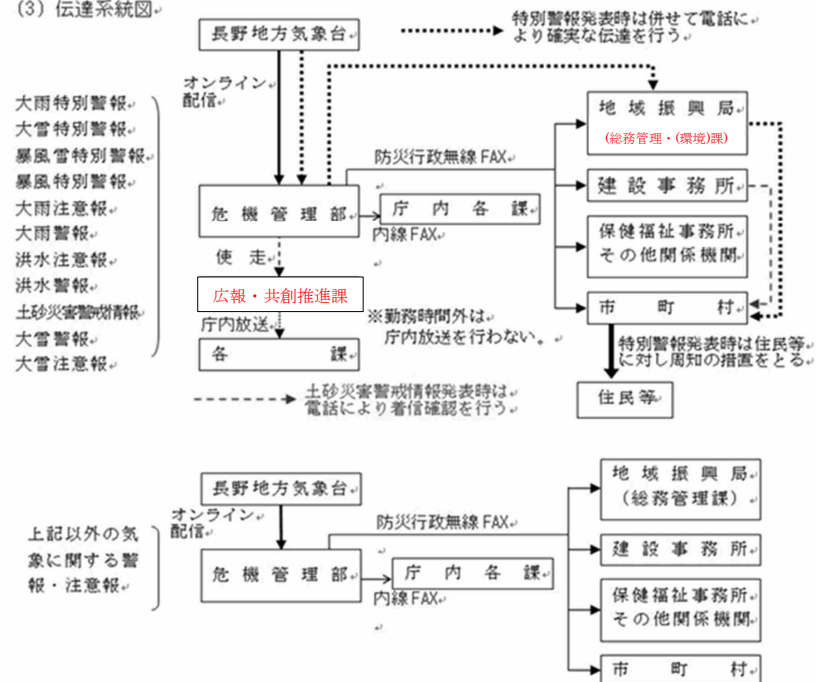
注1 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。

注2 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

(削除)

(略)

(3) 伝達系統図



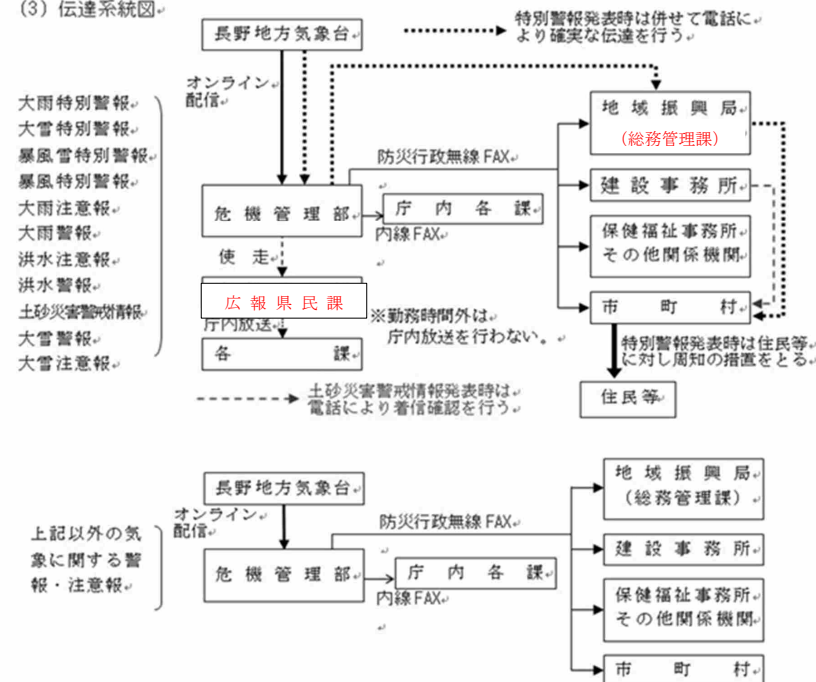
注1 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1項の規定に基づく法定伝達先。

注2 二重線の経路は、気象業務法第15条の2第2項、第4項及び第5項によって、特別警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。

注3 火山現象特別警報及び火山現象警報においては、気象庁本庁から警察庁にも伝達を行い、また気象庁本庁から長野地方気象台を通じて長野県にも伝達する。

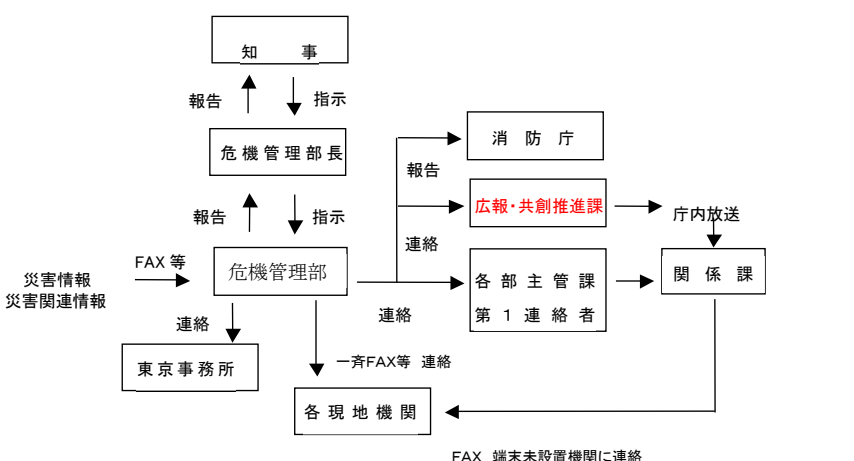
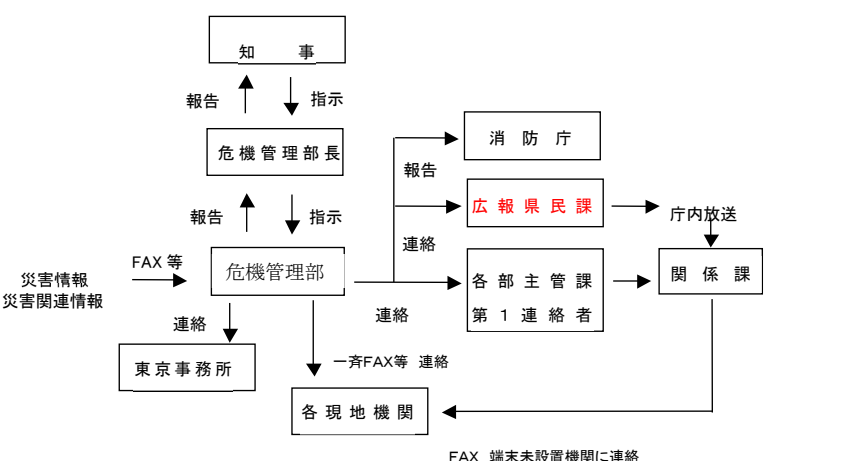
(略)

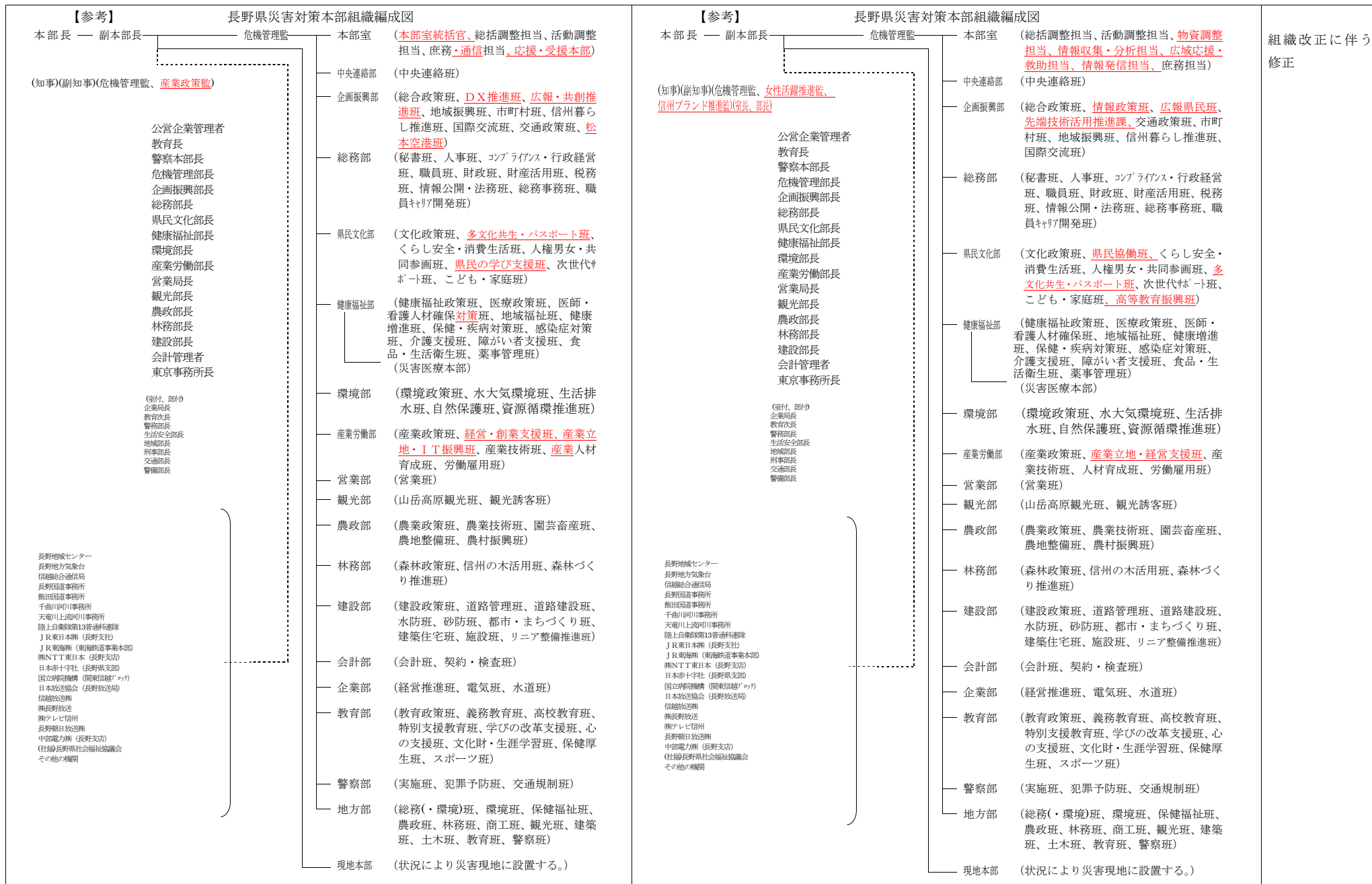
(3) 伝達系統図



組織改正に伴う修正

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第2節 災害情報の収集・連絡活動</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>2 被害状況等の調査と調査責任機関</p> <p>(1) 被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。調査に当たっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努めるものとする。</p> <p>(2) 市町村は、被害が甚大である等、市町村において被害調査が実施できないときは、次表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるものとし、県現地機関等は速やかに必要な応援を行い、被害情報等の把握に努める。</p> <p>(3) 地域振興局長は、被災地における被害の状況から情報の収集・連絡体制の強化が必要であると認められる場合は、県危機管理防災課（総括調整班）に情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求めるものとする。この場合、県危機管理防災課（総括調整班）は必要な職員を速やかに派遣するものとする。</p> <p><u>なお、派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</u></p> <p>(4) 県・市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。</p> <p>(5) 市町村は、特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域内で行方不明となった者について、県警察本部の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>5 通信手段の確保</p> <p>(3) 【電気通信事業者が実施する事項】</p> <p><u>ア 災害時における県、市町村及び防災関係機関の重要通信確保を優先的に行うものとする。</u></p> <p><u>イ 速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び住民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）するよう努めるものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第2節 災害情報の収集・連絡活動</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>2 被害状況等の調査と調査責任機関</p> <p>被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。調査に当たっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努めるものとする。</p> <p>市町村は、被害が甚大である等、市町村において被害調査が実施できないときは、次表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるものとし、県現地機関等は速やかに必要な応援を行い、被害情報等の把握に努める。</p> <p>地域振興局長は、被災地における被害の状況から情報の収集・連絡体制の強化が必要であると認められる場合は、県危機管理防災課（総括調整班）に情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求めるものとする。この場合、県危機管理防災課（総括調整班）は必要な職員を速やかに派遣するものとする。</p> <p><u>職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u></p> <p><u>また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。</u></p> <p><u>また、県・市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。</u></p> <p>市町村は、特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域内で行方不明となった者について、県警察本部の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>5 通信手段の確保</p> <p>(3) 【電気通信事業者が実施する事項】</p> <p>災害時における県、市町村及び防災関係機関の重要通信確保を優先的に行うものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>文言の整理</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う修正</p> <p>文言の整理</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第3節 非常参集職員の活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 【県が実施する対策】（全部局）</p> <p>(3) 職員の参集</p> <p>ウ 伝達系統（指示によらない参集以外の場合）</p> <p>配備決定に基づく危機管理部からの関係職員への配備指令の伝達は、原則として次の方法によるものとする。</p> <p>(ア) 勤務時間内</p>  <p>(略)</p> <p>(6) 被災市町村への職員派遣</p> <p>ア 以下の場合、被害情報の収集及び長野県防災情報システムや物資調達・調整等支援システムへの入力支援等を行うため、当該市町村を所管する地方部長(地域振興局長)は、職員を情報連絡員(地方部リエゾン)として市町村役場に派遣するものとする。</p> <p><u>なお、派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">第3節 非常参集職員の活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 【県が実施する対策】（全部局）</p> <p>(3) 職員の参集</p> <p>ウ 伝達系統（指示によらない参集以外の場合）</p> <p>配備決定に基づく危機管理部からの関係職員への配備指令の伝達は、原則として次の方法によるものとする。</p> <p>(ア) 勤務時間内</p>  <p>(略)</p> <p>(6) 被災市町村への職員派遣</p> <p>ア 以下の場合、被害情報の収集及び長野県防災情報システムや物資調達・調整等支援システムへの入力支援等を行うため、当該市町村を所管する地方部長(地域振興局長)は、職員を情報連絡員(地方部リエゾン)として市町村役場に派遣するものとする。<u>職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>修正理由・備考</p> <p>組織改正に伴う修正</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う修正</p>



長野県災害対策本部組織及び事務分掌		
室・部 (室長、部長等)	班、担当 (班長、リーダー)	分掌事務
本部室 室長 危機管理部長 副室長 危機管理部次長 本部室統括官 危機管理防災課長 消防課長(兼消防 応援活動調整副部長) 火山防災幹	総括調整担当 (危機管理防災課企画幹)	① 災害対策本部の運営・調整に関する事
		② 災害対策本部の設置及び廃止の検討に関する事
		③ 災害応急対策の方針に係る企画及び立案に関する事
		④ 災害応急対策に係る全体調整及び進行管理に関する事
		⑤ 市町村等からの応急対応要請の総合調整に関する事
		⑥ 防災関係機関との合同会議の開催に関する事
		⑦ 自衛隊、指定行政機関、指定地方行政機関、他都道府県及び応援協定締結事業者等への応援要請(他部の所管に属する事項を除く。)の要否の決定に関する事
		⑧ 災害対策基本法第60条の規定による避難指示及び緊急安全確保に関する事
		⑨ 災害警戒及び注意喚起の発信に関する事
		⑩ 事務分掌外事案に係る対応の調整に関する事
		⑪ 被災市町村への情報連絡員(本部リエゾン)の派遣の要否の決定に関する事
		⑫ 災害救助法の適用及び救助事務の取りまとめ等に関する事
		⑬ 避難所に関するニーズその他の情報の収集、整理及び記録に関する事
		⑭ 避難者の受入れに関する市町村幹旋の連絡調整に関する事
		⑮ 各種特例措置実施に係る住民への情報提供に関する事
		⑯ 各種支援策に係る住民への周知に関する事
		⑰ 災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金に関する事
		⑱ 被災者生活再建支援法に関する事
		⑲ 防災情報システムの運用に関する事
		⑳ 災害対策本部各部及び各班が収集した情報の分類及び評価に関する事
		㉑ 重要な情報の確認及び災害対策本部長への伝達に関する事
		㉒ 被害情報の総合的な取りまとめに関する事
		㉓ 気象・地震情報等の収集及び市町村等関係機関への伝達に関する事
		㉔ 被害状況等の関係省庁及び防災関係機関への提供に関する事
		㉕ 地図情報の総括に関する事
		㉖ 次期フェーズの対応方針の検討に関する事
情報収集班 (危機管理防災課係長)	① 災害応急対策に必要な情報の収集に関する企画及び進行管理に関する事 ② 災害対策本部各部及び各班が収集した情報の整理に関する事 ③ 避難状況の取りまとめに関する事 ④ 防災情報システムの入力状況の確認に関する事 ⑤ 市町村、消防機関、警察等からの被害状況等に関する情報の収集、整理及び記録に関する事 ⑥ 初動期における避難者数、避難所開設状況等の避難に関する情報の収集、整理及び記録並びに災害対策本部関係各部への伝達に関する事 ⑦ 情報連絡員の派遣状況の整理及び共有に関する事 ⑧ 災害即報の消防庁への報告に関する事	① 災害応急対策に必要な情報の収集に関する企画及び進行管理に関する事
		② 災害対策本部各部及び各班が収集した情報の整理に関する事
		③ 避難状況の取りまとめに関する事
		④ 防災情報システムの入力状況の確認に関する事
		⑤ 市町村、消防機関、警察等からの被害状況等に関する情報の収集、整理及び記録に関する事
		⑥ 初動期における避難者数、避難所開設状況等の避難に関する情報の収集、整理及び記録並びに災害対策本部関係各部への伝達に関する事
		⑦ 情報連絡員の派遣状況の整理及び共有に関する事
		⑧ 災害即報の消防庁への報告に関する事
情報発信班 (消防課企画幹)	① 報道機関への被害状況等に関する公表資料の作成及びその提供に関する事 ② 知事による県民への呼びかけ及び対応方針説明に関する事 ③ 県の災害対応に関する情報提供及び呼びかけに関する事 ④ 報道機関への緊急報道要請に関する事	① 報道機関への被害状況等に関する公表資料の作成及びその提供に関する事
		② 知事による県民への呼びかけ及び対応方針説明に関する事
		③ 県の災害対応に関する情報提供及び呼びかけに関する事
		④ 報道機関への緊急報道要請に関する事

長野県災害対策本部組織及び事務分掌		
室・部 (室長、部長等)	班、担当 (班長、リーダー)	分掌事務
本部室 室長 危機管理部長 副室長 危機管理部次長 本部室統括官 危機管理防災課長 消防課長(兼消防 応援活動調整副部長) 火山防災幹	総括調整担当 (危機管理防災課課長補佐)	① 災害対策本部の運営・調整に関する事
		② 災害対策本部の設置及び廃止の検討に関する事
		③ 災害応急対策の方針に係る企画及び立案に関する事
		④ 災害応急対策に係る全体調整及び進行管理に関する事
		⑤ 市町村等からの応急対応要請の総合調整に関する事
		⑥ 防災関係機関との合同会議の開催に関する事
		⑦ 自衛隊、指定行政機関、指定地方行政機関、他都道府県及び応援協定締結事業者等への応援要請(他部の所管に属する事項を除く。)の要否の決定に関する事
		⑧ 災害対策基本法第60条の規定による避難指示及び緊急安全確保に関する事
		⑨ 災害警戒及び注意喚起の発信に関する事
		⑩ 事務分掌外事案に係る対応の調整に関する事
		⑪ 被災市町村への情報連絡員(本部リエゾン)の派遣の要否の決定に関する事
		⑫ 災害救助法の適用及び救助事務の取りまとめ等に関する事
		⑬ 避難所に関するニーズその他の情報の収集、整理及び記録に関する事
		⑭ 避難者の受入れに関する市町村幹旋の連絡調整に関する事
		⑮ 各種特例措置実施に係る住民への情報提供に関する事
		⑯ 各種支援策に係る住民への周知に関する事
		⑰ 災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金に関する事
		⑱ 被災者生活再建支援法に関する事
		⑲ 防災情報システムの運用に関する事
		⑳ 災害対策本部各部及び各班が収集した情報の分類及び評価に関する事
		㉑ 重要な情報の確認及び災害対策本部長への伝達に関する事
		㉒ 被害情報の総合的な取りまとめに関する事
		㉓ 気象・地震情報等の収集及び市町村等関係機関への伝達に関する事
		㉔ 被害状況等の関係省庁及び防災関係機関への提供に関する事
		㉕ 地図情報の総括に関する事
		㉖ 次期フェーズの対応方針の検討に関する事
情報収集班 (危機管理防災課係員)	① 災害応急対策に必要な情報の収集に関する企画及び進行管理に関する事 ② 災害対策本部各部及び各班が収集した情報の整理に関する事 ③ 避難状況の取りまとめに関する事 ④ 防災情報システムの入力状況の確認に関する事 ⑤ 市町村、消防機関、警察等からの被害状況等に関する情報の収集、整理及び記録に関する事 ⑥ 初動期における避難者数、避難所開設状況等の避難に関する情報の収集、整理及び記録並びに災害対策本部関係各部への伝達に関する事 ⑦ 情報連絡員の派遣状況の整理及び共有に関する事 ⑧ 災害即報の消防庁への報告に関する事	① 災害応急対策に必要な情報の収集に関する企画及び進行管理に関する事
		② 災害対策本部各部及び各班が収集した情報の整理に関する事
		③ 避難状況の取りまとめに関する事
		④ 防災情報システムの入力状況の確認に関する事
		⑤ 市町村、消防機関、警察等からの被害状況等に関する情報の収集、整理及び記録に関する事
		⑥ 初動期における避難者数、避難所開設状況等の避難に関する情報の収集、整理及び記録並びに災害対策本部関係各部への伝達に関する事
		⑦ 情報連絡員の派遣状況の整理及び共有に関する事
		⑧ 災害即報の消防庁への報告に関する事
情報発信班 (消防課企画幹)	① 報道機関への被害状況等に関する公表資料の作成及びその提供に関する事 ② 知事による県民への呼びかけ及び対応方針説明に関する事 ③ 県の災害対応に関する情報提供及び呼びかけに関する事 ④ 報道機関への緊急報道要請に関する事	① 報道機関への被害状況等に関する公表資料の作成及びその提供に関する事
		② 知事による県民への呼びかけ及び対応方針説明に関する事
		③ 県の災害対応に関する情報提供及び呼びかけに関する事
		④ 報道機関への緊急報道要請に関する事

	<ul style="list-style-type: none"> ⑤ 報道機関からの照会に対する対応に関する事 ⑥ 県ホームページを活用した各種情報提供に関する事 ⑦ ソーシャルメディアを活用した各種情報提供に関する事 ⑧ プレスリリースに関する事 ⑨ 安否情報の提供に関する事 ⑩ 食糧、生活必需品等及び義援物資等に係るニーズの報道提供に関する事 ⑪ 写真等による情報の収集及び記録対応に関する事 ⑫ 災害の記録及び資料の収集に関する事 ⑬ ソーシャルメディアを活用した県民ニーズの把握に関する事 				<ul style="list-style-type: none"> ⑤ 報道機関からの照会に対する対応に関する事 ⑥ 県ホームページを活用した各種情報提供に関する事 ⑦ ソーシャルメディアを活用した各種情報提供に関する事 ⑧ プレスリリースに関する事 ⑨ 安否情報の提供に関する事 ⑩ 食糧、生活必需品等及び義援物資等に係るニーズの報道提供に関する事 ⑪ 写真等による情報の収集及び記録対応に関する事 ⑫ 災害の記録及び資料の収集に関する事 ⑬ ソーシャルメディアを活用した県民ニーズの把握に関する事 	
活動調整担当 (危機管理防災課危機対策幹)	<ul style="list-style-type: none"> ① 自衛隊、警察、緊急消防援助隊等との総合調整に係る事 ② 各機関のヘリコプターの運航調整に関する事 ③ ヘリコプター運航調整会議に関する事 			活動調整担当 (危機管理防災課危機対策幹)	<ul style="list-style-type: none"> ① 自衛隊、警察、緊急消防援助隊等との総合調整に係る事 ② 各機関のヘリコプターの運航調整に関する事 ③ ヘリコプター運航調整会議に関する事 	
消防班 (消防課課長補佐)	<ul style="list-style-type: none"> ① 救助部隊（陸上・航空）の活動調整に関する事 ② 消防防災ヘリコプターの運航に関する事 ③ ヘリコプター等による偵察情報等の収集、整理及び記録に関する事 ④ 救助・捜索状況に関する情報の収集、整理及び記録に関する事 ⑤ 緊急消防援助隊、被災地外消防本部、消防防災航空隊への応援要請の可否の決定に関する事 ⑥ 緊急消防援助隊、被災地外消防本部、消防防災航空隊の活動調整（他部の所管に属する事項を除く。）に関する事 			消防班 (消防課企画幹)	<ul style="list-style-type: none"> ① 救助部隊（陸上・航空）の活動調整に関する事 ② 消防防災ヘリコプターの運航に関する事 ③ ヘリコプター等による偵察情報等の収集、整理及び記録に関する事 ④ 救助・捜索状況に関する情報の収集、整理及び記録に関する事 ⑤ 緊急消防援助隊、被災地外消防本部、消防防災航空隊への応援要請の可否の決定に関する事 ⑥ 緊急消防援助隊、被災地外消防本部、消防防災航空隊の活動調整（他部の所管に属する事項を除く。）に関する事 	
警察班 (防災専門員)	<ul style="list-style-type: none"> ① 県警との被害状況、救助活動等に関する情報の相互提供及び確認に関する事 ② 緊急通行車両の確認手続及び車両証の交付に関する事 			警察班 (防災専門員)	<ul style="list-style-type: none"> ① 県警との被害状況、救助活動等に関する情報の相互提供及び確認に関する事 ② 緊急通行車両の確認手続及び車両証の交付に関する事 	
庶務・通信担当 (消防課課長補佐)	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害対策本部員会議の開催に関する事 ② 災害対策本部員会議議事録作成に関する事 ③ 関係機関連絡員室の設置に関する事 ④ 災害対策本部、地方部等の人員調整に関する事 ⑤ 地方部等の運営支援に関する事 ⑥ 本部職員等の保健衛生、食料、寝具等の確保に関する事 ⑦ 本部業務に必要な場所及び会議室用備品の確保に関する事 ⑧ 自衛隊派遣部隊の受入体制の確保に関する事 ⑨ 災害対策本部の経理に関する事 ⑩ 自衛隊活動経費に係る調整に関する事 ⑪ 他都道府県等行政機関からの災害見舞金の受入れ及び管理に関する事 ⑫ 公用令書による公用負担に関する事 ⑬ 義援金の配分委員会の設置及び配分額の決定に関する事 ⑭ 義援物資の受付受入窓口の開設に関する事 ⑮ 義援物資受付受入れの周知に関する事 ⑯ 義援物資受領証の発行に関する事 ⑰ 義援物資の公表に関する事 ⑱ 被災地の視察、慰問、激励等に関する事 ⑲ 国現地对策本部との連絡調整に関する事 ⑳ 国への要望に関する事 ㉑ 礼状の作成及び送付に関する事 ㉒ 被災者等からの相談、苦情、要望等の受付窓口に関する事 ㉓ 防災行政無線に関する事 ㉔ 市町村への情報提供（一斉FAX）に関する事 ㉕ 災害用通信・情報収集設備の機能確保に関する事 ㉖ 災害対策本部室の映像機器等運用に関する事 ㉗ 通信事業者等外部団体との通信に係る連携に関する事 			庶務・通信担当 (消防課課長補佐)	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害対策本部員会議の開催に関する事 ② 災害対策本部員会議議事録作成に関する事 ③ 関係機関連絡員室の設置に関する事 ④ 災害対策本部、地方部等の人員調整に関する事 ⑤ 地方部等の運営支援に関する事 ⑥ 本部職員等の保健衛生、食料、寝具等の確保に関する事 ⑦ 本部業務に必要な場所及び会議室用備品の確保に関する事 ⑧ 自衛隊派遣部隊の受入体制の確保に関する事 ⑨ 災害対策本部の経理に関する事 ⑩ 自衛隊活動経費に係る調整に関する事 ⑪ 他都道府県等行政機関からの災害見舞金の受入れ及び管理に関する事 ⑫ 公用令書による公用負担に関する事 ⑬ 義援金の配分委員会の設置及び配分額の決定に関する事 ⑭ 義援物資の受付受入窓口の開設に関する事 ⑮ 義援物資受付受入れの周知に関する事 ⑯ 義援物資受領証の発行に関する事 ⑰ 義援物資の公表に関する事 ⑱ 被災地の視察、慰問、激励等に関する事 ⑲ 国現地对策本部との連絡調整に関する事 ⑳ 国への要望に関する事 ㉑ 礼状の作成及び送付に関する事 ㉒ 被災者等からの相談、苦情、要望等の受付窓口に関する事 ㉓ 防災行政無線に関する事 ㉔ 市町村への情報提供（一斉FAX）に関する事 ㉕ 災害用通信・情報収集設備の機能確保に関する事 ㉖ 災害対策本部室の映像機器等運用に関する事 ㉗ 通信事業者等外部団体との通信に係る連携に関する事 	

応援・受援本部 本部リーダー 火山防災幹	広域防災拠点班 (危機管理防災課担当係長)	① 広域防災拠点の開設準備、開設に関する事。 ② 広域防災拠点の利用状況把握に関する事。 ③ 広域物資輸送拠点、地域内物資輸送拠点の運営状況把握に関する事。	応援・受援本部 本部リーダー 火山防災幹	広域防災拠点班 (危機管理防災課担当係長)	① 広域防災拠点の開設準備、開設に関する事。 ② 広域防災拠点の利用状況把握に関する事。 ③ 広域物資輸送拠点、地域内物資輸送拠点の運営状況把握に関する事。
	人的応援・受援班 (危機管理防災課係員)	① 人的応援・受援に関する状況把握及びとりまとめに関する事。 ② 人的応援・受援に関する総合調整及び調整会議の実施に関する事。 ③ 県内市町村間、県内部の応援職員の調整及び状況把握に関する事。		人的応援・受援班 (危機管理防災課担当係長)	① 人的応援・受援に関する状況把握及びとりまとめに関する事。 ② 人的応援・受援に関する総合調整及び調整会議の実施に関する事。 ③ 県内市町村間、県内部の応援職員の調整及び状況把握に関する事。
	物資調整班 (危機管理防災課係員) ※物資輸送関係機関を含む	① 物的応援・受援に関する状況把握及びとりまとめに関する事。 ② 食料品、生活必需品等の輸送に関する事。 ③ 食料品、生活必需品等の一次集積、保管、分類及び在庫管理に関する事。 ④ 仮設トイレ及び段ボールベッドの設置に係る関係団体等との連携調整に関する事。 ⑤ 食料品、生活必需品等供給に係る被災地外市町村への供給調整及び斡旋に関する事。 ⑥ 国、他都道府県への食料品、生活必需品等供給に係る応援要請に関する事。 ⑦ 寒冷期対策としての生活必需品等の確保に関する事。 ⑧ 市町村からの食料、生活必需品等の供給応援要請受付及び把握に関する事。 ⑨ 自衛隊、日本赤十字社に対する食料品、生活必需品等の供給の要請に関する事。 ⑩ 緊急輸送車両に関する事。 ⑪ 県備蓄物資の供給の決定及び指示に関する事。 ⑫ 受入食料、物資の供給に係る決定及び指示に関する事。		物資調整班 (危機管理防災課係員) ※物資輸送関係機関を含む	① 物的応援・受援に関する状況把握及びとりまとめに関する事。 ② 食料品、生活必需品等の輸送に関する事。 ③ 食料品、生活必需品等の一次集積、保管、分類及び在庫管理に関する事。 ④ 仮設トイレ及び段ボールベッドの設置に係る関係団体等との連携調整に関する事。 ⑤ 食料品、生活必需品等供給に係る被災地外市町村への供給調整及び斡旋に関する事。 ⑥ 国、他都道府県への食料品、生活必需品等供給に係る応援要請に関する事。 ⑦ 寒冷期対策としての生活必需品等の確保に関する事。 ⑧ 市町村からの食料、生活必需品等の供給応援要請受付及び把握に関する事。 ⑨ 自衛隊、日本赤十字社に対する食料品、生活必需品等の供給の要請に関する事。 ⑩ 緊急輸送車両に関する事。 ⑪ 県備蓄物資の供給の決定及び指示に関する事。 ⑫ 受入食料、物資の供給に係る決定及び指示に関する事。
	災害ボランティア班 (地域振興課担当係長、地域福祉課課長補佐)	① 被災者のボランティアニーズの把握や支援情報の集約に関する事。 ② ボランティア関係団体、中間支援組織との連携促進と支援活動の調整に関する事。		災害ボランティア班 (NGO・NPO代表等)	① 被災者のボランティアニーズの把握や支援情報の集約に関する事。 ② ボランティア関係団体、中間支援組織との連携促進と支援活動の調整に関する事。
中央連絡部 部長 東京事務所長	中央連絡班 (東京事務所次長)	① 政府中央官署、国会等との連絡調整に関する事。	中央連絡部 部長 東京事務所長	中央連絡班 (東京事務所次長)	① 政府中央官署、国会等との連絡調整に関する事。
企画振興部 部長 企画振興部長	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事。	企画振興部 部長 企画振興部長	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事。
	総合政策班 (総合政策課長)	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事。 ② 部内の連絡調整に関する事。		総合政策班 (総合政策課長)	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事。 ② 部内の連絡調整に関する事。
	DX推進班 (DX推進課長)	① 行政情報ネットワークに関する事。 ② 総合行政情報ネットワーク (LGWAN) に関する事。 ③ 災害対応における先端技術の活用の推進に関する事。 ④ 部内等の応援に関する事。		情報政策班 (情報政策課長)	① 行政情報ネットワークに関する事。 ② 総合行政情報ネットワーク (LGWAN) に関する事。 ③ 部内等の応援に関する事。
	広報・共創推進班 (広報・共創推進課長)	① 被災者支援に係るNPOとの連携に関する事。 ② 部内等の応援に関する事。		先端技術活用推進班 (先端技術活用推進課長)	① 災害対応における先端技術の活用の推進に関する事。 ② 部内等の応援に関する事。
	地域振興班 (地域振興課長)	① 部内等の応援に関する事。		広報県民班 (広報県民課長)	① 部内等の応援に関する事。
	市町村班 (市町村課長)	① 被災市町村の行政及び財政の連絡調整に関する事。 ② 被災市町村に対する財政支援措置対応に関する事。		交通政策班 (交通政策課長)	① 松本空港利用者の安全対策に関する事。 ② 松本空港の応急対策に関する事。 ③ 交通機関に係る災害情報の収集に関する事。
	信州暮らし推進班 (信州暮らし推進課長)	① 部内等の応援に関する事。		市町村班 (市町村課長)	① 被災市町村の行政及び財政の連絡調整に関する事。 ② 被災市町村に対する財政支援措置対応に関する事。
	国際交流班 (国際交流課長)	① 部内等の応援に関する事。		地域振興班 (地域振興課長)	① 部内等の応援に関する事。
	交通政策班 (交通政策課長)	① 交通機関に係る災害情報の収集に関する事。		信州暮らし推進班 (信州暮らし推進課長)	① 部内等の応援に関する事。
	松本空港班 (松本空港課長)	① 松本空港利用者の安全対策に関する事。 ② 松本空港の応急対策に関する事。		国際交流班 (国際交流課長)	① 部内等の応援に関する事。

総務部 部長 総務部長	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する こと。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する こと。	総務部 部長 総務部長	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する こと。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する こと。		
	秘書班 (秘書課長)	① 幹部職員との連絡調整に関する こと。		秘書班 (秘書課長)	① 幹部職員との連絡調整に関する こと。		
	人事班 (人事課長)	① 派遣職員の選定等の調整に関する こと。 ② 部内の連絡調整に関する こと。		人事班 (人事課長)	① 派遣職員の選定等の調整に関する こと。 ② 部内の連絡調整に関する こと。		
	コンプライアンス・行政 経営班 (コンプライアンス・行政 経営課長)	① 部内等の応援に関する こと。		コンプライアンス・行政 経営班 (コンプライアンス・行政 経営課長)	① 部内等の応援に関する こと。		
	職員班 (職員課長)	① 本部職員の活動支援に関する こと。 ② 職員住宅の応急対策等に関する こと。 ③ 部内等の応援に関する こと。 ④ 職員の惨事ストレス対策に関する こと。 ⑤ 本部長の命ずる応急対策に関する こと。 ⑥ 災害経費の予算措置に関する こと。		職員班 (職員課長)	① 本部職員の活動支援に関する こと。 ② 職員住宅の応急対策等に関する こと。 ③ 部内等の応援に関する こと。 ④ 職員の惨事ストレス対策に関する こと。 ⑤ 本部長の命ずる応急対策に関する こと。 ⑥ 災害経費の予算措置に関する こと。		
	財政班 (財政課長)	① 県庁舎の応急対策等に関する こと。 ② 有線電話に関する こと。 ③ 会議室の使用停止(災害対応への優先使用)に 関する こと。 ④ 本部活動に必要な資機材及び車両等の確保に 関する こと。		財政班 (財政課長)	① 県庁舎の応急対策等に関する こと。 ② 有線電話に関する こと。 ③ 会議室の使用停止(災害対応への優先使用)に 関する こと。 ④ 本部活動に必要な資機材及び車両等の確保に 関する こと。		
	財産活用班 (財産活用課長)	① 県税に係る期限延長、執行猶予、減免等の特例措置の 実施に関する こと。 ② 被災者の県税の減免・徴収猶予に関する こと。 ③ 部内等の応援に関する こと。		財産活用班 (財産活用課長)	① 県税に係る期限延長、執行猶予、減免等の特例措置の 実施に関する こと。 ② 被災者の県税の減免・徴収猶予に関する こと。 ③ 部内等の応援に関する こと。		
	税務班 (税務課長)	① 部内等の応援に関する こと。		税務班 (税務課長)	① 部内等の応援に関する こと。		
	情報公開・法務班 (情報公開・法務課長)	① 部内等の応援に関する こと。		情報公開・法務班 (情報公開・法務課長)	① 部内等の応援に関する こと。		
	総務事務班 (総務事務課長)	① 部内等の応援に関する こと。		総務事務班 (総務事務課長)	① 部内等の応援に関する こと。		
	職員キャリア開発班 (職員キャリア開発セン ター所長)	① 部内等の応援に関する こと。		職員キャリア開発班 (職員キャリア開発セン ター所長)	① 部内等の応援に関する こと。		
	県民文化部 部長 県民文化部	○連絡調整員		① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する こと。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する こと。	県民文化部 部長 県民文化部	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する こと。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する こと。
		文化政策班 (文化政策課長)		① 部内の災害情報収集及び対策本部との調整に関する こと。 ② 部内の連絡調整に関する こと。 ③ 文化会館等の応急対策等に関する こと。		文化政策班 (文化政策課長)	① 部内の災害情報収集及び対策本部との調整に関する こと。 ② 部内の連絡調整に関する こと。 ③ 文化会館等の応急対策等に関する こと。
多文化共生・パスポート 班 (文化政策課多文化共生・ パスポート室長)		① 外国籍県民等への災害情報の広報に関する こと。 ② 外国籍県民等支援団体との連絡調整に関する こと。	県民協働班 (県民協働課長)	① 被災者支援に係るNPOとの連携に関する こと。			
くらし安全・消費生活班 (くらし安全・消費生活 課長)		① 食料・生活物資の調達に関する こと。 ② 物備の安定、物資の安定供給のための措置に 関する こと。	くらし安全・消費生活班 (くらし安全・消費生活 課長)	① 食料・生活物資の調達に関する こと。 ② 物備の安定、物資の安定供給のための措置に 関する こと。			
人権・男女共同参画班 (人権・男女共同参画課長)		① 所管施設の応急対策に関する こと。 ② 部内等の応援に関する こと。 ③ 男女の違いや多様性に配慮した避難所の運営等 に 関する こと。	人権・男女共同参画班 (人権・男女共同参画課長)	① 所管施設の応急対策に関する こと。 ② 部内等の応援に関する こと。 ③ 男女の違いや多様性に配慮した避難所の運営等 に 関する こと。			
県民の学び支援班 (県民の学び支援課長)		① 私立学校の応急対策等に関する こと。 ② 専修学校、各種学校の応急対策等に関する こと。 ③ 臨時休校、一斉下校等の状況把握及び報道機関 へ の 情 報 提 供 に 関 する こ と。 ④ 長野県立大学の災害情報収集・応急対策等 に 関 する こ と。 ⑤ 部内等の応援に関する こと。	国際班 (文化政策課多文化共生・ パスポート室長)	① 外国籍県民等への災害情報の広報に関する こと。 ② 外国籍県民等支援団体との連絡調整に関する こと。			
次世代サポート班 (次世代サポート課長)		① 部内等の応援に関する こと。	次世代サポート班 (次世代サポート課長)	① 部内等の応援に関する こと。			
こども・家庭班 (こども・家庭 課長)		① 児童福祉司、児童心理司の派遣に関する こと。 ② 要配慮者(乳幼児、妊産婦)に係る市町村等への 助 言 に 関 する こ と。 ③ 所管する現地機関及び保育所、児童福祉施設、婦 人 保 護 施 設 の 応 急 対 策 等 に 関 する こ と。	こども・家庭班 (こども・家庭 課長)	① 児童福祉司、児童心理司の派遣に関する こと。 ② 要配慮者(乳幼児、妊産婦)に係る市町村等への 助 言 に 関 する こ と。 ③ 所管する現地機関及び保育所、児童福祉施設、婦 人 保 護 施 設 の 応 急 対 策 等 に 関 する こ と。			
			私学振興班 (私学振興課長)	① 私立学校の応急対策等に関する こと。 ② 専修学校、各種学校の応急対策等に関する こと。 ③ 臨時休校、一斉下校等の状況把握及び報道機関 へ の 情 報 提 供 に 関 する こ と。			

健康福祉部 部長 健康福祉部長	○連絡調整員	③ 所管する現地機関及び保育所、児童福祉施設、婦人保護施設の応急対策等に関する事	高等教育振興班 (高等教育振興課長)	④ 部内等の応援に関する事			
		① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事		① 長野県立大学の災害情報収集・応急対策等に関する事			
	健康福祉政策班 (健康福祉政策課長)	② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事	健康福祉部 部長 健康福祉部長	○連絡調整員	② 部内等の応援に関する事		
		① 部内の全体調整及び進行管理に関する事			① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事		
		② 部に係る災害情報の収集及び被害状況の報告に関する事			② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事		
		③ 所管する現地機関及び県立病院機構の応急対策等に関する事			③ 部内の全体調整及び進行管理に関する事		
	医療政策班 (医療政策課長)	④ 災害時健康危機管理支援チーム (DHEAT) の派遣に関する事	健康福祉政策班 (健康福祉政策課長)	健康福祉政策班 (健康福祉政策課長)	④ 部に係る災害情報の収集及び被害状況の報告に関する事		
		① 災害医療本部の設置及び運営に関する事			③ 所管する現地機関及び県立病院機構の応急対策等に関する事		
		② 医療救護の広域応援の調整に関する事			④ 災害時健康危機管理支援チーム (DHEAT) の派遣に関する事		
		③ 医療機関の被災状況調査に関する事			医療政策班 (医療政策課長)	① 災害医療本部の設置及び運営に関する事	
		④ 受入れ可能医療機関の把握に関する事				② 医療救護の広域応援の調整に関する事	
		⑤ 医療救護所の設置に関する事				③ 医療機関の被災状況調査に関する事	
		⑥ 医療救護班・DMATの派遣に関する事				④ 受入れ可能医療機関の把握に関する事	
		⑦ 人工透析患者等の医療の供給に関する事				⑤ 医療救護所の設置に関する事	
		⑧ 医療機関からの要請に対する傷病者の緊急搬送に関する事				⑥ 医療救護班・DMATの派遣に関する事	
		⑨ ドクターヘリの運航に関する事				⑦ 人工透析患者等の医療の供給に関する事	
		⑩ 遺体の検案及びこれに係る必要な措置に関する事				⑧ 医療機関からの要請に対する傷病者の緊急搬送に関する事	
	⑪ 県立病院機構の応急対策等に関する事	⑨ ドクターヘリの運航に関する事					
	医師・看護師人材確保班 (医師・看護師人材確保対策課長)	① 保健師等の派遣に関する事	医師・看護師人材確保班 (医師・看護師人材確保対策課長)	医師・看護師人材確保班 (医師・看護師人材確保対策課長)		⑩ 遺体の検案及びこれに係る必要な措置に関する事	
		② 所管する現地機関の応急対策等に関する事				⑪ 県立病院機構の応急対策等に関する事	
③ 部内等の応援に関する事		① 保健師等の派遣に関する事					
地域福祉班 (地域福祉課長)	① 要配慮者の対応 (災害時住民支え合いマップ) に関する事	地域福祉班 (地域福祉課長)	地域福祉班 (地域福祉課長)	② 所管する現地機関の応急対策等に関する事			
	② ボランティアの受入等に関する事			③ 部内等の応援に関する事			
	③ (福) 長野県社会福祉協議会との調整に関する事			健康増進班 (健康増進課長)	① 要配慮者の対応 (災害時住民支え合いマップ) に関する事		
	④ 所管する現地機関及び社会福祉総合センター並びに所管する社会福祉施設(救護施設、授産施設)の応急対策に関する事				② ボランティアの受入等に関する事		
健康増進班 (健康増進課長)	① 管理栄養士の派遣に関する事	健康増進班 (健康増進課長)	健康増進班 (健康増進課長)		③ (福) 長野県社会福祉協議会との調整に関する事		
	② 歯科医師及び歯科衛生士の派遣に関する事				④ 所管する現地機関及び社会福祉総合センター並びに所管する社会福祉施設(救護施設、授産施設)の応急対策に関する事		
	③ 被災給食施設の栄養管理に関する事			保健・疾病対策班 (保健・疾病対策課長)	保健・疾病対策班 (保健・疾病対策課長)	① 管理栄養士の派遣に関する事	
	④ 所管する現地機関の応急対策に関する事					② 歯科医師及び歯科衛生士の派遣に関する事	
	保健・疾病対策班 (保健・疾病対策課長)					① 心のケア対策に関する事	保健・疾病対策班 (保健・疾病対策課長)
② 要配慮者 (難病患者、精神障がい者) に係る市町村等への助言に関する事		④ 所管する現地機関の応急対策に関する事					
③ 所管する現地機関の応急対策に関する事		感染症対策班 (感染症対策課長)	感染症対策班 (感染症対策課長)			① 心のケア対策に関する事	
感染症対策班 (感染症対策課長)	① 感染症の発生防止及びまん延防止に関する事			介護支援班 (介護支援課長)	介護支援班 (介護支援課長)	② 要配慮者 (難病患者、精神障がい者) に係る市町村等への助言に関する事	
	② 要配慮者 (難病患者、精神障がい者) に係る市町村等への助言に関する事					③ 所管する現地機関の応急対策に関する事	
介護支援班 (介護支援課長)	① 介護職員等の派遣に関する事	障がい者支援班 (障がい者支援課長)	障がい者支援班 (障がい者支援課長)	① 介護職員等の派遣に関する事			
	② 所管する高齢者福祉施設の応急対応等に関する事			② 所管する高齢者福祉施設の応急対応等に関する事			
障がい者支援班 (障がい者支援課長)	① 手話通訳者の派遣に関する事	食品・生活衛生班 (食品・生活衛生課長)	食品・生活衛生班 (食品・生活衛生課長)	① 手話通訳者の派遣に関する事			
	② 要配慮者 (障がい者) に係る市町村等への助言に関する事			② 要配慮者 (障がい者) に係る市町村等への助言に関する事			
	③ 所管する現地機関及び障がい者福祉施設の応急対策等に関する事			③ 所管する現地機関及び障がい者福祉施設の応急対策等に関する事			
	食品・生活衛生班 (食品・生活衛生課長)			① 食品衛生に関する事	薬事管理班 (薬事管理課長)	薬事管理班 (薬事管理課長)	① 食品衛生に関する事
				② 被災食品営業施設に関する事			② 被災食品営業施設に関する事
				③ 広域火葬の応援・協力の要請に関する事			③ 広域火葬の応援・協力の要請に関する事
				④ 遺体の搬送協力の調整に関する事			④ 遺体の搬送協力の調整に関する事
				⑤ 棺、ドライアイス等の手配要請に係る支援に関する事			⑤ 棺、ドライアイス等の手配要請に係る支援に関する事
				⑥ 特定動物の管理に関する事			⑥ 特定動物の管理に関する事
⑦ 逃走動物の捕獲・収容に関する事		⑦ 逃走動物の捕獲・収容に関する事					
⑧ 被災動物の救援に関する事		⑧ 被災動物の救援に関する事					
⑨ 所管する現地機関の応急対策等に関する事		⑨ 所管する現地機関の応急対策等に関する事					
薬事管理班 (薬事管理課長)	① 備蓄医薬品・衛生材料の供給に関する事	薬事管理班 (薬事管理課長)	薬事管理班 (薬事管理課長)	① 備蓄医薬品・衛生材料の供給に関する事			
	② 医療ガスの供給に関する事			② 医療ガスの供給に関する事			
	③ 毒物劇物の情報提供に関する事			③ 毒物劇物の情報提供に関する事			

		④ 薬剤師班の派遣に関する事。			(薬事管理課長)	② 医療ガスの供給に関する事。		
	災害医療班 〔災害医療本部〕 (健康福祉部長)	① 本部組織の健康福祉部の分掌事務のうち、「第6(7)節、救助救急・医療活動」及び「第16(17)節、保健衛生、感染症予防活動」の実施に係る事。			災害医療班 〔災害医療本部〕 (健康福祉部長)	① 本部組織の健康福祉部の分掌事務のうち、「第6(7)節、救助救急・医療活動」及び「第16(17)節、保健衛生、感染症予防活動」の実施に係る事。		
環境部 部長 環境部長	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事。			○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事。		
		② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事。				② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事。		
	環境政策班 (環境政策課長)	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事。			環境政策班 (環境政策課長)	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事。		
		② 部内の連絡調整に関する事。				② 部内の連絡調整に関する事。		
	水大気環境班 (水大気環境課長)	① 公共用水域等の水質汚濁に関する事。			水大気環境班 (水大気環境課長)	① 公共用水域等の水質汚濁に関する事。		
		② 応急給水の要請に関する事。				② 応急給水の要請に関する事。		
		③ 水道応急復旧の要請に関する事。				③ 水道応急復旧の要請に関する事。		
	④ 大気汚染に関する事。				④ 大気汚染に関する事。			
	生活排水班 (生活排水課長)	① 下水道、農業集落排水施設、浄化槽の応急対策等に関する事。			生活排水班 (生活排水課長)	① 下水道、農業集落排水施設、浄化槽の応急対策等に関する事。		
	自然保護班 (自然保護課長)	① 自然環境保全・利用施設の応急対策等に関する事。			自然保護班 (自然保護課長)	① 自然環境保全・利用施設の応急対策等に関する事。		
		② 部内等の応援に関する事。				② 部内等の応援に関する事。		
	資源循環推進班 (資源循環推進課長)	① 廃棄物処理施設の被害状況調査に関する事。			資源循環推進班 (資源循環推進課長)	① 廃棄物処理施設の被害状況調査に関する事。		
		② 災害廃棄物の処理に係る調整に関する事。				② 災害廃棄物の処理に係る調整に関する事。		
		③ ごみ処理・し尿処理の広域調整に関する事。				③ ごみ処理・し尿処理の広域調整に関する事。		
産業労働部 部長 産業労働部長	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事。			○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事。		
		② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事。				② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事。		
	産業政策班 (産業政策課長)	① 部内の連絡調整に関する事。			産業政策班 (産業政策課長)	① 部内の連絡調整に関する事。		
		② 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事。				② 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事。		
		③ 生活必需品等物資の供給に係る協定締結団体への要請に関する事。				③ 生活必需品等物資の供給に係る協定締結団体への要請に関する事。		
		④ 二次被害防止のための指示及び要請に関する事。				④ 二次被害防止のための指示及び要請に関する事。		
		⑤ 関係団体等への支援及び協力の要請に関する事。				⑤ 関係団体等への支援及び協力の要請に関する事。		
	経営・創業支援班 (経営・創業支援課長)	① 事業者(商業関係)に対する応急対策等に関する事。			経営・創業支援班 (経営・創業支援課長)	① 事業者(商業関係)に対する応急対策等に関する事。		
		② 部内等の応援に関する事。				② 部内等の応援に関する事。		
	産業立地・IT振興班 (産業立地・IT振興課長)	① 部内等の応援に関する事。			産業立地・経営支援班 (産業立地・経営支援課長)	① 事業者(商業関係)に対する応急対策等に関する事。		
					② 部内等の応援に関する事。			
産業技術班 (産業技術課長)	① 高圧ガス、火薬類の災害防止に関する事。			産業技術班 (産業技術課長)	① 高圧ガス、火薬類の災害防止に関する事。			
	② 事業者(保安関係)の応急対策等に関する事。				② 事業者(保安関係)の応急対策等に関する事。			
	③ LPガスに係る物資の調達に関する事。				③ LPガスに係る物資の調達に関する事。			
	④ 部内等の応援に関する事。				④ 部内等の応援に関する事。			
産業人材育成班 (産業人材育成課長)	① 工科短期大学校及び技術専門校の応急対策等に関する事。			人材育成班 (人材育成課長)	① 工科短期大学校及び技術専門校の応急対策等に関する事。			
	② 部内等の応援に関する事。				② 部内等の応援に関する事。			
労働雇用班 (労働雇用課長)	① 勤労者福祉センターの応急対策等に関する事。			労働雇用班 (労働雇用課長)	① 勤労者福祉センターの応急対策等に関する事。			
	② 被災者等からの労働相談に関する事。				② 被災者等からの労働相談に関する事。			
	③ 雇用特別相談所の開設及び運営支援に係る関係団体等との連携調整に関する事。				③ 雇用特別相談所の開設及び運営支援に係る関係団体等との連携調整に関する事。			
	④ 部内等の応援に関する事。				④ 部内等の応援に関する事。			
営業部 部長 営業局長	営業班 (営業局次長)	① 県内外に向けた情報発信、支援の呼び掛けに関する事。			営業部 部長 営業局長	営業班 (営業局次長)	① 県内外に向けた情報発信、支援の呼び掛けに関する事。	
観光部 部長 観光部長 部付	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事。			○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事。		
		② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事。				② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事。		
	山岳高原観光班 (山岳高原観光課長)	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事。			山岳高原観光班 (山岳高原観光課長)	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事。		
		② 部内の連絡調整に関する事。				② 部内の連絡調整に関する事。		
		③ 避難所運営に係るホテル、旅館等との連携協力に関する事。				③ 避難所運営に係るホテル、旅館等との連携協力に関する事。		
	④ 観光客(外国人旅行者含む)の避難所受入に関する事。				④ 観光客(外国人旅行者含む)の避難所受入に関する事。			
	⑤ 観光業者に対する応急対策等に関する事。				⑤ 観光業者に対する応急対策等に関する事。			
	⑥ 観光客に対する応急対策等に関する事。				⑥ 観光客に対する応急対策等に関する事。			
	① 部内等の応援に関する事。				① 部内等の応援に関する事。			
	観光誘客班 (観光誘客課長)	① 部内等の応援に関する事。			観光誘客班 (観光誘客課長)	① 部内等の応援に関する事。		

農政部長 農政部長	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事	農政部長 農政部長	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事
		② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事			② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事
	農業政策班 (農業政策課長)	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事		農業政策班 (農業政策課長)	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事
		② 部内の連絡調整に関する事			② 部内の連絡調整に関する事
		③ 公用令書による公用負担に関する事			③ 公用令書による公用負担に関する事
		④ 国の機関に対する食料供給に係る応援要請に関する事			④ 国の機関に対する食料供給に係る応援要請に関する事
		⑤ 農業共同利用施設等の応急対策等に関する事			⑤ 農業共同利用施設等の応急対策等に関する事
		⑥ 食料品等供給に係る協定締結団体への要請に関する事			⑥ 食料品等供給に係る協定締結団体への要請に関する事
		⑦ 被災した農畜産業者に対する支援対応に関する事			⑦ 被災した農畜産業者に対する支援対応に関する事
		⑧ 二次災害防止のための農業協同組合、農業者等への指導又は指示に関する事			⑧ 二次災害防止のための農業協同組合、農業者等への指導又は指示に関する事
		⑨ 応急対策の実施又は農業協同組合、農業者等による応急対策の実施に係る指導に関する事			⑨ 応急対策の実施又は農業協同組合、農業者等による応急対策の実施に係る指導に関する事
		⑩ 復旧用農業資機材、農薬、種苗等の供給確保に係る関係機関への協力要請に関する事			⑩ 復旧用農業資機材、農薬、種苗等の供給確保に係る関係機関への協力要請に関する事
⑪ 農作物及び農業用施設の被害状況の把握及び関係機関への情報提供に関する事	⑪ 農作物及び農業用施設の被害状況の把握及び関係機関への情報提供に関する事				
農業技術班 (農業技術課長)	① 主要食料の調達に関する事	農業技術班 (農業技術課長)	① 主要食料の調達に関する事		
	② 農作物の応急対策等に関する事		② 農作物の応急対策等に関する事		
園芸畜産班 (園芸畜産課長)	① 園芸特産関係の応急対策等に関する事	園芸畜産班 (園芸畜産課長)	① 園芸特産関係の応急対策等に関する事		
	② 畜産関係の応急対策等に関する事		② 畜産関係の応急対策等に関する事		
農地整備班 (農地整備課長)	① 農地、農業用施設の応急対策等に関する事	農地整備班 (農地整備課長)	① 農地、農業用施設の応急対策等に関する事		
	① 農地、農業用施設の応急対策等に関する事		① 農地、農業用施設の応急対策等に関する事		
農村振興班 (農村振興課長)	① 部内等の応援に関する事	農村振興班 (農村振興課長)	① 部内等の応援に関する事		
	① 部内等の応援に関する事		① 部内等の応援に関する事		
林務部長 林務部長	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事	林務部長 林務部長	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事
		② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事			② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事
	森林政策班 (森林政策課長)	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事		森林政策班 (森林政策課長)	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事
		② 部内の連絡調整に関する事			② 部内の連絡調整に関する事
		③ 公用令書による公用負担に関する事			③ 公用令書による公用負担に関する事
信州の木活用班 (信州の木活用課長)	① 林道及び林業関連施設の応急対策等に関する事	信州の木活用班 (信州の木活用課長)	① 林道及び林業関連施設の応急対策等に関する事		
	② 木材の調達に関する事		② 木材の調達に関する事		
森林づくり推進班 (森林づくり推進課長)	① 林地及び治山施設の応急対策等に関する事	森林づくり推進班 (森林づくり推進課長)	① 林地及び治山施設の応急対策等に関する事		
	② 各施設の点検及びパトロールの実施及び調整に関する事		② 各施設の点検及びパトロールの実施及び調整に関する事		
建設部長 建設部長 部付 リニア整備推進局長	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事	建設部長 建設部長 部付 リニア整備推進局長	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事
		② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事			② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事
	建設政策班 (建設政策課長)	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事		建設政策班 (建設政策課長)	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事
		② 部内の連絡調整に関する事			② 部内の連絡調整に関する事
		③ 協定に基づく協会等機関への応援要請について			③ 協定に基づく協会等機関への応援要請について
		④ 土木資材の確保に関する事			④ 土木資材の確保に関する事
		⑤ 公用令書による公用負担に関する事			⑤ 公用令書による公用負担に関する事
		⑥ 障害物処理計画の策定及び策定に係る国等関係機関との協議に関する事			⑥ 障害物処理計画の策定及び策定に係る国等関係機関との協議に関する事
		⑦ 各施設の被害状況に関する情報の収集、整理及び記録並びに関係機関への提供に関する事			⑦ 各施設の被害状況に関する情報の収集、整理及び記録並びに関係機関への提供に関する事
	道路管理班 (道路管理課長)	① 道路の応急対策等に関する事		道路管理班 (道路管理課長)	① 道路の応急対策等に関する事
		② 道路の保全に関する事			② 道路の保全に関する事
		③ 道路情報の収集及び提供に関する事			③ 道路情報の収集及び提供に関する事
④ 通行の規制及び迂回路に関する事		④ 通行の規制及び迂回路に関する事			
⑤ 道路障害物の除去(啓開)に関する事		⑤ 道路障害物の除去(啓開)に関する事			
⑥ 水防活動の応援に関する事		⑥ 水防活動の応援に関する事			
道路建設班 (道路建設課長)	① 道路の応急対策等に関する事	道路建設班 (道路建設課長)	① 道路の応急対策等に関する事		
	② 水防活動の応援に関する事		② 水防活動の応援に関する事		
水防班	① 部の災害情報等のとりまとめに関する事	水防班	① 部の災害情報等のとりまとめに関する事		
	① 部の災害情報等のとりまとめに関する事		① 部の災害情報等のとりまとめに関する事		

	(河川課長)	② 水防活動に関する事 ③ 河川管理施設の応急対策等に関する事 ④ 各施設の点検及びパトロールの実施及び調整に関する事 ⑤ 危険箇所に係る立入禁止区域の設定等の安全管理に関する事	
	砂防班 (砂防課長)	① 砂防、地すべり、崖崩れ、雪崩に係る災害情報に関する事 ② 土砂災害発生箇所の応急対策等に関する事 ③ 砂防施設危険箇所に係る立入禁止区域の設定等の安全管理に関する事 ④ 水防活動の応援に関する事	
	都市・まちづくり班 (都市・まちづくり課長)	① 都市施設の応急対策等に関する事 ② 都市公園・駐車場に関する事 ③ 各施設の点検及びパトロールの実施及び調整に関する事 ④ 被災宅地の危険度判定に関する事 ⑤ 被災宅地危険度判定の実施に係る連携調整に関する事 ⑥ 水防活動の応援に関する事	
	建築住宅班 (建築住宅課長)	① 県営住宅及び入居者の被災情報の収集・報告に関する事 ② 県営住宅の被害状況調査に関する事 ③ 被災県営住宅の応急対策に関する事 ④ 災害公営住宅の建設に関する事 ⑤ 被災者の県営住宅優先入居に関する事 ⑥ 公営住宅の被災者への提供に係る調整に関する事 ⑦ 住宅相談の実施及びそれに係る関係団体との連絡調整に関する事 ⑧ 民間賃貸住宅紹介及び斡旋に係る関係団体等との連携調整に関する事 ⑨ 被災住宅に係る住宅復興融資に関する事 ⑩ 被災建築物の情報収集に関する事 ⑪ 被災建築物の応急危険度判定に関する事 ⑫ 被災者用住宅の確保に関する事 ⑬ 応急仮設住宅の建設に関する事 ⑭ 応急復旧用の住宅建設資材の斡旋に係る関係団体等との連携調整に関する事 ⑮ 水防活動の応援に関する事	
	施設班 (施設課長)	① 建設中の県有施設に係る被害状況調査に関する事 ② 各施設の点検及びパトロールの支援に関する事 ③ 被災県有施設の応急対策に係る技術支援に関する事 ④ 水防活動の応援に関する事	
	リペア整備推進班	① 部内等の応援に関する事 ② 水防活動の応援に関する事	
	会計部 (部長 会計管理者)	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事
		会計班 (会計課長)	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事 ② 部内の連絡調整に関する事 ③ 応急対策経費の出納に関する事 ④ 災害時の出納の処理方法に関する事 ⑤ 災害救助基金の出納に関する事 ⑥ 県内の災害に係る義援金の募集に関する事
		契約・検査班 (契約・検査課長)	① 本部の応急対策に係る物品の購入に関する事 ② 部内等の応援に関する事
	企業部 (部長 公営企業管理者)	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事
		経営推進班 (経営推進課長)	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事 ② 部内の連絡調整に関する事 ③ 部の応急対策経費・物品の出納に関する事

	(河川課長)	② 水防活動に関する事 ③ 河川管理施設の応急対策等に関する事 ④ 各施設の点検及びパトロールの実施及び調整に関する事 ⑤ 危険箇所に係る立入禁止区域の設定等の安全管理に関する事	
	砂防班 (砂防課長)	① 砂防、地すべり、崖崩れ、雪崩に係る災害情報に関する事 ② 土砂災害発生箇所の応急対策等に関する事 ③ 砂防施設危険箇所に係る立入禁止区域の設定等の安全管理に関する事 ④ 水防活動の応援に関する事	
	都市・まちづくり班 (都市・まちづくり課長)	① 都市施設の応急対策等に関する事 ② 都市公園・駐車場に関する事 ③ 各施設の点検及びパトロールの実施及び調整に関する事 ④ 被災宅地の危険度判定に関する事 ⑤ 被災宅地危険度判定の実施に係る連携調整に関する事 ⑥ 水防活動の応援に関する事	
	建築住宅班 (建築住宅課長)	① 県営住宅入居者の避難誘導に関する事 ② 県営住宅の被害状況調査に関する事 ③ 被災県営住宅の応急対策に関する事 ④ 災害公営住宅の建設に関する事 ⑤ 被災者の県営住宅優先入居に関する事 ⑥ 公営住宅の被災者への提供に係る調整に関する事 ⑦ 住宅相談の実施及びそれに係る関係団体との連絡調整に関する事 ⑧ 民間賃貸住宅紹介及び斡旋に係る関係団体等との連携調整に関する事 ⑨ 被災住宅に係る住宅復興融資に関する事 ⑩ 被災建築物の情報収集に関する事 ⑪ 被災建築物の応急危険度判定に関する事 ⑫ 被災者用住宅の確保に関する事 ⑬ 応急仮設住宅の建設に関する事 ⑭ 応急復旧用の住宅建設資材の斡旋に係る関係団体等との連携調整に関する事 ⑮ 水防活動の応援に関する事	
	施設班 (施設課長)	① 建設中の県有施設に係る被害状況調査に関する事 ② 各施設の点検及びパトロールの支援に関する事 ③ 被災県有施設の応急対策に係る技術支援に関する事 ④ 水防活動の応援に関する事	
	リペア整備推進班	① 部内等の応援に関する事 ② 水防活動の応援に関する事	
	会計部 (部長 会計管理者)	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事
		会計班 (会計課長)	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事 ② 部内の連絡調整に関する事 ③ 応急対策経費の出納に関する事 ④ 災害時の出納の処理方法に関する事 ⑤ 災害救助基金の出納に関する事 ⑥ 県内の災害に係る義援金の募集に関する事
		契約・検査班 (契約・検査課長)	① 本部の応急対策に係る物品の購入に関する事 ② 部内等の応援に関する事
	企業部 (部長 公営企業管理者)	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事
		経営推進班 (経営推進課長)	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事 ② 部内の連絡調整に関する事 ③ 部の応急対策経費・物品の出納に関する事

教育部 部長 教育長 部付 教育次長	電気班 (電気事業課長)	① 企業局発電施設の応急対策等に関する事	教育部 部長 教育長 部付 教育次長	電気班 (電気事業課長)	① 企業局発電施設の応急対策等に関する事	
	水道班 (水道事業課長)	① 県営水道施設の応急対策等に関する事		水道班 (水道事業課長)	① 県営水道施設の応急対策等に関する事	
	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事		○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事	
	教育政策班 (教育政策課長)	② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事		② 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事	教育政策班 (教育政策課長)	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事
		③ 部内の連絡調整に関する事		② 部内の連絡調整に関する事		② 部内の連絡調整に関する事
		④ 臨時休校、一斉下校等の状況把握及び報道機関への情報提供に関する事		③ 臨時休校、一斉下校等の状況把握及び報道機関への情報提供に関する事		③ 臨時休校、一斉下校等の状況把握及び報道機関への情報提供に関する事
		⑤ 教育施設における避難所開設の協力に関する事		④ 教育施設における避難所開設の協力に関する事		④ 教育施設における避難所開設の協力に関する事
		⑥ 教育活動の再開に係る検討に関する事		⑤ 教育活動の再開に係る検討に関する事		⑤ 教育活動の再開に係る検討に関する事
		⑦ 教職員の派遣に関する事		⑥ 教職員の派遣に関する事		⑥ 教職員の派遣に関する事
		⑧ 児童及び生徒の被害状況の把握に関する事		⑦ 児童及び生徒の被害状況の把握に関する事		⑦ 児童及び生徒の被害状況の把握に関する事
		⑨ 校舎待機児童及び生徒の状況把握に関する事		⑧ 校舎待機児童及び生徒の状況把握に関する事		⑧ 校舎待機児童及び生徒の状況把握に関する事
		⑩ 児童及び生徒に対する心のケアに関する事		⑨ 児童及び生徒に対する心のケアに関する事		⑨ 児童及び生徒に対する心のケアに関する事
		⑩ 文化財等の被害状況の把握に関する事		⑩ 文化財等の被害状況の把握に関する事		⑩ 文化財等の被害状況の把握に関する事
	義務教育班 (義務教育課長)	① 公立幼稚園、小・中学校の災害情報収集・連絡活動に関する事		① 公立幼稚園、小・中学校の災害情報収集・連絡活動に関する事	義務教育班 (義務教育課長)	① 公立幼稚園、小・中学校の災害情報収集・連絡活動に関する事
		② 児童生徒等に対する安全な避難誘導等に関する事		② 児童生徒等に対する安全な避難誘導等に関する事		② 児童生徒等に対する安全な避難誘導等に関する事
		③ 公立幼稚園、小・中学校の応急対策に関する事		③ 公立幼稚園、小・中学校の応急対策に関する事		③ 公立幼稚園、小・中学校の応急対策に関する事
④ 児童生徒等の保護者への引渡しに関する事		④ 児童生徒等の保護者への引渡しに関する事	④ 児童生徒等の保護者への引渡しに関する事			
⑤ 授業継続のための措置に関する事		⑤ 授業継続のための措置に関する事	⑤ 授業継続のための措置に関する事			
⑥ 避難児童生徒等の応急教育に関する事		⑥ 避難児童生徒等の応急教育に関する事	⑥ 避難児童生徒等の応急教育に関する事			
⑦ 被災した児童生徒への就学援助に関する事		⑦ 被災した児童生徒への就学援助に関する事	⑦ 被災した児童生徒への就学援助に関する事			
高校教育班 (高校教育課長)	① 公立高等学校の災害情報収集・連絡活動に関する事	① 公立高等学校の災害情報収集・連絡活動に関する事	高校教育班 (高校教育課長)	① 公立高等学校の災害情報収集・連絡活動に関する事		
	② 生徒等に対する安全な避難誘導等に関する事	② 生徒等に対する安全な避難誘導等に関する事		② 生徒等に対する安全な避難誘導等に関する事		
	③ 公立高等学校の応急対策に関する事	③ 公立高等学校の応急対策に関する事		③ 公立高等学校の応急対策に関する事		
	④ 生徒の保護者への引渡しに関する事	④ 生徒の保護者への引渡しに関する事		④ 生徒の保護者への引渡しに関する事		
	⑤ 授業継続のための措置に関する事	⑤ 授業継続のための措置に関する事		⑤ 授業継続のための措置に関する事		
	⑥ 避難生徒の応急教育に関する事	⑥ 避難生徒の応急教育に関する事		⑥ 避難生徒の応急教育に関する事		
	⑦ 被災した生徒への授業料免除、就学援助に関する事	⑦ 被災した生徒への授業料免除、就学援助に関する事		⑦ 被災した生徒への授業料免除、就学援助に関する事		
特別支援教育班 (特別支援教育課長)	⑧ 避難所の開設・管理運営への協力に関する事	⑧ 避難所の開設・管理運営への協力に関する事	特別支援教育班 (特別支援教育課長)	⑧ 避難所の開設・管理運営への協力に関する事		
	① 特別支援学校の災害情報収集・連絡活動に関する事	① 特別支援学校の災害情報収集・連絡活動に関する事		① 特別支援学校の災害情報収集・連絡活動に関する事		
	② 児童生徒等に対する安全な避難誘導等に関する事	② 児童生徒等に対する安全な避難誘導等に関する事		② 児童生徒等に対する安全な避難誘導等に関する事		
	③ 特別支援学校の応急対策に関する事	③ 特別支援学校の応急対策に関する事		③ 特別支援学校の応急対策に関する事		
	④ 児童生徒の保護者への引渡しに関する事	④ 児童生徒の保護者への引渡しに関する事		④ 児童生徒の保護者への引渡しに関する事		
	⑤ 住民等の避難収容活動に関する事	⑤ 住民等の避難収容活動に関する事		⑤ 住民等の避難収容活動に関する事		
	⑥ 授業継続のための措置に関する事	⑥ 授業継続のための措置に関する事		⑥ 授業継続のための措置に関する事		
	⑦ 避難児童生徒等の応急教育に関する事	⑦ 避難児童生徒等の応急教育に関する事		⑦ 避難児童生徒等の応急教育に関する事		
	⑧ 被災した児童生徒への就学援助に関する事	⑧ 被災した児童生徒への就学援助に関する事		⑧ 被災した児童生徒への就学援助に関する事		
	⑨ 被災した児童生徒の学用品の供給に関する事	⑨ 被災した児童生徒の学用品の供給に関する事		⑨ 被災した児童生徒の学用品の供給に関する事		
学びの改革支援班 (学びの改革支援課長)	⑩ 避難所の開設・管理運営への協力に関する事	⑩ 学びの改革センターの応急対策等に関する事	学びの改革支援班 (学びの改革支援課長)	① 総合教育センターの応急対策等に関する事		
	① 被災した児童生徒等の心のケアに関する事	② 被災した児童生徒の学用品の供給に関する事		② 被災した児童生徒の学用品の供給に関する事		
心の支援班 (心の支援課長)	① 被災した児童生徒等の心のケアに関する事	① 被災した児童生徒等の心のケアに関する事	心の支援班 (心の支援課長)	① 被災した児童生徒等の心のケアに関する事		
文化財生涯学習班 (文化財・生涯学習課長)	① 社会教育施設等の応急対策等に関する事	① 社会教育施設等の応急対策等に関する事	文化財生涯学習班 (文化財・生涯学習課長)	① 社会教育施設等の応急対策等に関する事		
	② 文化財の応急対策に関する事	② 文化財の応急対策に関する事		② 文化財の応急対策に関する事		
	③ 部内等の応援に関する事	③ 部内等の応援に関する事		③ 部内等の応援に関する事		
保健厚生班 (保健厚生課長)	① 学校保健及び学校安全対策に関する事	① 学校保健及び学校安全対策に関する事	保健厚生班 (保健厚生課長)	① 学校保健及び学校安全対策に関する事		
	② 学校給食の確保に関する事	② 学校給食の確保に関する事		② 学校給食の確保に関する事		
	③ 職員住宅等の被害情報収集、応急対策に関する事	③ 職員住宅等の被害情報収集、応急対策に関する事		③ 職員住宅等の被害情報収集、応急対策に関する事		
スポーツ班 (スポーツ課長)	① 体育施設の応急対策等に関する事	① 体育施設の応急対策等に関する事	スポーツ班 (スポーツ課長)	① 体育施設の応急対策等に関する事		
	② 部内等の応援に関する事	② 部内等の応援に関する事		② 部内等の応援に関する事		

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第4節 広域相互応援活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害発生時において、その規模及び被害状況等から、被災市町村単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、市町村相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする。（別記参照）</p> <p>また、県は、県内被災市町村における人的支援ニーズの把握に努め、県及び市町村による応援職員の派遣等だけでは対応が困難な場合は、応急対策職員派遣制度に基づく派遣要請を被災市区町村応援職員現地調整会議等において行うものとする。</p> <p>なお、被災市町村にあつては、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、当該市町村の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行うこと。</p> <p>また、被災地以外の市町村にあつては、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断することとする。</p> <p><u>なお、派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第4節 広域相互応援活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害発生時において、その規模及び被害状況等から、被災市町村単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、市町村相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする。（別記参照）</p> <p>また、県は、県内被災市町村における人的支援ニーズの把握に努め、県及び市町村による応援職員の派遣等だけでは対応が困難な場合は、応急対策職員派遣制度に基づく派遣要請を被災市区町村応援職員現地調整会議等において行うものとする。</p> <p>なお、被災市町村にあつては、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、当該市町村の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行うこと。</p> <p>また、被災地以外の市町村にあつては、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断することとする。</p> <p><u>職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u></p> <p><u>また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。</u></p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う修正</p>

新							旧							修正理由・備考
第5節 ヘリコプターの運用計画							第5節 ヘリコプターの運用計画							運航終了のため削除
第3 計画の内容							第3 計画の内容							
1 活動内容に応じた各ヘリコプターの選定							1 活動内容に応じた各ヘリコプターの選定							
(1) 基本方針							(1) 基本方針							
名 称	機 種	定員	救助 ホイス ト	消火 装置	物資 吊下	映像 伝送	名 称	機 種	定員	救助 ホイス ト	消火 装置	物資 吊下	映像 伝送	
(略)							(略)							
県警ヘリコプター	(削除)						県警ヘリコプター	ユーロコプター	13	○		○	○	
	アグスタAW139	17	○		○	○		AS365N3						
							アグスタAW139	17	○		○	○		

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第7節 救助・救急・医療活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 救助・救急活動</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>消防機関、警察等関係機関が、それぞれの救助活動計画に従い、相互の連携を密にしながら、円滑で効率的な救助・救急活動を行う。</p> <p>また、大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されるため、相互応援活動及びヘリコプター等による広域緊急輸送活動を迅速かつ効果的に行う。</p> <p>なお、災害現場で活動する消防機関、警察等関係機関の部隊は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>2 医療活動</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>長野県災害医療活動指針に基づいた活動を行う。</p> <p>災害時においては、従来の救急医療体制が十分に機能しないことが考えられるため、災害派遣医療チーム（DMAT）及び関係機関により編成された救護班による初期段階の医療体制を充実させることが重要である。</p> <p>また、主に重症患者に係る後方医療機関について、災害拠点病院を中心として関係機関との連携による受入体制の確保を図る。</p> <p>更に、市町村、都道府県の枠を越えた相互支援体制による医療活動を行う。</p> <p>なお、<u>県及び市町村</u>は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療<u>福祉</u>活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】（危機管理部、健康福祉部、警察本部）</p> <p>(ア) 大規模災害時に保健医療活動チームの派遣調整、保健医療<u>福祉</u>活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療<u>福祉</u>活動の総合調整を遅滞なく行うための本部（以下「長野県災害医療本部」という。）の設置及び運営を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(コ) <u>輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報（ノータム）の発行を依頼するものとする。また、無人航空機等の飛行から</u>災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用空域の指定を依頼するものと<u>し、</u>同空域が指定された際には、指定公共機関、報道</p>	<p style="text-align: center;">第7節 救助・救急・医療活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 救助・救急活動</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>消防機関、警察等関係機関が、それぞれの救助活動計画に従い、相互の連携を密にしながら、円滑で効率的な救助・救急活動を行う。</p> <p>また、大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されるため、相互応援活動及びヘリコプター等による広域緊急輸送活動を迅速かつ効果的に行う。</p> <p>なお、災害現場で活動する消防機関、警察等関係機関の部隊は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>2 医療活動</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>長野県災害医療活動指針に基づいた活動を行う。</p> <p>災害時においては、従来の救急医療体制が十分に機能しないことが考えられるため、災害派遣医療チーム（DMAT）及び関係機関により編成された救護班による初期段階の医療体制を充実させることが重要である。</p> <p>また、主に重症患者に係る後方医療機関について、災害拠点病院を中心として関係機関との連携による受入体制の確保を図る。</p> <p>更に、市町村、都道府県の枠を越えた相互支援体制による医療活動を行う。</p> <p>なお、<u>地方公共団体</u>は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】（危機管理部、健康福祉部、警察本部）</p> <p>(ア) 大規模災害時に保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を遅滞なく行うための本部（以下「長野県災害医療本部」という。）の設置及び運営を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(コ) 災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用空域の指定を依頼するものとする。<u>また、</u>同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

<p>機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(セ) 災害派遣医療チーム (DMAT) による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム (DMAT) 活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム (JMAT)、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、国立大学病院、<u>日本災害歯科支援チーム (JDAT)</u>、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用するものとする。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努める。</p>	<p>(略)</p> <p>(セ) 災害派遣医療チーム (DMAT) による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム (DMAT) 活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム (JMAT)、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、国立大学病院、<u>日本歯科医師会</u>、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用するものとする。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努める。</p>	
---	--	--

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第9節 要配慮者に対する応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 避難受入れ活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(ウ) 避難所での生活環境整備等</p> <p>c 避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供</p> <p>福祉避難所（室）及び要配慮者が生活する避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて迅速に行うものとする。</p> <p><u>なお、派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第9節 要配慮者に対する応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 避難受入れ活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(ウ) 避難所での生活環境整備等</p> <p>c 避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供</p> <p>福祉避難所（室）及び要配慮者が生活する避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて迅速に行うものとする。</p> <p><u>職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u></p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第 1 1 節 障害物の処理活動</p> <p>第 3 活動の内容</p> <p>1 障害物除去処理</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、復旧作業車両、救援車両の通行路を優先して確保するため、緊急輸送道路上の放置車両、被災車両及び倒壊物件等の交通障害物を直ちに除去する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】(各部局)</p> <p>(イ) 障害物除去の方法</p> <p>c 緊急輸送道路の障害物を確認するため、発災と同時に当該輸送道路を通行止めとする。(警察本部)</p> <p>(略)</p> <p>(オ) 応援協力体制</p> <p>a 緊急輸送道路として確保すべき農林道上の障害物については、速やかに除去されるよう市町村を支援する。(農政部、林務部)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 1 節 障害物の処理活動</p> <p>第 3 活動の内容</p> <p>1 障害物除去処理</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、復旧作業車両、救援車両の通行路を優先して確保するため、緊急輸送路上の放置車両、被災車両及び倒壊物件等の交通障害物を直ちに除去する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】(各部局)</p> <p>(イ) 障害物除去の方法</p> <p>c 緊急輸送路の障害物を確認するため、発災と同時に当該輸送路を通行止めとする。(警察本部)</p> <p>(略)</p> <p>(オ) 応援協力体制</p> <p>a 緊急輸送路として確保すべき農林道上の障害物については、速やかに除去されるよう市町村を支援する。(農政部、林務部)</p>	<p>文言の修正</p>

新	旧	修正理由・備考																																													
<p style="text-align: center;">第12節 避難受入及び情報提供活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>風水害発生時においては、浸水、建築物の破損、崖崩れ等が予想され地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策は第1次の実施責任者である市町村長が中心に計画作成をしておくものとする。</p> <p>その際、要配慮者についても十分考慮するものとする。</p> <p>特に、県内には、多くの要配慮者利用施設が土砂災害警戒区域等内に所在しているため、避難情報の伝達や、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施に当たっては、これらの施設に十分配慮するものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(移設)</u></p> <p>第2 主な活動</p> <p>1 <u>市町村長等は適切に避難指示等を発令し、速やかにその内容を住民に周知する。</u></p> <p>(略)</p> <p>5 県及び市町村は、広域的な避難が必要な場合は、<u>相互に連携し、</u>速やかな避難の実施に努める。</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">第12節 避難受入及び情報提供活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>風水害発生時においては、浸水、建築物の破損、崖崩れ等が予想され地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策は第1次の実施責任者である市町村長が中心に計画作成をしておくものとする。</p> <p>その際、要配慮者についても十分考慮するものとする。</p> <p>特に、県内には、多くの要配慮者利用施設が土砂災害危険箇所内に所在しているため、避難情報の伝達や、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施に当たっては、これらの施設に十分配慮するものとする。</p> <p><u>また、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促す。</u></p> <table border="1" data-bbox="1064 622 1825 997"> <thead> <tr> <th colspan="3">避難情報等 (警戒レベル)</th> <th colspan="2">河川水位や雨の情報 (警戒レベル相当情報)</th> </tr> <tr> <th>警戒レベル</th> <th>状況</th> <th>住民がとるべき行動</th> <th colspan="2">防災気象情報(警戒レベル相当情報)</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th></th> <th>浸水の情報(河川)</th> <th>土砂災害の情報(河)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5</td> <td>災害発生又は切迫</td> <td>命の危険 直ちに安全確保!</td> <td>緊急安全確保</td> <td>5 相違 氾濫発生情報 大雨特別警報 (土砂災害)</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難! > ~~~~~</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>災害のおそれ高い</td> <td>危険な場所から 全員避難</td> <td>避難指示</td> <td>4 相違 氾濫危険情報 土砂災害警戒情報</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>災害のおそれあり</td> <td>危険な場所から 高齢者等は避難</td> <td>高齢者等避難</td> <td>3 相違 氾濫警戒情報 洪水警報 大雨警報</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>気象状況悪化</td> <td>自らの避難行動を確認</td> <td>大雨・洪水注意報</td> <td>2 相違 氾濫注意情報 ---</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>今後の気象状況悪化のおそれ</td> <td>災害への心構えを高める</td> <td>早期注意情報</td> <td>1 相違 --- ---</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2 主な活動</p> <p>1 <u>避難指示等を発令する際は、適切に避難情報を発令し、速やかにその内容を住民に周知する。</u></p> <p>(略)</p> <p>5 県及び市町村は、広域的な避難が必要な場合は、速やかな避難の実施に努める。</p> <p>(略)</p>	避難情報等 (警戒レベル)			河川水位や雨の情報 (警戒レベル相当情報)		警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	防災気象情報(警戒レベル相当情報)					浸水の情報(河川)	土砂災害の情報(河)	5	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保	5 相違 氾濫発生情報 大雨特別警報 (土砂災害)	~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難! > ~~~~~					4	災害のおそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示	4 相違 氾濫危険情報 土砂災害警戒情報	3	災害のおそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難	3 相違 氾濫警戒情報 洪水警報 大雨警報	2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水注意報	2 相違 氾濫注意情報 ---	1	今後の気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報	1 相違 --- ---	<p>国土交通省通知により修正</p> <p>文言の整理</p>
避難情報等 (警戒レベル)			河川水位や雨の情報 (警戒レベル相当情報)																																												
警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	防災気象情報(警戒レベル相当情報)																																												
			浸水の情報(河川)	土砂災害の情報(河)																																											
5	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保	5 相違 氾濫発生情報 大雨特別警報 (土砂災害)																																											
~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難! > ~~~~~																																															
4	災害のおそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示	4 相違 氾濫危険情報 土砂災害警戒情報																																											
3	災害のおそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難	3 相違 氾濫警戒情報 洪水警報 大雨警報																																											
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水注意報	2 相違 氾濫注意情報 ---																																											
1	今後の気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報	1 相違 --- ---																																											

第3 活動の内容

1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

(1) 基本方針

(略)

また、避難指示等の発令に資する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難行動等を促す。

避難情報等 (警戒レベル)			河川水位や雨の情報 (警戒レベル相当情報)	
警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	防災気象情報(警戒レベル相当情報)	
			浸水の情報(河川)	土砂災害の情報(雨)
5	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保	5 相繼 氾濫発生情報 大雨特別警報(土砂災害)
~~~~~<警戒レベル4までに必ず避難!>~~~~~				
4	災害のおそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示	4 相繼 氾濫危険情報 土砂災害警戒情報
3	災害のおそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難	3 相繼 氾濫警戒情報 洪水警報 大雨警報
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水注意報	2 相繼 氾濫注意情報
1	気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報	1 相繼

(2) 実施計画

ア 実施機関

(ア)

実施事項	機 関 等	根 拠	対象災害
高齢者等避難	市町村長	災害対策基本法第56条	災害全般
避難指示	市町村長	災害対策基本法第60条	災害全般
	知事	災害対策基本法第60条	災害全般
	水防管理者	水防法第29条	洪水
	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり災害全般
	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災害全般
緊急安全確保	自衛官	自衛隊法第94条	〃
	市町村長	災害対策基本法第60条	災害全般
	知事	災害対策基本法第60条	災害全般
指定避難所の開設、受入れ	警察官	災害対策基本法第61条	災害全般
	市町村長		

(略)

第3 活動の内容

1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

(1) 基本方針

(略)

また、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促す。

(移設)

(2) 実施計画

ア 実施機関

(ア)

実施事項	機 関 等	根 拠	対象災害
避難指示	市町村長	災害対策基本法第60条	災害全般
	水防管理者	水防法第29条	洪水
	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり災害全般
	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災害全般
	自衛官	自衛隊法第94条	〃
指定避難所の開設、受入れ	市町村長		

(略)

<p>イ 高齢者等避難、避難指示、<u>緊急安全確保</u>の意味</p> <p>○「高齢者等避難」</p> <p><u>災害が発生するおそれがある場合において、避難に時間を要する高齢者等の要配慮者が円滑かつ迅速に避難できるよう、必要な情報の提供その他必要な配慮をすることをいう。</u></p> <p>○「避難指示」</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに、<u>必要と認める地域の必要と認める居住者等（居住者、滞在者その他の者をいう。以下同じ。）に対し、避難のための立退きを指示することをいう。</u></p> <p>○「<u>緊急安全確保</u>」</p> <p><u>災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときに、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示することをいう。</u></p> <p>ウ <u>措置</u>及び報告、通知等</p> <p>(ア) 市町村長の行う措置</p> <p><u>a</u> 高齢者等避難</p> <p><u>災害リスクのある区域等の高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者をいう。）が危険な場所から避難するべき状況において、必要があると認めるときは、国の「避難情報に関するガイドライン」等を参考に、次の地域の居住者等</u>に対し、高齢者等避難を<u>発令</u>するものとする。</p> <p><u>(a) 長野地方気象台から大雨警報（土砂災害）又は洪水警報が発表され、避難を要すると判断される地域</u></p> <p><u>(b) 国又は長野県と長野地方気象台から共同で洪水予報（氾濫警戒情報）が発表され、避難を要すると判断される地域</u></p> <p><u>(c) 河川が避難判断水位に到達し、避難を要すると判断される地域</u></p> <p><u>また、高齢者等以外の者に対しても、不要不急の外出を控え、避難の準備を整えるとともに、必要に応じて自主的に避難するよう呼びかけるものとする。</u></p>	<p>イ 高齢者等避難、避難指示の意味</p> <p>○「高齢者等避難」</p> <p><u>人的被害の発生する可能性が高まった状況で、一般住民に対しては避難の準備を呼びかけ、避難行動に時間を要する高齢者や要配慮者及びその支援に当たる人</u>には避難行動の開始を呼びかける行為をいう。</p> <p>○「避難指示」</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに<u>発せられ、住民を避難のため立ち退きを指示することをいう。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>ウ <u>避難指示、高齢者等避難</u>及び報告、通知等</p> <p>(ア) 市町村長の行う措置</p> <p><u>b</u> 高齢者等避難</p> <p><u>人的被害の発生する可能性が高まった状況で、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階、または今後の状況により早めの避難が必要と判断される状況で特に必要があると認めるときは、上記aの地域の居住者、滞在者その他の者</u>に対し、高齢者等避難を<u>伝達</u>するものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(a) 国又は長野県と長野地方気象台から共同で洪水予報（氾濫注意情報）が発表され、避難を要すると判断される地域</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>文言及び記載順の整理</p>
--	---	-------------------

<p>b. 避難指示</p> <p>災害時において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、<u>国の「避難情報に関するガイドライン」等を参考に、次の地域の居住者等</u>に対し、避難指示を<u>発令する</u>ものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(移設)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(a) 長野県・長野地方気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される地域（土砂災害警戒区域等）</p> <p>(b) 国又は長野県と長野地方気象台から共同で洪水予報（氾濫危険情報）が発表され、避難を要すると判断される地域</p> <p>(c) 河川が<u>氾濫危険水位に到達し、避難を要すると判断される</u>地域</p> <p>(d) 関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断される<u>地域</u></p> <p>(e) 上流の地域が水害を受けた河川で、危険がある下流の地域</p> <p>(f) 地すべりにより著しい危険が切迫している地域</p> <p>(g) 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり人的災害が予測される地域</p> <p>(h) 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域</p> <p>(i) 避難路の断たれる危険のある地域</p> <p>(j) 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域</p> <p>(k) 酸素欠乏もしくは、有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域</p> <p>c. 緊急安全確保</p> <p><u>居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、指定緊急避難場所等への「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう市町村長が特に促したい場合に、国の「避難情報に関するガイドライン」等を参考に、次の地域の居住者等に対し、緊急安全確保を発令するものとする。</u></p>	<p>a. 避難指示</p> <p>災害時において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、<u>潜在者その他の者</u>に対し、<u>避難方向または指定緊急避難場所を示し、早期に避難指示を行う</u>ものとする。</p> <p><u>なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内の二階以上の場所への待避等の確保措置をとるよう、地域の居住者等に対し指示するものとする。</u></p> <p><u>なお災害の危険性が高まり、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。</u></p> <p>(a) <u>長野地方気象台から大雨、暴風、暴風雪、大雪に関する特別警報が発表され、避難を要すると判断される地域</u></p> <p>(b) <u>長野地方気象台から豪雨、台風等に関する気象警報が発表され、避難を要すると判断される地域</u></p> <p>(c) 長野県・長野地方気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される地域（土砂災害警戒区域、<u>土砂災害危険箇所</u>等）</p> <p>(d) 国又は長野県と長野地方気象台から共同で洪水予報（<u>氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報</u>）が発表され、避難を要すると判断される地域</p> <p>(e) 関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断された<u>地域</u></p> <p>(f) 河川が<u>氾濫注意水位・避難判断水位を突破し、洪水のおそれがある</u>地域</p> <p>(g) 上流の地域が水害を受けた河川で、危険がある下流の地域</p> <p>(h) 地すべりにより著しい危険が切迫している地域</p> <p>(i) 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり人的災害が予測される地域</p> <p>(j) 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域</p> <p>(k) 避難路の断たれる危険のある地域</p> <p>(l) 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域</p> <p>(m) 酸素欠乏もしくは、有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>国土交通省通知により削除 文言の整理</p>
---	---	-------------------------------

<p><u>(a) 長野地方気象台から大雨、暴風、暴風雪、大雪に関する特別警報が発表され、避難を要すると判断される地域</u></p> <p><u>(b) 国又は長野県と長野地方気象台から共同で洪水予報（氾濫発生情報）が発表され、避難を要すると判断される地域</u></p> <p><u>なお、災害の危険性が高まり、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。</u></p> <p>d 報告（災害対策基本法第60条等）</p> <p>(略)</p> <p>エ 避難指示等の時期</p> <p>上記ウ(ア)に記載する地域が発生すると予想され、住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。</p> <p>なお、避難指示等を解除する場合には、十分に安全性の確認に努めるものとする。</p> <p>オ 避難指示等の内容</p> <p>避難指示等の発令に際して、次の事項を明確にする。</p> <p>(略)</p> <p>カ 住民への周知</p> <p>(ア) 避難指示等の発令者は、速やかにその内容を市町村防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し周知する。</p> <p>避難の必要が無くなった場合も同様とする。</p> <p>特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。</p> <p>(イ) 市町村長以外の発令者は、住民と直接関係している市町村長と緊密な連絡を取り、周知徹底を図る。</p> <p>(略)</p> <p>(カ) 避難情報や災害情報の周知のため、防災行政無線をはじめとして、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、有線放送、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討するものとする。</p>	<p><u>(移設)</u></p> <p>c 報告（災害対策基本法第60条等）</p> <p>(略)</p> <p>エ 避難指示等の時期</p> <p>上記ウ(ア)a(a)～(i)に該当する地域が発生すると予想され、住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。</p> <p>なお、避難指示を解除する場合には、十分に安全性の確認に努めるものとする。</p> <p>オ 避難指示や高齢者等避難の内容</p> <p>避難指示を行うに際して、次の事項を明確にする。<u>また、高齢者等避難の伝達についても同様とする。</u></p> <p>(略)</p> <p>カ 住民への周知</p> <p>(ア) 避難指示、<u>高齢者等避難を行った者</u>は、速やかにその内容を市町村防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し周知する。</p> <p>避難の必要が無くなった場合も同様とする。</p> <p>特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。</p> <p>(イ) 市町村長以外の指示者は、住民と直接関係している市町村長と緊密な連絡を取り、周知徹底を図る。</p> <p>(略)</p> <p>(カ) <u>高齢者等避難、避難指示をはじめとする</u>災害情報の周知のため、防災行政無線をはじめとして、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、有線放送、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討するものとする。</p>	
--	---	--

<p>キ 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援</p> <p>県及び市町村は、災害発生後直ちに避難支援計画に基づき、民生・児童委員、<u>自主防災組織</u>、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ確かな把握に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>ク 県有施設における避難活動</p> <p>(イ) 避難指示等が発令された場合は、速やかに内容を庁内放送、<u>自衛</u>消防団員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。</p> <p>(略)</p> <p>3 避難誘導活動</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>避難指示等の<u>発令者</u>は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮するものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【住民が実施する対策】</p> <p>住民等は、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置をとった後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難するものとする。</p> <p>この場合にあつては、携帯品は食料、日用品等必要最小限とするものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>4 避難所の開設・運営</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(イ) 指定避難所の管理運営に当たり、市町村から職員の派遣要請があり、必要があると認めた場合は、可能な範囲において、職員を派遣する。</p> <p><u>なお、派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>キ 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援</p> <p>県及び市町村は、災害発生後直ちに避難支援計画に基づき、民生・児童委員、<u>自治会</u>、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ確かな把握に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>ク 県有施設における避難活動</p> <p>(イ) 避難指示、<u>高齢者等避難</u>は、速やかに内容を庁内放送、消防団員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。</p> <p>(略)</p> <p>3 避難誘導活動</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>避難指示等を行なった者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮するものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【住民が実施する対策】</p> <p><u>(ア) 要避難地区で避難を要する場合</u></p> <p>住民等は<u>避難誘導員の指示に従い</u>、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置をとった後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難するものとする。</p> <p>この場合にあつては、携帯品は食料、日用品等必要最小限とするものとする。</p> <p><u>(イ) 任意避難地区で避難を要する場合</u></p> <p><u>住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、(ア)同様出火防止措置をとった後、互いに協力し、安全な場所へ自主的に避難するものとする。</u></p> <p><u>この場合にあつては、携帯品は食料、日用品等必要最小限とするものとする。</u></p> <p>4 避難所の開設・運営</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(イ) 指定避難所の管理運営に当たり、市町村から職員の派遣要請があり、必要があると認めた場合は、可能な範囲において、職員を派遣する。</p> <p><u>なお、職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う修正</p>
--	--	--

<p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(キ) 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。<u>この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。</u></p> <p>(略)</p> <p>(サ) 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト、<u>感染症を発症した避難者や疑いのある者の専用スペース又は個室の確保</u>等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>7 被災者等への的確な情報伝達</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県及び市町村が実施する対策】</p> <p><u>(ア) 県及び市町村は、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</u></p> <p><u>(イ) 市町村は半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者について住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、被災者台帳等へ反映するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(ウ) 市町村自らの調査では避難先が把握出来ない場合は、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、広報による申出の呼びかけ等により、把握に努めるものとする。</u></p> <p><u>(エ) 県及び市町村は、被災者のニーズを十分把握し、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、要配慮者、在宅避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。</u></p>	<p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(キ) 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(サ) 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。<u>また、自宅療養者等が指定避難所に避難した場合には、避難所の専用スペース等での受け入れを適切に行うものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>7 被災者等への的確な情報伝達</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県及び市町村が実施する対策】 <u>(危機管理部)</u> <u>(新設)</u></p> <p><u>(ア) 市町村は半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者について住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、被災者台帳等へ反映するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(イ) 市町村自らの調査では避難先が把握出来ない場合は、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、広報による申出の呼びかけ等により、把握に努めるものとする。</u></p> <p><u>(ウ) 県及び市町村は、被災者のニーズを十分把握し、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、要配慮者、在宅避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。</u></p>	<p>国の防災基本計画に合わせる修正</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせる修正</p>
---	--	--

<p><u>(オ)</u> 県及び市町村は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。</p> <p><u>(カ)</u> 県及び市町村は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p><u>(キ)</u> 県及び市町村は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p><u>(エ)</u> 県及び市町村は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	
--	--	--

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第13節 孤立地域対策活動</p> <p>第2 主な活動</p> <p>4 <u>緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には</u>、ヘリコプターによる輸送を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>4 食料品等の生活必需物資の搬送</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>迂回路による輸送の確保に努めるとともに、<u>ヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には</u>、県に対してヘリコプター確保に関する要請を行うものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第13節 孤立地域対策活動</p> <p>第2 主な活動</p> <p>4 <u>陸上輸送が不可能な場合は</u>、ヘリコプターによる輸送を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>4 食料品等の生活必需物資の搬送</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>迂回路による輸送の確保に努めるとともに、<u>陸上輸送手段確保が困難な場合は</u>、県に対してヘリコプター確保に関する要請を行うものとする。</p>	<p>消防庁通知により修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第14節 食料品等の調達供給活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 食料品等の供給</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【市町村が実施する対策】</p> <p>(イ) 市町村は、計画等で定めた<u>非常用食料</u>の必要量を超えるような供給が必要となった場合は、<u>県災害対策本部室</u>に対して要請を行って調達した食料を被災者等に対して供給するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第14節 食料品等の調達供給活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 食料品等の供給</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【市町村が実施する対策】</p> <p>(イ) 市町村は、計画等で定めた必要量を超えるような供給が必要となった場合は、<u>近隣市町村及び県(地域振興局長)</u>に対して<u>食料の供給について種類及び数量を明示して</u>要請を行って調達した食料を被災者等に対して供給するものとする。</p>	<p>1 (2)イ(ア)に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第15節 飲料水の調達供給活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 飲料水の調達</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【水道事業者等が実施する対策】</p> <p>(ア) 県企業局が実施する対策</p> <p style="padding-left: 20px;">e ボトルウォーター「川中島の水」・<u>「千曲川の水」</u>の備蓄場所・数量の確認を行う。</p> <p>(略)</p> <p>2 飲料水の供給</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【水道事業者等が実施する対策】</p> <p>(ア) 県企業局が実施する対策</p> <p style="padding-left: 20px;">e ボトルウォーター「川中島の水」・<u>「千曲川の水」</u>や給水袋等の給水資材を、市町村が設置した飲料水供給場所へ供給・配布する活動を市町村と協力して行う。</p>	<p style="text-align: center;">第15節 飲料水の調達供給活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 飲料水の調達</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【水道事業者等が実施する対策】</p> <p>(ア) 県企業局が実施する対策</p> <p style="padding-left: 20px;">e ボトルウォーター「川中島の水」の備蓄場所・数量の確認を行う。</p> <p>(略)</p> <p>2 飲料水の供給</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【水道事業者等が実施する対策】</p> <p>(ア) 県企業局が実施する対策</p> <p style="padding-left: 20px;">e ボトルウォーター「川中島の水」や給水袋等の給水資材を、市町村が設置した飲料水供給場所へ供給・配布する活動を市町村と協力して行う。</p>	<p>第2章第14節 に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第17節 保健衛生、感染症予防活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 感染症予防対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】（健康福祉部）</p> <p>(コ) 被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、危機管理部と健康福祉部が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。<u>(以下削除)</u></p> <p>(略)</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(カ) 被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症について患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、まん延防止のため、防災担当部局と健康福祉担当部局が連携して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒等や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施する。</p> <p>また、長野県避難所運営マニュアル策定指針等を参考に感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p><u>(以下削除)</u></p>	<p style="text-align: center;">第17節 保健衛生、感染症予防活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 感染症予防対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】（健康福祉部）</p> <p>(コ) 被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、危機管理部と健康福祉部が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。<u>また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健所は、平常時から地域振興局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有し、地域振興局は、当該情報を市町村に対し共有するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(カ) 被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症について患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、まん延防止のため、防災担当部局と健康福祉担当部局が連携して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒等や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施する。</p> <p>また、長野県避難所運営マニュアル策定指針等を参考に感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p><u>加えて、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、関係部局において避難所の運営に必要な情報を共有するとともに、災害時には、関係機関と連携し、自宅療養者等の避難の確保のために必要な連絡・調整を行うものとする。</u></p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第28節 災害広報活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 住民等への的確な情報の伝達</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】(危機管理部、企画振興部)</p> <p>(ア) 広報資料の収集</p> <p>広報資料の収集は、第2節「災害情報の収集・連絡活動」の責任機関(危機管理防災課、災害対策本部設置時は災害対策本部室)からの情報提供によるが、必要に応じて、被災現地へ取材員を派遣するなど直接広報資料の収集を行う。</p> <p><u>なお、取材員の派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第28節 災害広報活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 住民等への的確な情報の伝達</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】(危機管理部、企画振興部)</p> <p>(ア) 広報資料の収集</p> <p>広報資料の収集は、第2節「災害情報の収集・連絡活動」の責任機関(危機管理防災課、災害対策本部設置時は災害対策本部室)からの情報提供によるが、必要に応じて、被災現地へ取材員を派遣するなど直接広報資料の収集を行う。</p> <p><u>職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</u></p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第29節 土砂災害等応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 大規模土砂災害対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】(建設部、農政部、林務部)</p> <p>(イ) 緊急調査の結果に基づき地すべりによる被害が及ぶおそれがある土地の区域及び時期に関する土砂災害緊急情報を関係自治体の長に通知する。</p> <p>(略)</p> <p>イ【関係機関が実施する対策】(地方整備局)</p> <p>(イ) 緊急調査の結果に基づき土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する土砂災害緊急情報を関係自治体の長に通知するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>ウ【市町村が実施する対策】</p> <p>(ア) 土砂災害緊急情報を住民に提供し、適時適切に避難指示等の処置を講じるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>エ【住民が実施する対策】</p> <p>土砂災害緊急情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従うものとする。</p> <p>2 地すべり等応急対策</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>監視体制を整え、規模、活動状況を把握し、警戒避難に関する情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(ア) 警戒避難に関する情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講じるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>エ【住民が実施する対策】</p> <p>警戒避難に関する情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従うものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第29節 土砂災害等応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 大規模土砂災害対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】(建設部、農政部、林務部)</p> <p>(イ) 緊急調査の結果に基づき地すべりによる被害が及ぶおそれがある土地の区域及び時期に関する情報を関係自治体の長に通知する。</p> <p>(略)</p> <p>イ【関係機関が実施する対策】(地方整備局)</p> <p>(イ) 緊急調査の結果に基づき土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を関係自治体の長に通知するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>ウ【市町村が実施する対策】</p> <p>(ア) 警戒避難情報を住民に提供し、適時適切に避難指示等の処置を講じるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>エ【住民が実施する対策】</p> <p>警戒避難情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従うものとする。</p> <p>2 地すべり等応急対策</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>監視体制を整え、規模、活動状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(ア) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講じるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>エ【住民が実施する対策】</p> <p>警戒避難情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従うものとする。</p>	<p>文言の修正</p>

<p>3 土石流対策</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>監視体制を整え、被災状況、不安定土砂の状況を把握し、警戒避難に関する情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】（建設部）</p> <p>(イ) 二次災害に備えて必要に応じ警戒避難に関する情報を市町村、住民等に提供する。</p> <p>(略)</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(ア) 警戒避難に関する情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の措置を講じるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>エ【住民が実施する対策】</p> <p>警戒避難に関する情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従うものとする。</p> <p>4 崖崩れ応急対策</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>監視体制を整え、規模、崩壊状況を把握し、警戒避難に関する情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(ア) 警戒避難に関する情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の措置を講じるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>エ【住民が実施する対策】</p> <p>警戒避難に関する情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従うものとする。</p>	<p>3 土石流対策</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>監視体制を整え、被災状況、不安定土砂の状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】（建設部）</p> <p>(イ) 二次災害に備えて必要に応じ警戒避難情報を市町村、住民等に提供する。</p> <p>(略)</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(ア) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の措置を講じるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>エ【住民が実施する対策】</p> <p>警戒避難情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従うものとする。</p> <p>4 崖崩れ応急対策</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>監視体制を整え、規模、崩壊状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(ア) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の措置を講じるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>エ【住民が実施する対策】</p> <p>警戒避難情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従うものとする。</p>	
---	---	--

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第30節 建築物災害応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 建築物</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(イ) 市町村から、被災建築物（震災に限る。）や宅地の危険度判定の支援を要請され、必要があると認められた場合は、職員を派遣するほか、広域的な支援の調整を行う。</p> <p><u>なお、職員の派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</u>（建設部）</p>	<p style="text-align: center;">第30節 建築物災害応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 建築物</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(イ) 市町村から、被災建築物（震災に限る。）や宅地の危険度判定の支援を要請され、必要があると認められた場合は、職員を派遣するほか、広域的な支援の調整を行う。<u>職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</u>（建設部）</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第31節 道路及び橋梁応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 道路及び橋梁応急対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】（建設部、警察本部、道路公社）</p> <p>(ア) 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用によりパトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民のプロープ情報の活用等により情報収集を行う。</p> <p>(略)</p> <p>ウ【関係機関が実施する対策】（地方整備局）</p> <p>(ア) 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所において自転車やバイク等の多様な移動手段の活用によりパトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民のプロープ情報の活用等により情報収集を行う。</p>	<p style="text-align: center;">第31節 道路及び橋梁応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 道路及び橋梁応急対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】（建設部、警察本部、道路公社）</p> <p>(ア) 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用によりパトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民の自動車プロープ情報の活用等により情報収集を行う。</p> <p>(略)</p> <p>ウ【関係機関が実施する対策】（地方整備局）</p> <p>(ア) 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所において自転車やバイク等の多様な移動手段の活用によりパトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民の自動車プロープ情報の活用等により情報収集を行う。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第33節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 構造物に係る二次災害防止対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(イ) 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用によりパトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民のプロープ情報の活用等により情報収集を行う。</p> <p style="text-align: right;">(建設部、警察本部、道路公社)</p> <p>(略)</p> <p>(オ) パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、建設業協会各支部と結んだ業務協定に基づき、緊急輸送道路の機能確保を最優先に応急復旧工事を行う。</p> <p>また、路上の障害物の除去及び応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮し適切な方法を選択する。</p> <p style="text-align: right;">(建設部、警察本部、道路公社)</p> <p>(略)</p> <p>ウ【関係機関が実施する対策】(地方整備局)</p> <p>(ウ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、緊急輸送道路の指定状況、迂回路等の情報について、ビーコン、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>5 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】(建設部)</p> <p>(ア) 緊急点検マニュアルにより <u>土砂災害警戒区域等</u>及び施設の点検を実施する。</p> <p>(イ) <u>土砂災害警戒区域等</u>及び土砂災害防止施設における被害状況の把握を緊急に行う必要がある場合は、長野県砂防ボランティア協会との協定に基づき応援要請を行う。</p>	<p style="text-align: center;">第33節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 構造物に係る二次災害防止対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(イ) 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用によりパトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民の <u>自動車</u>プロープ情報の活用等により情報収集を行う。</p> <p style="text-align: right;">(建設部、警察本部、道路公社)</p> <p>(略)</p> <p>(オ) パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、建設業協会各支部と結んだ業務協定に基づき、緊急輸送路の機能確保を最優先に応急復旧工事を行う。</p> <p>また、路上の障害物の除去及び応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮し適切な方法を選択する。</p> <p style="text-align: right;">(建設部、警察本部、道路公社)</p> <p>(略)</p> <p>ウ【関係機関が実施する対策】(地方整備局)</p> <p>(ウ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、緊急輸送路の指定状況、迂回路等の情報について、ビーコン、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>5 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】(建設部)</p> <p>(ア) 緊急点検マニュアルにより <u>土砂災害等の危険箇所</u>及び施設の点検を実施する。</p> <p>(イ) <u>土砂災害の危険がある箇所</u>及び土砂災害防止施設における被害状況の把握を緊急に行う必要がある場合は、長野県砂防ボランティア協会との協定に基づき応援要請を行う。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>文言の修正</p> <p>国土交通省通知により修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第37節 飼養動物の保護対策</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(イ) 県は、被災市町村長から逸走犬等の保護・収容・救護に関する応援要請等があった場合は、人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置をとる。</p> <p><u>なお、職員の派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</u>（健康福祉部、農政部、警察本部）</p>	<p style="text-align: center;">第37節 飼養動物の保護対策</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(イ) 県は、被災市町村長から逸走犬等の保護・収容・救護に関する応援要請等があった場合は、人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置をとる。<u>なお、職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</u>（健康福祉部、農政部、警察本部）</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第38節 ボランティアの受入れ体制</p> <p>第2 主な活動</p> <p>1 被災者のボランティアニーズの把握を行うとともに、ボランティアの受入れ体制の確保に努める。また、被災地で支援活動を行っているボランティア関係団体と災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置し、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有し、連携のとれた支援活動を展開する。</p> <p>(略)</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 被災者のボランティアニーズの把握と受入れ体制の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】(危機管理部、企画振興部、健康福祉部)</p> <p>(ウ) 長野県社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているボランティア関係団体、災害中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定の状況を踏まえ、災害廃棄物の収集運搬調整などを行うよう努める。これらの取組みにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境の整備を図る。</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(ウ) 市町村社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているボランティア関係団体、災害中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定の状況を踏まえ、災害廃棄物の収集運搬などを行うよう努める。これらの取組みにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境の整備を図る。</p> <p>(略)</p> <p>エ【災害中間支援組織(特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク(JVOAD)、長野県災害時支援ネットワーク(N-NET)等)、広域的災害ボランティア支援団体等が実施する対策】</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">第38節 ボランティアの受入れ体制</p> <p>第2 主な活動</p> <p>1 被災者のボランティアニーズの把握を行うとともに、ボランティアの受入れ体制の確保に努める。また、被災地で支援活動を行っているボランティア関係団体と情報を共有する場を設置し、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開する。</p> <p>(略)</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 被災者のボランティアニーズの把握と受入れ体制の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】(危機管理部、県民文化部、健康福祉部)</p> <p>(ウ) 長野県社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているボランティア関係団体、中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定の状況を踏まえ、災害廃棄物の収集運搬調整などを行うよう努める。これらの取組みにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境の整備を図る。</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(ウ) 市町村社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているボランティア関係団体、中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定の状況を踏まえ、災害廃棄物の収集運搬などを行うよう努める。これらの取組みにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境の整備を図る。</p> <p>(略)</p> <p>エ【広域的災害ボランティア支援団体のネットワーク(特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク(JVOAD)、長野県災害時支援ネットワーク(N-NET)など)が実施する対策】</p> <p>(略)</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>組織改正による修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

<p>2 ボランティア活動拠点の提供支援</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県（危機管理部、<u>企画振興部</u>、健康福祉部）及び市町村が実施する対策】</p> <p>(略)</p> <p>イ【社会福祉協議会が実施する対策】</p> <p>(ア) 県社会福祉協議会は、災害ボランティア活動支援の拠点的拠点として県と協議の上、県災害ボランティアセンターを設置し、県内におけるボランティア活動の全体像を把握するとともに、運営支援者の派遣調整、活動に必要な資機材の調達等、市町村災害ボランティアセンター（以下「市町村センター」という。）及び広域災害ボランティアセンター（以下「広域センター」という。）の設置・運営を支援するものとする。</p> <p>また、市町村センター、広域センター、県、ボランティア関係団体、<u>災害</u>中間支援組織と情報共有し、ボランティア受入れの広域的な調整やボランティア活動の情報発信を行うものとする。</p>	<p>2 ボランティア活動拠点の提供支援</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県（危機管理部、<u>県民文化部</u>、健康福祉部）及び市町村が実施する対策】</p> <p>(略)</p> <p>イ【社会福祉協議会が実施する対策】</p> <p>(ア) 県社会福祉協議会は、災害ボランティア活動支援の拠点的拠点として県と協議の上、県災害ボランティアセンターを設置し、県内におけるボランティア活動の全体像を把握するとともに、運営支援者の派遣調整、活動に必要な資機材の調達等、市町村災害ボランティアセンター（以下「市町村センター」という。）及び広域災害ボランティアセンター（以下「広域センター」という。）の設置・運営を支援するものとする。</p> <p>また、市町村センター、広域センター、県、ボランティア関係団体、中間支援組織と情報共有し、ボランティア受入れの広域的な調整やボランティア活動の情報発信を行うものとする。</p>	<p>組織改正による修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>
--	---	---

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第2節 迅速な原状復旧の進め方</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>3 職員派遣</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>災害復旧には迅速な対応が求められるが、その対応にあたり、被災市町村のみでは、人員の確保が困難となる場合がある。</p> <p>そのため、被災市町村は他の市町村や県に対し、災害の規模に応じ、職員の派遣要請等の必要な措置をとるものとする。</p> <p><u>なお、職員の派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第2節 迅速な原状復旧の進め方</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>3 職員派遣</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>災害復旧には迅速な対応が求められるが、その対応にあたり、被災市町村のみでは、人員の確保が困難となる場合がある。</p> <p>そのため、被災市町村は他の市町村や県に対し、災害の規模に応じ、職員の派遣要請等の必要な措置をとるものとする。<u>職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</u></p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う修正</p>

